

致せられたる名簿が無垢であるにも拘らず、犯人の本國より供給せられたるそれには多數の有罪判決が記載されて居るかとき事例かきはしは到來する。そしてその結果は、當該犯人か、眞に彼れの値するところに従ひて判断され、且つ裁判されることである。

### 結 論

この國際會議に代表者を派遣せる凡ての國に於て或る外國人を裁判することを要する裁判官は、料金免除の電報により、而かも直接その者の本國検事局に照會することによりて、出來得るかきり速かに彼れの本國に於ける彼れの前科に關する報告を徴し得ることを必要とするてあらう。

これ實に、裁判の事業その者を改善し、且つ同時に國際的犯罪者に對して社會を有効に保護すへき一個の卓越なる手段たるものであらう。

しかしながら、そこには、或る國境検事局の手を経ることか、一國內部の検事局に取りて利益たるへき一場合を存する。蓋し、或る被追放者を或る隣國の官憲に引渡すことに關する場合かそれである。そしてこの場合、私は、メツツに於て、我々かそれの機會を生ずる度毎にルクサンブルとの間に實行しつつある一方法を推奨せむとする。即ち、ルクサンブル官憲からフランス官憲に引渡を請求せられたる或る犯人の引渡に關する場合、若しくはその反對の場合に於て、請求國の検事局は、この引渡の行はれ得べき場所及び日時を決定を被請求國の國境検事局に請求する。この場合、被請求國の國境検事局はその場所

とその日時とを決定し、そしてその決定せられたる日時に、被請求國の警察吏は被追放者を請求國の警察吏に引渡すことになるのである。この方法は、極めて單純にして、而かも凡ての隣接諸國によりて有益に採用され得へき一制度を表現するものであり、そしてそれは明らかに事務の敏速と形式の簡易化との利益を代表するものである。

### III

報告者 Sir Basil Thomson, K. C. B.,

Ancien chef de la Sreté, Londres.

世界大戰の開始か旅行者を旅行免狀に關して嚴しき規則に服せしめたる時期に於て、國際的犯人は一個の大なる打撃を受けた。國際的犯人か良い仕事を爲すかためには、國際的雰圍氣か温和であり、旅券を檢査する官吏の面上に、彼等の國に來著する外國人か、恰かもその前に凡ての門戸を開放することを要すへき一個の恩人てもあつたかのように、或る歡迎の微笑か漂つて居ることを必要とする。旅券に査證を要求する制度は正當なる事務家に取りてと等しく、また國際的犯人に取りても確かに面倒であつた。大戰

の繼續中並びに休戦後數十箇月の間、國際的犯人は別の仕事に就かねはならなかつた。何れにしても、若干の期間中、警察は國際犯人の厄難から免かれて居たか、しかしながら旅券に關する制限が緩和された今日、國際犯人は、恐らく従前よりもより重大ではないにしても、また新たに一個の困難なる問題となりつつあるのである。

國際的犯人の専門とする犯罪は大體次の數種である。

- (1)、銀行及び商館に對する詐欺
- (2)、民事詐欺
- (3)、粗製品取引
- (4)、白人婦女賣買
- (5)、詐欺賭博

これ等の凡ての犯罪に於て、その目的は個人の利得である。

國際的犯罪人に對して凡ての國の警察組織の間に於ける協力か久しく實現されなかつたのを見るのは寧ろ不思議である。そこには別に新たな法律の必要を存する譯けてはない。必要なる凡てのことは、たゞ凡ての國の警察組織の間に於て、恰かも一電氣技師か多數の電池を單一の廻線内に連結するのと殆ど同様に、各種の機關を結合することである。この場合たゞ大なる困難は、各國に互りこの一つの中央警察組織

を有する國家が極めて少數に止まることである。各大都市はその固有の警察を有し、中央政府からではないしに、地方行政廳からその經費を支辨され、且つ指揮されて居る。しかしながらこの分權化は、國內の一部分から他の部分に逃れたる通常の犯人に對する力強き協力を妨けては居ない。それ故に、そこには、國際的犯罪人に對して有効に作用すべき一機構を創設するために、單にこの種の協力を國境外に擴充する必要を存するのみである。

しかしながらこの實際的機構はこれ等凡ての政府の關與なしに創られる譯けには行かない。國際的犯罪の凡ての場合に於て、政府は外國警察との聯絡の下に行動すべき任務を有する特別なる一課を各首府の警察内に設置することを要するであらう。かようにして設置されたる國際警察課は、移動犯罪人に對する一つの名簿を作成することを要し、そしてこの名簿は第一に氏名に従ひて、第二にその犯行の遣り口に従ひて分類せらるべきであらう、何故なれば、移動犯罪人は、一度彼れかその遣り口に於て成功したるかきり、これを變更するのは極めて罕れな事態に屬するからである。この場合、凡ての國際警察課に共通の慣例として、國際警察の方法 (methode) に關して有益なる凡ての指示——犯罪手段その他の外的諸條件——犯行の仲間、寫眞等——を包容する一定の型式を採用するべきであらう。そしてかくのとき或る移動犯罪人に對して一つの有罪判決が與へられたるとき、若しくは、彼れか恐らくその本國から脱出するであらうこと、乃至は彼れか外國に赴く意思を有つて居たことこの報告を受けたるとき、各國際警察課は、彼れの赴くべき

蓋然性を存する凡ての國に、これを通報すへきてあらう。彼れか警察の監視を受けて居るといふ事實自體によりて——この事實は久しく彼れに氣附かれずに居るものではないであらう——彼れの活動は著しく萎縮せざるを得ない、何故なれば、國際犯人は——例へば詐欺賭博者のことき——諸般の機會か彼れに取りて極めて不利益なる場合、決してその計畫を進めるものではないからである。

上述するかことき一つの國際的取極めを見たる場合、その運用は次きのことき手續によることになるであらうと考へられる。——殆ど凡ての政府はその國境通過の地點に警察吏を配備して居る。假りに成る詐欺團か、離れ離れに、若しくは相携へてフランスよりスイツツルに赴くと想定しよう。この場合、フランスの警察は彼等を檢擧するに充分なる證據を有つて居ないか、しかし彼等か彼等の國から脱出せむとして居ることかフランスの警察に覺知されたとすれば、フランス警察は直ちにこれをスイツツル警察に通報する。この報告を受けたる國際警察課はこれを國境の官吏に移謀する。かくて、旅行免狀の檢査を受けるために國境停車場に於て下車する被疑者連は彼等か既に官憲に覺知されて居ることを察知する。蓋し私服の警察吏か彼等と彼等の寫眞とを對比し、且つ彼等の行先地に關して、彼等に色々面倒な出問を爲すことの何を意味するかか敏感なる彼等に感知されない筈はないからである。他の何物よりもより多く暗黒面を窺める人々か探照燈の下に立たされることは、彼等に取りて明らかに混亂の初まりである。そしてそれは彼等か有利に爲さむと欲した一つの旅行に對する凶兆の初まりである、彼等は、彼等の障りか決してこ

の國境警察吏を以て終るものではないに、更らに彼等か投宿せむとする凡ての旅館に於て、また次の國境に於て、等しく警察の注意の對象となるであらうことを極めて明確に理解する。この經驗は、多くの熟慮を須ゐることなしに、彼等か最早この種の冒險を斷念するであらうまでに、爾かく鋭敏に彼等の神經を刺激する。かようにして、私かここに説明したかことき國際的協力は、國際的犯罪人に對して、鎮壓的よりも寧ろより多く一個の豫防的效果を有つことになるであらう。

### III

報告者 I. Cornil,

Procureur du Roi près le Tribunal de 1<sup>re</sup> Instance de Bruxelles, Professeur à l'Université de Bruxelles.

所謂國際的犯罪人の防遏に關する一つの合理的組織は、單に多數の國を彼等の活動舞台とする犯罪人はかりてはなく、更らに或る一國の領土内に於て彼等の反社會的行爲を實行したる後、その訴追に對する一つの避難地を外國に覺めむとする凡ての犯人をも等しくその對象としなければならぬ。

右二つの種類の何れに對しても、社會防衛の問題は一つの國際的性質を帶有する。そしてその一方の防遏のために考案される諸々の處分は、また他方に對しても等しく一般的に役立つことになるであらう。

これ等の處分は二つの範疇に類別される、行政的豫防及び刑事制裁か即ちそれである。

前者には敢てこれ等の處分の性質を調和するそれ以上の一つの有効性を附與する譯けには行かないか、しかしこれ等の處分を助長し、且つ出來得るかぎりその完全を期することか必要である。

それか刑事制裁に關するかぎり、その目的とする威嚇の効果は、制裁の峻嚴なることよりも、寧ろそれか敏速に且つ確實に適用されることによりて達成される。

犯罪人の大膽は彼等か處罰を免かれる機會の多少に比例する。彼れの犯罪か發見され且つ處罰されることの確實さは一般的に犯罪人の活動を阻止することになるであらう。

それ故に、本質的に重要な點は、假令犯罪か何れの地に於て實行されようとも、また犯人か何れの地に逃亡しようとも、犯人か常に迅速に且つ確實に逮捕され得るであらうことである。

國家主權の原則はこの問題の凡てを支配する。この原則は、一國家か他の一主權國の領土内に於て、その豫防若しくは鎮壓の行動を行ふことに反對する。これ等の行動は領土主權の及ぶ限界たる國境に於て阻止される。

それ故に、犯罪の防遏は各國家によりて、その固有の領土内に於て、且つその特別の立法によりて供給

されたる手段を以て行はねばならない。

しかしながら、政治的國境は犯罪人の活動の分野を制限しない。犯罪的活動は、重罪又は輕罪の豫備によりても、またその實行及びその効果によりても、等しく數國に跨り若しくは分布され得る。犯罪人は停車さへもしない一急行列車によりて、税關吏の簡單なる検査のためにのみ停車する一自動車によりて、また上空を飛越する一飛行機によりて容易に國境を突破する。犯罪人に取りて、國境は單に一個の理論線にすぎない。然るに、警察官に取りては、國境は、法律上、一個の踰ゆへからさる障壁を構成する、警察官は國境に於てその行動を停止せねばならない。かくて彼れの追跡する犯人か一度國境を突破したる後は、最早犯人の取る方向を見定めることすら出來ない。

若しもこの法律觀念か極めて嚴正に適用されたとしたならば、結局、各國は、或る他國の領土内に於てその罪を犯したる犯罪人のために一個の不可侵的避難所を供給することに歸著する。

かくのとき結果の前にこの原則は反省されねばならなかつた。事物の力は、或る他國の追求する社會防衛の事業に協力することによりて、諸國家か相互に援助を與へることを餘儀なくせしめた。かようにして、國內法の領域に於て、個人權の制限を招來する社會生活のより高き諸要求は、また等しく國家主權の原則に對して若干の緩和を強要するに至つた。

これ等の緩和は、それを生れしめたる諸情況の支配の下に、且つその要求に従ひて漸進的に助成され

且つ確認された。そして諸國の政府はしはしは國際條約によりて、その事實の存在を確認し且つその立法によりてその運用を組織することになつた。

犯罪人引渡と國際司法共助とに關して生じたるものは、即ちそれである。

疑ひもなく、これ等の制度は、一國の公訴權、從つてまたその主權を或る外國の領土上に延長するものではない。これ等の制度は、單に諸國家が相互的に公訴權の實行を完ふし得るかために、相互に供給する一個の援助を構成するものたるにすぎない。しかしそれにも拘らず、一定の目的のために、或る他國のために自國諸制度をして協力せしむべき義務を負擔する國家は、事實上、或る程度に於てその自由を讓渡し、且つその主權に、それに對應する一個の制限を承認するものである。

犯罪人の引渡に關する諸條約が現出し且つ累加したのは、殆ど十八世紀以降のことである。しかしそれにも拘らず、事實上、諸々の情況は、最も古き時代以來、その慣行を必要ならしめた。しかしながら、多くの著述家達の引用する凡ての事例が明らかに立證するかように、そこには未だ逃亡犯罪人の引渡を支配する一つの正規の慣行を存した譯けてはなかつた。引渡を要求する國に取りても、また引渡を要求される國に取りても、その政府の行動を決定せしめたものは、一個の司法上の考慮よりも、寧ろより多く政治上の利害に存した。蓋し被請求國の引渡の動機をなしたものは、或る犯人の處罰に協力すべき希望よりも、寧ろ請求國との間に一個の武裝的葛藤を生ずるの懼れてあつたからである。また事實上、古代に於て

行はれた犯罪人引渡の殆ど凡ての場合は政治的亡命者に關するものであつた、そして中世に於ても、また現代に近接せる一時代に至るまでも、この事態は尙ほ同様であつた。

往時の獨裁制度の下に於て、政治犯人に與へられたる庇護は、被害國の抗議を挑發することによりて、國際生活を不可能ならしめた。また往時に於ける交通の緩慢と困難とは、一般的に、犯人によりてその法律を侵犯せられたる國內に、犯人を保存し且つその國內に於ける犯人の逮捕を確實ならしめるに充分であつた。最後に、これ等の事情の下に、或る一國に於て犯されたる犯罪は毫も他國に反響を與へることなしに済むたのである。これ等の状態の下に、諸國の政府が普通法上の犯罪人の引渡に關して餘り考慮するに至らなかつた理由は、自のつから理解されるのである。

しかしながら、文明の進歩、國際關係の擴大、交通の敏速と簡易並ひに諸觀念の進化は、現今犯罪人引渡條約によりて確認される道徳的連帶の一連鎖を國家間に確立せしめることになつた。今日、各國政府は、最早、自國の政治的擾亂者を、彼等の亡命せる外國に於て訴追することを以て足れりとしなす。加之、思想の自由に對する尊重と政治的犯罪に必然的なる性質とは、この種の犯罪を犯罪人引渡の領域から除外せしめることにすなつた。然るに、これと反對に、凡ての文明國は、何れの國に於ても一つの反社會的性質を帶有する若干の事實の鎮壓に對して、諸國家は何れも一個の共通利益を有するものであつたことを理解した。

半世紀以來、そして特に最近に於て、事態は更らに著しく變改された。交通手段は異常なる發達を遂げ、且つその力を増加した。前代未聞の科學の進歩は汎く犯罪人の利用するところとなつた。大戦は締盟隣邦間に親密なる諸關係を創出した。かようにして、それか現行諸條約によりて公式に確立されて居るかような犯罪人引渡及び司法共助の實際か最早現時の必要に應ずるものてないことは、何人に取りても疑問の餘地なきことである。

我々は言ふてあらう、眼目は迅速に且つ確實に犯人檢擧の目的を達することである。

ここに於て、犯罪人引渡と司法共助とに關する現今の手續に、その形式主義の結果としての、そのの不圓滑とそれの緩漫とが非難されて居るのは極めて正當である。

しかしながら、これ等の缺陷は既に或る特別なる事件に於て救治されるに至つた。實際、白人婦女賣買の鎮壓に就きて一九一〇年五月四日に締結せられたる一國際條約は、『この國際條約によりて豫定されたる犯罪に關する共助の請求は次きの方法によりて行はるべきものと定めて居る。』

- (1)、或は司法官憲間の直接通信により
- (2)、或ひは被請求國の外交官若しくは領事官の仲介により。この場合、この官吏は共助に關する囑托狀を、直接、管轄司法官廳に送致し、且つこの官廳より受託事務の執行を證明する書類を直接受領すべきものとする。

この二つの場合に於て、囑托狀の寫しは必ず同時にこれを被請求國の上級官廳に送附することを要する。』

この方法によりて行はれる囑托狀の送達によりて實現され得る時の節約をここに強調するのは恐らく無用であらう。

被請求國の主權に至りては、各通信の目的物を監督する權能を上級官廳に附與する條約の最終規定によりて充分に擁護されて居る。

この制度は一般化せらるべきものであらう。

事實上既にしはしは行はれて居る取扱としては、囑托狀の一謄本か直接被請求國の司法官憲に送致され、そしてこの送附を受けたる司法官憲は外交的方法によりて傳達される原本の到着を待つことなしにそれを執行するのである。そしてこの取扱ひはフランスとベルギーとの司法官憲の間に於て、殆ど一個の常例的慣行となつて居るものである。

司法官憲の間に於ける國際的司法共助事務の直接交換には濫用の弊を伴ふてあらうといふ主張は毫も理由なき杞憂である。加之、この危險を除くかためには、搜索若しくは逮捕を目的とする受託事務は犯罪人引渡條約に於て豫定されたる犯罪事實に就きてのみ執行せらるべきものであり、且つ如何なる場合に於てもこれ等の囑托は政治的訴追に關係し得へからざるものとする原則を維持することを以て充分とするてあ

らう。

一九九

囑託状の送致とそれの執行との敏速は、それが或る逃亡犯人の取押へに關する場合に、等しく必要である。

犯罪人引渡に關する一八七四年三月十五日のベルギー法律は、或る外國人を處刑し若しくは訴追したる國の官憲よりベルギー官憲に與へられたる公式の一通告によりて、緊急なる場合、ベルギーに於てその外國人の假逮捕を許可する。

ベルギーの締結したる條約の大多數が許可し且つ他の多數諸國の採用したるこの實際の取扱は、普く容認さるべきものであらう。

そしてこの取扱を充分に有效ならしめるかためには、更らに、逮捕状發行の通告、その原因となりたる犯罪事實の精確なる表示及び被捜査人の檢舉されたる場合に於ける引渡請求の聲明を含む郵便若しくは電信による一つの單なる通知に基きて、外國人の假逮捕を爲し得べきことか約定されねばならないであらう。

逃亡犯人の避難地かその者を搜索する官憲によりて覺知されたる場合には、その官憲は被搜索者を拘留に附するために、資格ある官憲に、直接逮捕の請求を爲し得べきであらう。

しかしながら、最もはしはこの潜伏地は覺知されないか、若しくはそれはこの方法を進行し得るかた

めに充分でない。それ故に、我々は、各國に於て刊行される一つの特別公報に（多數の國は既にこの公報を有つて居る）外國逮捕状を掲載することを等しく提唱するものである。そしてこの場合、假逮捕はこの掲載に基きて行はれ得べきであらう。

この掲載は利害關係國の公報編輯課より外國の類似機關に宛てられたる一つの書面若しくは一つの電報によりて爲さるべきであり、そしてこの場合、その書面若しくは電報は前述せる直接通知と同一の諸條件を具備すべきであらう。

これ等の通知は凡て充分なる鑑別を以て爲さるべきであらうのは固より言ふまでもない。即ちこれ等の通知は外國に逃亡したと推定される被疑者若しくは受刑者に對してのみ爲さるべきであり、而かもそれは逃亡者が發見され得ると思料される諸國にのみ制限さるべきであらう。

最後に、公報編輯官は、彼等に困難 (Dilemma) と思料される事件に於ては、その發表を爲す前に、これをその政府に報告し得るものとすべきであらう。

逃亡者を逮捕したる場合には、その通知は如何なる機關の仲介もなしに、直接、請求官廳に爲さるべきであり、そしてこの官廳は直ちに引渡の請求を爲すべきであらう。

犯罪人引渡と司法共助とは、既に着手されたか、若しくは一つの有罪判決によりて尠くとも假りに終了

したる訴追を前提とする。そしてそれは數國の司法權の間に於ける一つの協力を構成するものである。

しかしながら、司法權を帶有する諸官廳と並んで、そこに必要缺くへからざる補助機關は警察官であるか、この補助機關は犯罪防遏に關する現時の國際組織に於て全然閑却されて居るものである。

然るに、彼等警察官なしには、重罪及び輕罪の捜査、犯人の探偵及び鑑識は不可能である。かようにして、また諸國警察の間に於ける忠實にして且つ眞率なる協力は司法官憲が提供することを要する共助の必然的補足として考へらるべきものである。

然らばこの協力は如何にして實現され得るか？

この問題は、部分的には既に事實上解決されて居る。何故なれば、この場合に於てもまた等しく事物の必要か、外國警察官との間に、未だ法律及び條約の認めて居ない諸般の連絡を取るべく誘導したからである。

彼等の職業の遂行上しはしは交換されたる友情の連鎖を利用して、隣邦警察官は相互に彼等の使命の遂行に有益なる諸情報を直接交換するの習慣を薰致した。

これによりて達成せられたる成果は、尠くも諸國の若干警察事務の間に、固より非公式にてはあるか、しかし極めて有效なる一つの聯絡が確立されたまでに、爾かく良好にこの慣例を發達せしめることになつた。

かくのとき一つの慣例は、犯人檢舉の見地に於けると等しく、また豫防の見地に於て、争ふへからざる各種の利益を供與するものである。

この種の慣例は、國際的竊盜、旅館荒し、詐欺師、貨幣偽造者、掏摸のとき犯罪者並ひに國際的犯罪者か會合し若しくは彼等の贓品の賣捌きを爲すと推定される地方に就きて相互に情報の交換を可能ならしめる。

警察間に於けるこれ等の國際的聯絡は一個の實際的必要に順應するものである。これ等の聯絡は諸々の情況かそれを許すに従ひて自のつから創り出され、且つ事態の可能に従ひて發達する。

それ故に、問題は、その實益か不確實であり、且つその運用か射倖的たるを免かれない一つの新たなる制度を創設することにはなしに、かの犯罪人引渡の問題に於て、法律及び條約か單に從來存在せる一つの慣例を確認し且つ規正したにすぎなかつたのと同様に、この場合に於てもまた極めて單純に、既に存在せる慣例を保存し、組織し、且つ擴張することに存するのである。

しかしながらこの公式の確認は是非とも必要である。現今は、單に一部諸國の間に於て、たゞ若干の警察事務に就きてのみ、相互に通牒されて居るにすぎない。そしてこの聯絡は本質的に容假的のものである。それは單に諸國警察官憲の善良なる意思にのみ基くものであり、且つ關係國諸政府の好意によりてのみ存續し得るものである。固よりこれ等諸政府は敢てこれを關知しないのではないか、しかし決してこれ



を尊重する義務を有するものではない。

諸國政府は須らくこの制度の組織化に着手することか緊要である。諸國家の共同動作のみかこれを普遍化し且つ調和せしめ得るであらう。またこの共同動作のみか濫用の危険を防止するために一定の保障を課し得るであらう。警察官達の自發的行動は、それ自體に放任されたのでは、その成果を獲得するに無力であらう。

また現状の諸般の不便を理解し且つこれか救治手段を示唆すべく最も適當なる地位に置かれたる警察官自身も、この問題に關して國家間に一個の協定の成立せむことを熱心に希望して居るのである。

かようにして、一九二三年九月ヴェイナに於て開會せられたる『國際警察會議』は次きの提案を型成するに至つた、——『本國際會議は、刑事警察の一個の有効なる機能のために、凡ての國家の保安官憲か直接の聯絡を保ち、且つ凡ての仲介、就中外交官の關與か避けられることの必要缺くへからざるものたることを宣言する。諸國政府はこれ等の直接聯絡の任に當る權能を附與せられたる官憲を決定することを要するであらう。本國際會議は、各國警察官憲の代表者に、國際條約の方法によつてこれ等の原則を承認せしめ且つ實現せしめるために、各自その政府に向て斡旋の勞を取らむことを委託する』

各國に於て司法警察に共働する凡ての官憲をして、無差別に、或る外國の何れの司法警察官憲とも自由に通信せしめることは、固より可能でない。各國内部に於て一個の集中か是非とも必要である。そしてそ

れは通信の有權性 (authenticité) を保障する唯一の手段である。

單純なる情報の性質をのみ有する凡ての通牒のために他國の類似機關と直接通信を爲す權限を附與されたる中央情報課を各國內に設置することによりて、恐らく一つの實際的組織か實現されることになるであらう。

しかしながら、この場合に於てもまた凡てか新たな創造に待つ譯けてはない。

既に一九〇四年五月八日に巴里に於て調印されたる國際的取極めは、外國に於て淫行を爲さしめる目的に於てする婦女の誘拐に關する凡ての情報の集中を司る一官憲か締約國各自によりて指定せらるべきものと定めた。

ウイennaの國際警察會議 (一九二三年九月) は『通貨、有價證券、小切手及び旅行免狀の偽造の取扱ひ並びに拘摸の取扱ひのために、各國にそれぞれ一課を設置すへき』要請を可決した。

この要請は正に實現されつつある。既に一九二二年以來、オランダ、チエコ・スロヴァキヤ及びベルギーに於ては、貨幣、銀行券及び有價證券の偽造及び變造の鎮壓に關する凡ての情報を集中する任務を有する機構か設置されて居る。これ等の機關はその相互の間に直接通信を爲し且つ他國の政府か彼等に指定する官憲と聯絡を取つて居る。現今、これ等の機關は約十五の國家内に公式の通信員を有する。

スウィツルはかくのごとくにして開拓されたる道程に決然として猛進しつつあるかに見える。スウイ

ツツルは三個のこの種中央情報課を設置した、第一は貨幣、銀行券及び有價證券の偽造に關するものであり、第二は、旅行免狀及び身分證明書の偽造に關するものであり、第三は國際的拘摸、詐欺師、旅館荒らし及び鐵道竊盜に關するものである。

我々は既に、逃亡犯人に對して外國に於て發せられたる逮捕狀を警察公報に於て公示することによりて齎さるべき實利を指摘した。逮捕命令が警察間に於ける直接通牒事項の中に含まれるのは固より言ふまでもないであらうか、尙ほこの外、各國警察公報編輯課は犯罪界に關する他の凡ての情報を相互に通信することを適當とするであらう。そしてそれが現實的に一個の國際的利益を代表するものであるならば、それ等の情報は凡ての國の公報に供給せらるべく、若しまたその利益が一國若しくは數國に制限せらるるものであるならば、それは利害關係を有する國の公報課にのみ通牒せらるべきであらう。

警察間に於ける直接聯絡の機構に一つの正規の作用を保證するかためには、その機構内に包攝される機關の夥多によりて混亂を生ずることを避けねばならない。或る外國警察の協力は常に慎重なる考慮に基きてのみ要求されねばならない。そして公式の性質を有せざる警察官吏が猥りに外國官憲の好意を濫用するに至ることは、絶対に防止されねばならない。

我々の考へるところによれば、警察公報の管理及び編輯は、凡ての國に於て、一つの警察機關に屬せねばならない（ベルギーに於ては『中央鑑識公報』"Bulletin Central de Signalements" はブルユツセル檢事局

司法警察によりて公刊される）。そしてまた我々は獨りこの機關をして警察間に於ける凡ての國際的通信に對する中央事務局の役目を滿さしめむと欲するものである。

若しまた爾かく完全なる一つの集中か一般的に實現され得なかつたとするならば、我々は尠くとも多數の中央事務局が苟くも外國事務局と通信する權限を與へられて居るかきり、これ等事務局は警察公報刊行係との密接なる聯絡に於てのみ、そしてその監督の下に於てのみ、それを爲し得べきものたることを希望するであらう。

かようにして、そこに我々の憂懼すべき諸般の不便は消失するであらう。

警察公報の編輯に任する官憲に我々の附與する優越なる地位は、何れの國に於ても、既に凡ての重要な情報を集中して居るものは、事實上この官憲であり、そしてこの官憲は必然的に他の凡ての國內警察官と絶へざる聯絡を有するものであることによりて是認されるのである。

次きの論點に移る前に、諸國警察官憲の協商の下に成りたるものであつて、且つ諸國政府の注意を値すべき各種の多幸なる發案中、ここに我々か特に指摘せねばならないものは、一九二三年の國際警察會議の採決したる一決議の實行として、毎年開會せらるべき一個の『刑事警察國際委員會』がウイennaに創設せられたる一事である。一九二四年に初めて召集せられたるこの委員會は、國際的犯人に關する一調査係

(Internationalen-Evidanz) とこれ等の犯人の訴追に關する一記録係 (Internationalen-Fahndungsevidanz) と

の設置(ウインナに)並びに就中國國際的犯人に對して發せられたる逮捕狀を報告すべき一國際雜誌の刊行を決議した。

各國に於て法律の尊重を確保するの任に在る諸官憲の國際的協力をより容易ならしめ且つより密切ならしめることによりて、上來考察されたる諸方法は、これ等の官憲をして彼等かその國內立法に於て見出す豫防及び鎮壓の各種手段をより有効に使用せしめ得ることにならねばならない。

かようにして、我々は、國內立法かこの制度に最大限度の效用を與へることに向つて方向附けられることの必要なる所以を検討せねばならぬ。

問題は豫防處分と刑事立法との二つの方面に分ちて考察されねばならぬ。

豫防の見地に於て、我々は外國人の居住に關する一つの嚴正にして精確なる取締規則を推賞する。しかしながらそれは良好なる國際關係を害すべき一つの禁止的意味に於てはなしに、ただ國內に居住する外國人、而かも主として單に一時的居住を爲すにすぎざる外國人に關して、警察に出來得るかきり正確なる情報を得しめることを唯一の目的とするものである。

この目的に於て、旅館、宿舍、下宿の主人及び家主若しくは間貸人に、彼等の家屋に居住する者の氏名、身分、住所、到着及び出發の日を記載する一つの帳簿を備へしめることは、極めて有益たり得るであ

らう。しかしながら、これかためには、この處分が嚴格に勵行され、従つてまた一つの充分なる制裁の下に課せられることを必要とする(ベルギーの實際に於て、この處分の不履行は僅かに五フラン以上十五フラン以下の罰金を以て處罰されるに止まる)。

更らに必要なることは、帳簿の記載が誠實にして且つ正確なることに、宿主か個人的に利害關係を有することである。若しも宿主か、彼等自身錯誤に陥らしめられたることの立證されないかきり、僞名若しくは假名の下に爲されたる凡ての記載に就きて刑事責任を負擔せしめられたならば、この目的は達せられることになるであらう(ベルギー刑法は故意にかくのとき不實の記載をなしたる場合にのみ旅館及び宿舍の主人を處罰する)。

外國人の居住に關する取締規則はまた好ましからざる者の追放に關して正當に行はれたる一つの慣例を認容せねばならない、蓋しこれ等の者の中には、職業的犯罪者と國際的盜賊との階級に編入され得る凡ての者が當然包含されねばならないからである。この處分は、若しもそれか一般的に在つたならば、これ等の好ましからざる者を彼等の國內に壓搾する効果を有つことになるであらう。

凡ての國に於て、警察は港、國境、大停車場、宿屋、娼家及びその他の犯罪者の會合所として役立つ場所を監視する。權限ある諸官憲の一個の合理的協力によりてこの監視をより有效ならしめることが望ましかるべきである。

最後に、贓物の寄藏に特に有利なる若干の商業（行商人、古物商骨董屋）を各國に於て適當に取締ることか必要とされるであらう。

これ等各種處分の性質は専ら豫防を本質とするものであるか、更らに我々かここに検討しなければならぬのは、刑事制裁の領域に於て、諸國家の特殊の立法は更らにこれを國際的犯罪の諸性質と調和するものたらしめ得ないかの問題である。

現時の刑事立法は『一罪主義』によりて支配されて居る。即ちこの主義によれば、假令犯罪が數人によりて實行されようとも、また犯罪的活動が數地に於て行はれようとも、犯罪は常に一個なのである。

この原則の適用は、或ひは犯罪の既遂を正確に決定することの困難によりて、或ひはまた犯罪地以外の或る領土に於て行はれたる共犯行爲を檢舉することの不可能によりて、國際的犯人の訴追にしはしは一個の障碍を構成するものである。

この古い學說に對して、一部の著述家は犯罪可分主義若しくは數罪主義と呼ばれる一つの新しき學說を對抗せむとする。即ちこの主義は、或る活動の主觀的諸要素を考察することによりて、行爲者の複數なる場合には多數犯罪行爲の共存を認めむとするものであり、言ひ換へれば、犯人の數に應じて、犯罪の數』を決せむとするものである。

既に巴里國內刑法會議（一九〇五年六月）に於て、フランス大審院附辯護士フィオレー氏は、この學說

の採用か國際的重罪及び輕罪の鎮壓に向て如何に有利なるべきかを説示した（voir Journal du Droit International privé et de la Jurisprudence comparée, t. 32, p. 785 et suiv）

普通法の凡ての犯罪は、假令犯罪の構成要素を成す種々の行爲が數多の國に於て實行されたる場合であっても、尙ほその犯罪の豫備、幫助又は實行の行はれたる國若しくは犯罪の結果を生したる國の裁判所によりて審判され、そして共同若しくは幫助の行爲は凡て別個の一罪として取扱はれ且つその行爲の犯されたる國に於て訴追せらるべきものとする原則を承認せむことを彼等は提案した。

この新しい觀念は單に純理論の領域にのみ止まるものではない。この觀念は、殊に、白人婦女賣買の鎮壓に關する一九一〇年五月四日の國際條約によりて既に成法の領域に導入された。即ちその第一條、第二條及び第三條によれば、淫行を爲さしめる目的に於て或る婦女を誘拐し若しくは誘惑する行爲は、『犯罪の構成要素を成す種々の行爲が數多の國に於て行はれたる場合に於ても』、條約當事國各自の領土内に於て處罰され得るものと宣言されたのである。

更らに最近、『國際刑法の一般觀念』に關する該博なる一研究に於て、同一の思想を追求するトラヴェール氏は、我々のここに支持する見地に取て確かに興味ある次きの結論に到達した（Revue du Droit International privé et du Droit Pénal International, t. XVI, 1920. p. 301 et suiv）

『そこには一つの廣汎なる原則が採用され、且つ社會秩序に加へられたる擾亂は被害國家の活動權を

せしめるといふ思想から出發して、次きの諸國に、同時に立法上及び司法上の權限を確保することか必要である。

(1)、被告人が正犯として行動したるか若しくは従犯として行動したるか別なく、苟くも犯罪構成要素の一つか全部若しくは一部實現されたる國の各自に、

(2)、苟くも確認せられたる結果か犯罪の成立若しくはその輕重に影響を及ぼすものたるかきりに於て、犯罪的活動の一個若しくは數個の結果を生したる國の各自に、

(1)、若しその利得の實現か、或ひは犯人の點から見て、或ひは刑罰の點から見て、一個の明確なる罪若しくは斟酌することを要する一個の情狀を構成する場合、犯罪に由來する利得の實現せられたる凡ての國に』。

我々はこの結論に左袒することに躊躇しない。

實際、ここに掲げられたる何れの場合に於ても、利害關係諸國の司法官憲は、凡て一つの絶對的獨自權と一つの完全なる行動の自由とを享有することになるであらうし、訴追の豫先條件としての被害外國人の告訴又は外國官憲の告發は不必要となるであらうし、また搜索、逮捕、拘留及び一般的に凡ての豫審上の處分は、別に犯罪人引渡又は共助の請求に待つことなしに、各國の權限ある官憲によりて自由に命せられ且つ執行されることになるであらう。かようにして、訴追、處罰乃至刑の執行は、苟くも各自の關するかき

りに於て、等しく各國に屬することになるであらう。またかようにして、鎮壓の事業はより多くの柔軟性と、敏速性と確實性とを獲得することになるであらう。また同時に、犯罪地の決定に關して極めてしはしは發生する諸困難は消滅するであらうし、従つてまたこれと共にそれに原由する鎮壓の躊躇か一掃されることになるであらう。

しかしながら、かくのとき制度は過度の鎮壓を招來するものではないか？

嚴密なる法律的意思に於ては、この問題は固より考慮を値しない、蓋し外國人に對して企てられたる一つの訴追若しくは與へられたる一つの裁判は、或る他國かその固有の領土内に於て獨立に自から公訴を行ふ權利を喪失せしめ得るものではないであらうからである。

それ故に、ベルギーに於て爲されたる加工行爲によりて、フランスに於て實行されたる一つの罪に協力したる或者か、フランスとベルギーに於て同時に訴追され且つ裁判されることには、何等原則上の障礙を存するものではないのである。

この者はこの兩國の社會秩序を攪亂したものであつて見れば、彼れはまさしくその何れの國に對しても、これか賠償の責を有する譯である。

しかしながら、公平の觀念は、この原則かその極度の嚴正さに於て適用されることに反對し得る。

大多數の立法はこの公平の要求に考慮を拂つた。一八七八年四月十七日のベルギー法律は、同一の犯罪

に就き外國に於て裁判されたる被疑者か無罪を言渡されたるか、若しくはそれに就き有罪判決を言渡されたる後、既にその刑の執行を受けたるか、或ひは期滿免除を得たるか、若しくは恩赦を受けたるときは、凡ての訴追を免除する。

この規定は明かに論理的でない。

蓋し外國に於て言渡されたる無罪は常にベルギー裁判官を拘束する。反對に、外國に於て有罪判決か與へられたる場合、若しも言渡されたる刑か未だ執行を終らざるか、時效を完成せざるか若しくは免除されて居なかつたならば、ベルギー裁判官は依然として自から判決を與へる權利を有し、且つ被告を自由に放免し若しくは一つの別個の刑を彼れに科し得ることになるのである。

我々の觀るところによれば、公平の要求する唯一の事柄は、或る犯人か社會に對して彼れの負擔を二重に拂つてはならないといふことである。

これかためには、裁判所によりて全然自由に言渡されたる有罪判決を執行するに當りて、そこには同一犯罪に就き外國に於て現實に執行されたる刑か常に斟酌せらるべきことか一般的に承認されることを以て充分とするてあらう。

この報告に於て考察されたる凡ての處分は悉く實現の容易なるものである。これ等處分の採用は敢て高

價なる機構の創設をも、また諸國家の國內立法乃至は豫防若しくは鎮壓に關するその現行制度に於ける重要な改修をも招來するものではないてあらう。

加之、これ等の處分は國家主權の原則を充分に尊重する功績を有する。

最後に、これ等の處分は決して俄か拵へる間に合せ物でないといふ長所を有する。國際法の領域に於ては、他の領域に於てよりも更らにより多く、實在の試練に耐へざる架空的構成か警戒されねはならない。經驗から直接に觸發せられたる我々の提案は、第一に、既に老朽の域に達したる諸制度を有する我々の時代の諸種の必要に順應し、第二には、それに或る公式の組織を與へることによりて、未だ漸くそここで仕組まれたばかりのものではあるか、しかし既にその效用を實證し得たる新たなる諸制度を調和的に發達せしめむとするものである。

#### 結 論

(1)、所謂る國際的犯罪人の防遏に關する國家間の組織は、各國に於て、豫防及び鎮壓に關するその固有の立法の適用を最も正確に、最も力強く且つ最も敏速に實現することを目的とせねはならぬ。

(2)、この結果は、法律の適用を確保するの任に在る諸々の官憲及び機構の間に於ける聯絡の容易さを本質的に條件とするものであるか故に、そこには、次きの諸原則に基きて、國家間の協定か達成されねはならないてあらう。

(a)、國際的共助の請求は、被請求國の上級官廳にその書類の謄本を同時に送附する方法によりて、司法官權の間に直接行はれ得へきてあらう。

(b)、その引渡を目的とする外國人の假逮捕は、緊急を要する場合、逮捕狀を發したる外國官憲若しくはその執行を托されたる外國官憲によりて、逃亡者を法律上拘禁し得る權限を有する逃亡國官憲に直接發送される一つの郵便若しくは電信による通知に基きて行はれ得へきてあらう。そしてこの通知は一つの逮捕狀の存在、その原因となりたる事實の表示並びに一つの引渡請求の豫告を包含すへきてあらう。

(c)、警察の或る公式機關によりて一つの警察公報か各國に於て刊行せらるへきてあらう。

この刊行を托されたる諸機關は、相互の間に、即ち國家から國家に直接通信を爲す權能を附與されるであらう。これ等の機關は、外國に逃亡したと推定される者に對する逮捕狀及び收監狀の存在を相互に報告し且つ犯罪界に關するその他の重要な情報を交換し得へきてあらう。

これ等の通信はそれを受けたる國の警察公報に掲載されるであらう。

逮捕命令の公示は、合法なる逮捕狀を存し、それか正確に明示されたる事實に基き且つ被搜索者の檢擧せられたる場合その者の引渡か要求せらるへきことを通告する書面若しくは電報の單なる接受に基きて爲さるへきてあらう。

その引渡を目的とする外國人の假逮捕はこの公示の一覽によりて行はれ得るであらう。

(d)、貨幣、銀行券及び有價證券、旅行免狀及び身分證明書の偽造、鐵道竊盜、旅館竊盜、掏摸、詐欺事件に於ける犯罪人の檢擧及び鑑識を容易ならしめる性質の凡ての情報の蒐集を任とする一個若しくは數個の中央事務局か各國に於て設置せらるへきてあらう。

これ等の事務局は、警察公報の刊行に任する官憲を介してか、若しくは直接に、しかしこの場合には前記官憲との密接なる聯絡に於て且つその監督の下に、他國に於ける類似の事務局と通信する權能を附與されるであらう。

(3)、各國家はその領土内に於ける外國人の居住に就きて一つの嚴正なる監督を保證するために必要な處分を取るへきてあらう。

各國家は、停車場、港、税關、宿屋、妓樓及び犯罪者の會合所として役立つその他の場所の監視をより有效ならしめることに、相互に努力すへきてあらう。

各國家は行商、古物商、骨董商のとき若干の職業を一つの特別なる取締規則に服せしむへきてあらう。

(4)、諸國家の刑事立法は次きの區別に従ひて、その刑罰權を擴張する意味に於て方向附けらるへきてあらう。

(a)、正犯の行爲と從犯の行爲との間に區別を認めることなしに、苟くも犯罪構成要素の一つか全部又は

一部實現されたる諸國の各自に、

(b)、その結果か犯罪の成立若しくは犯罪の輕重に影響を與へるものたるかきりに於て、犯罪行爲の一個若しくは數個の結果が発生したる諸國の各自に、

(c)、或ひは犯人の點より觀て、或ひは刑罰の點より觀て、その利得の實現か若しもそれ自體に於て一つの明白なる罪若しくは斟酌することを要する一つの情狀を構成するときは、犯罪の利得か實現せられたる凡ての國に、

訴追か數國に於て競合し若しくは繼起せる場合に於ける有罪判決の執行に於ては、同一事實に就き外國に於て執行せられたる刑か斟酌せらるべきであらう。

## V

報告者 Hakon Jorgensen,

Sous-Chef de la Police de Copenhague.

## 序 說

社會か國際的及び職業的犯罪人に對して一つの有效なる鎮壓を行ひ得る第一條件は、かくのとき犯人か檢舉せらるべき地を速かに決定する一つの手段を警察か到る處に於て保有すること、従つて未必的干渉か直ちに行はれ得ることである。

彼れの活躍の地盤として彼れの選ひたる國に於て自由に活動し得るかためには、國際的犯罪人は、可能なる最大限度に於て、その國の言語、その風俗及びその民情に精通して居ねはならぬ。彼れは他の注意を惹くことを百方回避しようとする。しかしそれにも拘らず、若しも彼れか既に他の注意を惹いたことに氣附くならば、彼れは、あらゆる手段によりて、彼れの國籍と彼れの生活方法とに就きて世間の目を晦ますことに努めるであらう。そして彼れは、若しも警察か彼れの氏名、彼れの國籍及び彼れの住所に就きて彼れに訊問を爲す場合、直ちに必要なる證明を爲し得るかために、且つ養え切らない或る不確かなる態度によりて、警察に彼れの身分と彼れの經歷とに關して一つの疑惑の基礎を與へないかために、隨時偽りの書類を携帯するであらう。そこには偽はりの身分證明書を入手することか困難でなく、またそこにはかくのとき書類か供給され得る中央事務局をさへ存したことは、まさしく經驗の證明するところである。

しかし、兎も角も身分證明書を携帯する者に對して、若しもその書類の有權性が拒否され得ないとするは、警察は一つの困難なる地位に置かれることになるであらう。



指紋の送致によりて、疑問の人物か一つの偽名を使用したものであることを、その國の中央鑑識課か確かめ得なかつたことの明かになるまで、若しも我々か嫌疑ある凡ての外國人を拘禁しようと欲したならば、輿論は恐らくこれを以て一つの人権蹂躪と認め、一つの不合理なる暴虐と認めるであらうし、また他方に於て、若しも我々かそれを爲さないならば、假令利害關係者の指紋か中央鑑識課に存し、そして彼れの眞の身分か容易に確かめられ得たであらうとも、尙ほ職業的犯罪人は警察の手から逃れ得ることになるであらう。

若しもその氏名を知らなくとも、指紋若しくは相貌を基礎として上記人物の識別を可能ならしめる或る一覽簿を調製することか可能であるならば、事態は自のつから異るであらう。

然るに、經驗の證明するところによれば、相貌の特徴は、かくのとき一覽簿に一つの確實なる基礎を形成し得るかためには余りに明確なる限定性を缺くものであり、而かもそこには常に二重の調査を必要とする疑はしき諸形態を存するのである。例へば若しもそこに二個の疑はしき形態を存するとするならば、それは十六の調査を必要とすることになるであらう。それ故に、この方法は單に不便なばかりではなく、また凡ての鑑識を容易に疑はしきものたらしめるものである。

これに反して、等しく經驗の證明するところによれば、指紋の助けによりて、我々は一大多數の指紋原紙を包容する原簿に於てすらも、極めて敏速にして面かも極めて確實なる一つの調査を可能ならしめる明

確に限定されたる若干の部類を形成し得るのである。加之また指紋番號の助けによりて、我々は或る指紋の詳細に就きて極めて正確なる記述を與へ得る。かくて原簿の番號と嫌疑者の指紋とを對照することによりて、識別か極めて正確に確立され得るのである。

かくのとき一個の原簿か存し且つそれかヨーロッパの凡ての警察に配布されて居ると假定せよ、そして甲地警察にはこの制度に通する一専門家を存するのに反して乙地にはそれを存せないと假定せよ。この場合、その活動方法に關して警察は如何なる地位に置かれるか？

甲地に於ては、嫌疑者の指紋か取られる。この場合三分間にして必要な指紋か採取され、そして五分の後には、原簿の助けによりて、問題の人物か一つの偽名を使用したものなることか證明されると共に、更らにその者の本名及びその身分、犯罪人としての彼れの特性、彼れの格段なる性格、彼れの本國、か確認され、併せて彼れの前科に關する諸般の補足的情報か明らかにされ得るであらう。

これに反して、乙地に於ては、彼れの指紋を取り、そしてこの者か前に處罰されたと考へられ得る諸國に、それぞれその複寫を送致すべく餘儀なくされる。かくて問題の人物は、その回答に接するか若しくは接し得るまで、監視に附せられねはならないことになるであらう。

乙地に於ては、或る人物に嫌疑をかけるかために、甲地に於けるよりもより慎重なる注意を拂はねはならないのは明白である。何故なれば、甲地の警察はその者か嘗て或る重大なる罪に就きて處罰されたるも

のなるか否かを立所に確認し得るのに反して、乙地の警察は、郵便によりて一列の鑑識課に爲したる照會の回答を接受するまで、その者を拘禁状態に置かねはならないからである。近代立法が無實に逮捕、拘禁せられたる者に對して與へる損害賠償は、或る人物か前に處罰されたる或る他の者と同一人なることか殆ど確實なる場合に逮捕を制限する傾向を著しく助長することになるであらう。僅か數分間にして被疑者の識別を爲し得る甲地に取りてはそれか毫も危険を意味するものではないのに反して、同一の識別に達するのために尠くとも數日を要する乙地に於ては、これと全然事態を異にする。一つの不法拘禁を招來すべき不便に對する考慮から乙地の警察はしはしは受働的態度を擇ふことになるであらう。かようにして、職業的犯罪人には一つの良好なる機會か與へられ、そしてそこには、警察か防衛することを要する社會に對して一つの危険か創り出されることになるのである。

これに反して、甲地の警察は毫もかくのとき内的拘束を感することなしに、自由に活動し得るであらう。蓋しそこには別に強制處分を用ふることなしに、被疑者の指紋を得ることはしはしは可能である。加之、假りに逮捕の必要を生じた場合であつても、若し後に至りて警察か被疑者の識別に就きて誤つて居たことか明かになればこの錯誤は極めて速かに訂正され得るのであるから、この逮捕は敢て損害賠償の爾かく大なる責任を招來するには至らないであらう。かようにして、乙地の警察か常に受働的態度を取るべく餘儀なくされて居るかことか感するのに反して、甲地の警察は常に安心して自發的態度を取り得るかこと

き感しを有つてあらう。社會は世界の凡ての警察か出來得るかきり自發的に活動することに最大の利益を有つことには毫も疑問の餘地を存せない。

現今個人識別は如何にして行はれつつあるか

今日警察活動の方法に通ずる人々は、尠くともその大綱に於て、一つの個人識別か如何にして遂行されるかを知つて居る。

我々は凡ての警察署に設備せる装置に於て被逮捕者の指紋を取らしめる。やかてその指紋は郵便によりてその者の屬する國の中央鑑識課に送附される。この場合若しも相當の期間内にその鑑識課より何等回答に接せなければ、我々はこれを以てその鑑識課か與へられたる場合に何等反對の情報を有つて居ない事實上の通告と認める。

若しも特別なる諸情況に徴して問題の人物か外國人なることを信すべき理由を存するときは、關係警察官憲は、更らに、その者の識別に關して外國に於て調査せしむべく、自國中央鑑識課に要求するであらう。この場合、そこには本人の指紋原紙の數葉か取られるであらう、そして中央鑑識課はその者か多少とも久しく居住したことの可能なる諸國の各個にそれぞれの一葉を送附するであらう。例へば、若しもその者かドイツ語、フランス語、イギリス語を話すとするならば、我々はそれぞれ一葉の指紋原紙をベルリン、ウインナ、パリ及びロンドンに送附するであらう。

鑑識課に於ては、個人識別は次きの方法に於て行はれる。

指紋の主要なる諸定型を基礎として、そこには約三百萬の變化を含む一つの型式が作られる。この型式によりて指紋の集成は多數の部類に分類され得る。

しかしながら、同一部類の中に、そこには若干の異りたる人々の指紋を存し得る、そしてそこには、假令それが異りたる人々に出るものにもせよ、正確に同一型式を有する多數の指紋を含む諸部類を存し得るのである。

それ故に、決定的識別のためには、送附されたる指紋の詳細なる形態とそれの關する部類に於ける指紋の詳細なる形態との間に一つの嚴密なる對照が必要とされる。そして凡ての細目に於て送致されたる指紋と符合する一つの指紋が原簿の部類中に發見されたる場合にのみ、同一性が確認されることになるのである。

従つて、個人識別は、一つの普通警察教育を受けたる警察官によりてはなしに、單に特殊の専門家によりてのみ爲され得る一個の實驗である。ヨーロッパに於てこれ等の専門家を有する鑑識課は約三十箇所である。これ等の地以外に於て、個人識別は爲され得ない。蓋し警察は指紋を取ることには出來ても、彼れ自からにそれを使用することは出來ないからである。

それ故に、次きの問題が課せられる。

その指紋が嘗て登録せられたる個人識別課に、郵便によりてその指紋を送附することによりて、警察か或る人物の眞の識別に關して、常に一つの未必的争ひを有つべき危險に放置されて居る現状を以て充分に認むべきか？

そこには、凡ての被處刑者の指紋が送致され且つ一部被疑者の識別に關する諸問題の解決を委嘱され得る一般中央識別課を存せないのてあるから、この識別の問題を根本的に取扱ふかためには、我々は特定の各個の場合に於て、一々問題を型成し且つ上記三十の個人識別課に指紋を送附するの外はないのである。

然るに、これかためには、多くの時と、勞力と人員とを必要とする。そしてその所要時間中に有利なる機會かしはしは逸せられることになるであらう。

今、實際生活に於ける一例を取ることにしよう。

多數の拘摸の嫌疑の下に或る被疑者かコーペンハーゲンに於て逮捕された。彼れは未だ一度も刑を受けたることはなく、そして商用にてコーペンハーゲンに旅行中のものであると主張する。彼れはドイツに於て證明されたる制規の旅行免狀を所持して居る。

コーペンハーゲンの警察は彼れの指紋を取らしめて、これをベルリンに送附する。ベルリンに於ては若しも彼れの指紋が嘗て同市に於て登録されて居たとするならば、この被疑者の指紋か何れの部類中に見出

され得るかを明らかにする一つの指紋型式か作られる。そして送附されたる指紋はその部類中に見出されたる原紙と對比される。然るにこれ等の原紙の何れも、その凡ての細目に於て、送致されたる指紋と符合しない。かようにして、そこには如何なる同一原紙も発見されない。それ故に、ベルリンの鑑識課は此の場合、如何なる情報をも與へることか出来ない。問題の人物は恐らく或る他の鑑識課、例へはヴィンナ或ひはブダペストのそれに於て識別されるものであるかも知れない。

この場合、それか一個の危険なる國際的犯罪人に關するものであるとの見込の下に、恐らくはまた上記の指紋紙は、上記人物に關する情報を求める試みの爲めにこれ等の他の鑑識課に送付されるであらう。而かもまた、或る事件かかくのとき照會を爾かく廣き範圍に於て試みるかために充分大なる重要性を果して有するものであるかを決定することは極めて困難である。

假令その犯人か或る微罪のためにコーペンハーゲンに於て逮捕されたるものであつても、若しも彼れか諸般の完全なる證據を供給され得へき或る重大なる罪に就き或る外國に於て捜査中の者であるならば、彼れは恐らくその眞の身分を隠匿するに違ひはい。

それ故に、所犯の大小に拘らず、事件か充分なる重要性を有するものと思料されるときは、指紋紙は、例へは、ウインナ、ブダペスト、ローマ、マドリッド、パリ、ロンドン、アムステルダム、ロッテルダム、ブルユツセル、オスロー（クリスチャナ）及びストックホルムに送附される。しかしそれは決して僅

少なる勞力ではなく、而かも多くの時を要する問題である。

これ等都市の個人識別課に於てベルリンのそれに於けると同様の調査が行はれて、而かも等しく消極的結果に終つたと假定せよ。

若しもコーペンハーゲンの警察か問題の人物によりて犯されたる罪に就きて裁判所に有罪の心證を與へ得なかつたとするならば、この場合、そこには如何なる處置か取らるべきか？ 恐らくは、彼れを國外に追逐することによりて、彼れを釋放するの外はないであらう。

假令コーペンハーゲンに於て逮捕せられたる件の人物か上記諸都市に於て覺知されないからとて、しかし、彼れは、例へはダンチヒに於て、若しくはブラーグに於て、或ひはまた恐らくはデュブランに於て必ずしも覺知され得ないとはかきらない。否、寧ろ彼れは或る殺人犯として、或る銀行荒しとして、若しくはこれに類する重大犯人として、これ等の地に於て熱心に捜査されて居るものであるかも知れない。そして例へはデュブランには彼れの指紋原紙か保存されて居るのかも知れない。若しもこれ等の都市の一つにまた一葉の指紋紙か送られたとするならば、恐らくヨーロッパの最も危険なる犯罪人の一人か逮捕され、そして永久に無害化の状態に置かれ得たのかも知れない。

然るに、反對に、彼れは釋放され、そして社會に放還される——かようにして、そこには、個人識別に對する現今の手段か不充分であり、そして問題の人物か彼れの本名と彼れの前科とを正直に告白せむと

欲するものなるか否かの點に懸念を有つまでもなく、苟くも彼れか現存する地に於て、直ちに個人識別に關する問題に解決を與へることの可能なる一個の個人識別法を發見することの極めて重要なことが認識されねばならない。

これかためには、現時行はれつつある各種個人識別制度に、更らに一つの補足的制度を附加することか必要とされるであらう。そしてこの補足的制度に我々は隔地個人識別法 (Système d'identification à distance) の名稱を與へた。何故なれば、この個人識別は、指紋原紙の保存せられたる地以外に於て、全世界の凡ての警察署に設備され得る一つの指紋簿 (index) 中に印刷され得る一つの型式に基きて直接行はれ得るものだからである。

#### 隔地個人識別法とは何ぞや

隔地個人識別法は、一部分、在來の個人識別法と同一の觀察を基礎とせる諸型式の全體に基きて、一部分、それ自體に一つの確定的個人識別を可能ならしめる極めて精細なる觀察を基礎とせる他の諸型式に基きて構成せられたる一個の個人識別法である。そしてこの個人識別法に關しては、就中、私の次きの數著を參看されたい。

Méthode d'identification à distance et classification monodactylique (『隔地個人識別法及び一指分類』), Copenhagen (Arnold Busch), 1923.

Lehrbuch des Fernidentifizierungsverfahrens. Berlin (A. W. Hayn's Erben), 1922.

L'identification à distance, Bruxelles (V. Ferdinand Larrier), 1921.

Distance Identification and One-Finger Registration. New York (International Police Conference), 1923.

(1)、第一部類の諸型式 (分類の型式) によりて、我々は、根本的に、舊來の識別法 (鑑識課の識別制度) に於て使用せられたるそれ等に對應する一列の部類を構成する。そしてこの助けによりてそこには微表書 (人相書) か編成される。

(2)、第二部類の諸型式によりて、我々は、關係人物の指紋に於て見出される詳細なる細目を表示する若干の數字の助けにより、て一定の規則に従ひてこの指紋の嚴密なる一つの記述を獲得する。従つてこの識別法に通ずる者は、その記述せられたる指紋と後に至りて提出せられたる一つの他の指紋との間に於ける完全なる一致を確認し得るであらうし、そしてこれに従ひて、指紋の間に於ける一つの直接對照を爲すことなくして同一性を確定し得るであらう。かようにして、我々は單に指紋の主要なる諸定型に就ての一つの記述を以て満足するものではなしに、更らに、これ等諸定型に含まれたる詳細なる細目に就きての一つの記述をこれに附加するのである。既に、我々の閱したる一大多數の經驗に徴して、我々は單一の場合に於て、同一の型式を有する異りたる二人を發見することはなかつた。

理論上可能な異徴の数は次きの数字によりて表はされ得る。

二五、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

加之、若しも我々か、性、年齢、身長、毛髪の色、鼻の形及び耳の大きさのとき、或る人物に於て證明するに容易なる他の若干の特別なる定型に注意せむとするならば、我々に更らに三、〇〇〇の結合可能態を計算し得る。

これ等の数字は、これを實際的に言ふならば、そこに存する結合可能態が無量大であり、そして異りたる二人に對して符合する型式を有つことの可能性が無量小であることを意味するものである。

かようにして、我々は凡ての他人を排除して各個の人に獨特なる一つの型式を確定する一個の可能性を獲得した。若しも我々か或る人物の指紋型式を知るならば、假令その者か何れの地に在るにもせよ、我々は彼れの識別を爲し得る。そして凡ての型式は数字的順序に於て登録され得るのであるから、我々は數千の指紋を包容する一つの指紋簿に於て、或者の指紋に従ひて、その者か指紋簿中に登録されて居るか否かを速かに調和し得るであらう。

凡ての職業的犯罪人の型式を登録する一つの指紋簿は書籍の形式の下に印刷され得る。そしてこの書冊は世界の凡ての大警察官署に頒布され得るのであるから、この場合、我々は職業的浮浪犯人の發見される隨所に於てその機能を發揮し、彼等の眞の人格と彼等の職業の表現する危険とを剔抉すへき一つの個人識

別課を到るところに有つことになるであらう、そしてそれは一つの有效なる方法に於てこれ等の犯人を鎮壓するために、一つの本質的條件を成すものである。

しかしながら、この計畫の實現を見るかためには、その條件として、指紋簿を作成し、指紋の諸型式を分類し、且つ苟くもそこに登録せられたる人物は、隨時、隨所に於て識別され得るかためにこれを全世界に送附し得る一つの共通事務局に、凡ての危険なる職業的犯罪人——この中には特に凡ての被捜査者をも含む——に關する諸情報を送致することに存する凡ての諸國若しくはその一部諸國の間に於ける一つの協定が要求されることになるであらう。

實際生活に於て、或る人か犯罪の嫌疑を受けて或る警察署に留置されるのは、極めて頻繁に行はれつつある事例である。然るに、その後の取調へによりて嫌疑は減弱される。そして多くの國の立法によれば、警察は被強制者を二十四時間内に釋放するか、或ひはまた強制處分か維持されねばならないとすれば、嫌疑の確定的理由を附してその者を裁判所に送致することを要するものであつて見れば、そこにはこの者に對して不利益なる證據を擧げるかために、しはしは二十四時間の猶豫しか與へられ得ないことになるであらう。ここに於て、警察は、就中、その者か一つの過去を有つて居ること（例へば、彼れか一個の職業的捕摸、又はこれに類する前科者であるかとき）を證明し得ないかきり、彼れを釋放するの止むなきに至るであらう。然るに若しもこの種の證據が存するならば、その者を留置するために裁判所の課する諸條件

は著しく軽減されるであらう。それ故に、若しも被強制者か別個の事件の被捜査者たることか證明され得るとすれば、警察は尙ほより良き地位に置かれることになるであらう。

然るに、被捜査者は、訴追から免かれるために、最もしはしは一つの偽名の下にその身分を隠晦すべく努めるのは恐らく當然であらう。被捜査者かこの方法によりて成功したる場合は、情狀の性質上、多く警察に覺知されるに至らないのか一般である。しかしそれにも拘らず、そこには、時々、かくのとき場合の存在を確認する機会か與へられる。

この點を明らかにするために、實際生活から一二の例を取ることにしよう。

(1)、或る地方の小都會に於て行はれたる一強盜事件に就き、犯罪の行はれたる直前又は直後に或る疑はしき人物かその往來を通過したることを誰れか認めたものかありはしなかつたかを取調へるために、一人の刑事か自轉車で或る往來に送られた。或る村落に於て、彼れは二三の疑はしき人物に出會つた、そしてこれ等の者を最寄りの警察分署に引致した。若しもそこに上記のような一つの指紋簿を存したならば、假令彼れかこの識別法に就きて一つの限られたる知識しか有つて居なかつたとしても、尙ほ彼れは、これ等の疑問人物か嘗て處罰せられたる一組の強盜犯人と同一人であつたことか嫌疑を速かに確認したてもあらうし、従つて彼れの逮捕の權利に關する疑ひは毫も起り得なかつたてもあらう、然るに、上記の人物は何れも彼等の身分に就きて、差し當り非認の餘地なき一つの釋明を與へた。そして件の刑事はこの事態に基

きて彼等を逮捕することは法律上許されないと考へた。それ故に後に至りて、彼れのために大きな面倒を惹き起す俚れあることを考慮して、彼れはこれ等のものを釋放した。しかし若しも、彼等か、更らに間もなく、偶然にも警察の手に捕へられなかつたとするならば、この釋放は多數の人々に或ひは大なる損害を値することになり得たてもあらう。

(2)、一人の酩酊婦人か捕はれた。

彼女は警察署に留置された、そして被捜査者の中に、彼女に與へたる氏名に該當する人物を存せなかつたか故に、警察は彼れに一つの料料を支拂はせた後に、翌朝これを釋放しようとして居た。

然るに、釋放に先たちて一刑事は彼れの指紋を取らしめた。そしてその結果、警察か釋放しようとして居たこの人物はコーベンハーゲンの警察か執心に捜査せる一個の危険なる犯人であつたことか確認された。かようにして、警察は、警察自身の極力捜査せる一人物を徒らに逸脱せしむるの愚を免かれると同時に、思ひかけなき一つの收獲を得たのである。

しかしながら、論者は、主張した警察は間違を爲し得る、従つてそれか單に専門家の手に托されるのではなしに、警察の手に任かされるのでは未だこの制度を以て充分とする譯けには行かない。しかしここに注意せねはならないことは、若しも錯誤の可能性を存する場合、警察か常にその活動を差控へるとするならば、警察の能力は著しく制限されるであらうことである、何故なれば、人間の凡ての事業は錯誤可

能の法則に服せしめられて居るからである。然るに、これ等の可能性にも拘らず、警察は尙ほ活動しなげれはならない、蓋しそれは、恰かも一地方醫か、假令そこは一専門醫の診療をより望ましきこととしたてあらう場合に於ても、尙ほしはしは直接患者の處置に干與せねはならないのと一般である。犯罪人防遏のためには、假令最小の機會てさへも、尙ほこれを利用することは、警察の最高義務なのである。

現時、警察の行動しつつある諸條件を基礎として言ふならば、固よりこの反論は正當であつたとしても、しかしそれは毫も重大なるものではない、蓋しこの場合、その錯誤は、事件か専門家の爾後の検査に附せられるや否や直ちに訂正されるてあらうし、そして被疑者が警察の爲したる識別の正確を否認する場合、この専門家の検査は常に行はれることになるてあらうからである。

裁判の言渡される前に、一個の假識別たる隔地的識別は、指紋そのものの間に於ける一つの精細なる比較、言ひ換へれば、單に或る制限されたる數に於てはなしに、凡ての指紋特徴の間に於ける一つの比較、従つてまた、單に一大確實性を與へるはかりてはなく、一般に、錯誤の凡ての可能性を排除する一つの調査に準據した一専門家の斷案によりて常に代位されねはならないのは、固より言ふまでもない。

隔地的個人識別は長期に亙る一つの誤りたる強制處分に對して公衆と警察とを保障する一つの假識別であり、鑑識課の個人識別は確定的識別である。

これ等の問題に關して、既に十年間の日課を閲したる後、私個人としては、更らに、上記の反對寧ろ認

れるものど考へるのである。そこには既に數千の識別かこの方法に従ひて爲された、そして錯誤を犯すものは、やつと手はときをされたばかりの初心者に限つて居る。苟くもこの制度の運用を修得したる一刑事は他の方法を以ては避けかたき錯誤の多數を回避し、而かも決して重大なる錯誤を犯し得るものではないてあらうことを、私は敢て主張するものである。

而かも他方に於て、時かそれを許すかきり、そこには可能なる最大確實性の與へられない如何なる理由をも存せない。従つて、若しも識別の正確か被強制者によりて否認されるときは、確定的決定のため、事件は常に最も速かに關係者所屬の國の個人識別課の調査に附せられねはならない。

問題とされたるこの新制度の確立に關する提案に對して、現在、世論は如何なる態度を取りつつあるか？

ニューヨーク、ウインナ、ブリュッセル、ベルリン及びハーゲンに於ける一列の國際會議に於て、この制度の論議を経たる後、世論は、この問題か單に指紋學の本質的一問題たるに止まらないて、更らにより一般的なる警察學的一問題たることを認識し初めた。加之、多くの指紋學の技術家たちは、この制度か、極めて著大なる範圍に於て、諸國鑑識課を人間と實際生活の諸問題とに接觸せしめるものであり、従つてまたこの制度かこれ等鑑識課に對して大なる諸利益を提供するものであることを完全に理解した。



この場合、若干の設例を引用することが必要である。

我々は先づ問題が可なり重要な一商港に関するものであり、そしてその地警察に職業的犯罪人に関する国際索引 (Index international des criminels professionnels) 並びに被捜査人に関する国際索引 (Index international des recherches) が送附されて居たと假定する。設例一、——商港警察は入國のために必要な身分證明に關する如何なる書類をも携帯せざる一外國人を引致した。その外國人は彼れの旅行免狀が途中盗難にかかつたと陳述した。彼れは保安警察に引渡された。かくて彼れの指紋が取られた。そして地方鑑識課は、彼れが被捜査人国際索引中には見出されないか、しかし反對に、職業的犯罪人国際索引中に記録されて居るものであり、そしてヴァルソヴィヤとロツナルダムとに於て、拘捕と強盜とに就き數回處刑されたものであることを、直ちに確認した。

設例二、——或る酩酊者が一警察署に引致された。署員中に一人も彼れを識つたものはなかつた。鑑識課は、彼れが被捜査人国際索引中に存するものであり、そして激情性犯罪の被疑者としてブカレストに於て捜査中の者であることを直ちに發見した。

設例三、——一人の乞丐が逮捕された。彼れはひどい訛りのあるデンマーク語を話して居た。彼れは決して乞食はしなかつた、而かも彼れは乞丐か罪になるものとは知らなかつたと主張した。

然るに、刑事巡查は、隔地的鑑識簿 (index d'identification a distance) の助けによりて、彼れの人相書が職業的犯罪人索引中に存することを直ちに認識することか出來た。彼れはイタリヤ、スウィツル及ヒオーストリヤに於て持兇器竊盜に就きて處罰されたものであつた。そして彼れの特性は、酩酊者を目當ての竊盜と持兇器竊盜とに存した。

設例四、——美裝した二人の人物が見かけたところ別段何の用もなしに、數回或る銀行に出入したのを見て行員の疑ひを招いた。これ等の人物は銀行内では理解されない一外國語を話して居た。そこで一刑事が呼ばれた。そして彼れは、その場に於て、直ちにこれ等疑問の人物が南部フランス (ポルドー) に於て大膽なる銀行荒らしとして識られた者共であることを確認し得た。そして彼等に對して直ちに行はれたる檢索によりて、彼等が裝填せる拳銃を所持することか發見された。

設例五、——巴里からの一電報は、次きの徵表を有する一人物が捜査されて居ることを報した。——大なる凸狀鼻、對耳珠に製け目ある大なる双耳及び突出顎、隔地的識別型式五三三三、五四四四四等。

商港區域を捜査したる警察はこのベルチヨン式徵表に合致し得る四名の人物を發見した。隔地的識別の型式によりて、これ等の人物の中、その一人のみが隔地的識別の關する徵表の一般型式、即ち十指の主要原型に符合することか直ちに確認され得た。他の三名は国際索引中に見出されなかつたので釋放されたか、

前記一名は、型式の爾餘の特徴もまた等しく符合したので逮捕された。

設例六、——國內數個の裁判管區から二十葉の指紋原紙が郵便によりて到着した。これ等の原紙の五枚には、關係人物の言葉に或る訛りを存することか記されて居た。これ等の人物の一人は國際被捜査人索引中に、ベルリンに於て重き情狀を以て犯されたる竊盜及び殺人の被告人として發見された。そして彼れは逮捕されねばならなかつた。

設例七、——或る夜警察の行ひたる一齊檢擧によりて二十名が逮捕された。直ちに鑑識課に送られたるこれ等凡ての者の指紋の検査はデンマーク資料の調査に於て、何れも一つの消極的結果を與へたか、しかし反對に、その中の二人は國際被捜査人索引中に於て、ハムブルグに於ける風俗に對する罪の被捜査人として發見された、そして彼等は勾留されねばならなかつた。

これ等の例は無限に増加され得る。そして一部機械的なる一つの鑑識の下に、各國の警察は、極めて大なる努力を須ゐることなしに、他の諸國に於ける警察と互に提携して活動し、且つ同時に自國の利益と外國の利益とを併せて實現し得ることになるであらう。ここに要求されたる鑑識は、本來の意味に於ける一個の負擔としては殆ど感せられないであらうし、否寧ろそれは、元々最大の興味を以て識別課の職員によりて開始されたる鑑識事業を、更らにより興味な、より満足的なものたらしめるだけのものであらう。

かようにして、そこには一大國際警察の設置のために敢て莫大なる經費を犠牲とする必要を存することなしに、國際的協力が完全に發揮され得ることになるであらうし、そしてその効果は、國際的及び職業的犯罪人の側から速かに認められることになるであらう。

現今、この方法の使用に關して、實際家側の人々はこれを如何に考へて居るか？

#### この制度の批評

一九二三年のウイenna國際警察會議並ひに一九二二年及び一九二三年のニューヨーク國際警察會議は、一列の専門家達にそれぞれ研究の機會を與へた後に、遂に隔地的個人識別法を採用することになつた。

ブルユツセルの一會議に於て、スコットランド・ヤード(ロンドン警視廳)の識別課長は鑑識課外に於ける個人識別の凡ての形式に對する極めて熱心なる一反對者であつたことが示された。

この會議に於ては、四時間の實習の後に一つの經驗が爲された。即ちこの實驗に於ては、私の助手達によりて、ブルユツセルにその指紋原紙の複本を存し且つ會議の參列員たちによりて指定せられたる五名の人物に對して隔地識別法の型式が構成された。これ等の型式は識別課員に交附された。識別課員は上記諸型式の助けによりて、ベルギーの型式を發見し、問題の部類を索めた、そしてその部類に於て隔地識別型式の細目表示に正確に一致したる一つの徵表原型(motèle de signalement)が見出され、依つて識別は確立され得た。かようにして、會議の凡ての參加者は識別的結果の正確を監査する機會を有つたのであ

る。

ニューヨーク識別課の二代表者、オランダ警察の二代表者及びブルユツセルの二代表者は、特に、警察に於て使用せられたる他の各種の方法か識別課外の鑑識に於て與へる確かさとの比較に於て、隔地識別法の確かさに關して説明する機會を有つた。

これに關する記述は、ベルギー司法省か識別課長ボルゲルホーフ氏によりて編纂せしめた印刷報告に詳かである。この報告は、コーペンハーゲン警視廳識別課に書面を以て請求され得るであらう。

國際的個人識別に關する第一回講習は一九二四年の夏期にコーペンハーゲンに於て行はれた。そして次きの諸都市は何れもこの講習に参加員を派遣した、ブダベスト、ゴータムブル、ヘルジングフォールス、オルソー(クリスチヤナ)、ルユーベック、マルメー、ブラーグ、ロツテルダム、ヴァルヴィヤ、及びウインナ。

十五日間の講習を経たる後、この講習の参加者は極めて確實に隔地識別法を運用した。そしてそこには、更らに十五日間の實習(全體にて一箇月)を以て、これ等の講習會員は更らに後段第二部に記述されたる指分類法を確實に運用し得るであらうことこの經驗か爲された。この講習に参加したる凡ての者は、この隔地識別法か一つの驚くべき確かさを以て行はれ、且つ實際的に言つて、そこには凡ての錯誤か除かれたことこの事實に關して、アメリカ及びスイツツルの専門家たちと同一意見に到達した(これに關する

多くの聲明を存する)。

かようにして、そこには、職業的犯罪人の指紋簿に關する年鑑及び被捜査人に關する月鑑制度の確立によりて一大進歩か達成されるであらうことに、毫末も疑ひを挟む餘地はない、蓋しこれ等の一覽簿によりて或る人物の身分、彼れの前科、若しくは犯人としての彼れの特性は、直接現場に於て、而かも長期の強制處分を用ゐることなしに、これを確認することか可能となり、またこれによりて、彼れか現に或る罪のために捜査中に屬するものたるか否かの問題に直接解答することか可能となるからである。

#### 隔地識別法の實施

かくのことき一制度か實際生活に全然有益たり得るかためには、差し當り如何なる實際的處置か要求されるべきであるか?

(1)、そこには、諸國か講習を受けるために若干の有資格者を派遣し得べき一つの講習會か開設されねばならない。これ等の講習には、参加者かこの識別法の完全なる修得に達するに必要なだけの期間か與へられねばならないのは勿論、更らにまた、この識別法の運用に完全に通達し得るかために、彼等か指紋簿の編成によりて親しく日々の實務に参加するの機會を有ち得るに足るだけの餘裕を存せねばならない。従つてこれ等講習會の開催地としては、これ等指紋簿の編成せられたる地か選はれねばならない。

上記諸會議に於てこの識別制度か採用せられたる後、今日まで専らデンマーク國の助成の下に、隔地識

別に關する種々の一覽簿を編成したるコーペンハーゲンの隔地識別課に補助金を交附すべき問題が諸方面に於て論議された。若し今後凡てのヨーロッパ諸國から補助金が交附されるとするならば、各國家の分擔額約三、〇〇〇クローネを以て、諸帳簿の編成に要する經費とこれ等書冊の刊行に要する費用とが完全に支辨されることになるであらう。

スウェーデンは一九二四年度に向つて既に六、〇〇〇クローネの寄附を爲したことを注意せねばならぬ。

(2)、諸國の教師養成を目的とするこれ等の講習會の外に、更らに、各地警察官署に於て隔地識別簿の取扱に任する一名若しくは數名の保安吏、就中、大都市、海港及び鐵道中心地の刑事巡査のために、或ひはまた上記一覽簿を存する地方識別課に勤務する官吏のために、充分なる數の講習會が各國に於て開催されねばならない。

(3)、次に、そこには、凡ての危険なる職業的及び國際的犯罪人の一般的指紋簿を編成することか必要である。そしてこの一覽簿は、毎年その年間に作られたる補充的一覽を附して複製されねばならない。

この方法によりて、そこには一大多數の異りたる指紋簿を調査するの煩累と時間の浪費とが避けられることになるであらう。

(4)、毎年刊行されるこの一般指紋簿の外に、そこには各月、若しくは更らに頻繁に、一つの國際的被捜査人一覽が發送されねばならない、蓋しこれによりてヨーロッパに於ける凡ての警察署は、同時に捜査中に屬する國際的犯罪人に就きて報告されることになるであらう。これ等の被捜査犯人は凡て指紋の型式に従ひて分類されるのであるから、彼等は、彼等の氏名と彼等の前科とに關する彼等自身の供述とは無關係に、迅速に捜査され得るであらう。

ウイennaの常設警察委員會は、機關として、警察雜誌『保安』(Öffentliche Sicherheit)の頒布を決定した。そしてこの雜誌の編輯部は、國際的被捜査人の報告を爲し且つこの報告に於ては、同時に、隔地識別の型式に従ひて分類されたる國際的被捜査犯人の徵表(人相書)を表示するために、同誌中に特別の一欄を設くべき問題を協議した。

若しも實際生活に於てこの計畫を實行することか出来るならば、そこには恐らく重要な一大進歩が實現されるであらう、そして數年ならずして、そこには、かくのとき一識別制度の適用と價值とに關して幾多の實際的經驗が實現され得るであらう。

#### 隔地識別課

デンマルクの凡ての警察官署に、警察官吏をしてこの新制度を修得せしむべき機會が與へられたる後に、デンマルクの職業的犯罪と警察の被捜査犯人とに關する隔地識別法の諸型式を編成するために、隔地

識別課が組織された。職業的犯罪人の指紋簿は各年毎に編成されるのに反して、被捜査犯人の一覽は各月に送附される。

この被捜査人一覽は、新一覽中に、前の一覽中に存する被捜査人が絶へず再録される方法によりて編成される。従つて警察官吏が問題の人物を調査するかためには、常に單一の一覽に就きて検索すれば足りるのであつて、或る人物が捕へられ且つその身分を識別するの必要を生したる度毎に、敢て各月の一覽に就きて取調へる必要はないのである。

多數の外國専門家がこの制度を研究するためにコーペンハーゲンに送られた結果、當今、假りに、隔地識別課の主腦部には、デンマーク、オランダ、スウェーデン及びスウイツル諸國の一代表者が這入つて居る。そして隔地識別課は、やかつて、職業的犯罪人の國際的一覽簿の刊行を初めた。尙ほ國際的被捜査犯人の指紋一覽も等しく發送されることになつた。

假りに、これ等の一覽簿は、デンマルク、コーペンハーゲン警視廳隔地識別課宛にてその請求を爲す全世界の凡ての個人識別課と警察官署とに有償にて交附される。尙ほこの識別課に於ては、専門家及び保安吏かその所屬國の警察官憲によりて講習の参加者として派遣せられる場合には、彼等に對して、毎年一回、無料にてこの制度の修得のために講習會が開催される。

これ等の講習は各年擇一的にフランス語、イギリス語、ドイツ語及びデンマーク語に於て行はれる。即

ち一九二五年九月にはイギリス語に於て、一九二六年九月にはフランス語に於て、一九二七年九月にはドイツ語及びデンマーク語に於て。

アメリカの専門家たちに對しては、ニューヨークに於て講習される。

#### 一指分類の科學的統計の試み

苟くもその指紋が充分なる紋點(紋形)を包含するかきり、一指の指紋か同一性を確立するために完全に充分であることは、専門家の間に毫末の疑ひをも存せない。然らば、そこには幾何の符合點か要求されねばならないか? この問題には多くの疑問の餘地を存する。一部の人はそれの十二を必要と考へ、他の人々はそれ以下にて満足せむとする。私は、嚴密なる一つの統計的研究の後に、指紋の異りたる細目は、極端に相違せる、而かもまた指紋に於けるその位置に従ひても相違せる一つの徵表價值を有するものであり、従つてまた指紋の證明價值は單に點數にたけてはなく、更らに一つのより高き程度に於て、細目の性質と位置とに關係するものであることの確信に到達した。

しかしながら、私はここにこの問題に就きてより精細なる説明を與へる譯けには行かない。

兎も角も、一指の指紋か同一性を確定するためにそれ自體に於て一つの充分なる基礎であることには何人にも異論なきに拘らず、而かも實際生活に於ては、特別なる帳簿に各指(一人十指)を登録するためには克服すべからざる多くの困難が生ずるであらうと考へられて居る。そしてこれ等の困難は同一性質のも

のてはなく、一部は作業自體か非實行的たることに存し、一部は、これかために適當なる制度を缺くことに存するであらう。

この後の點に關するかきり、コーベンハーゲンの隔地識別課に於ては、そこに検査すべきそれと同一なる一つの指紋を存するとき、その關係指紋か發見され得るようにならざるに多數の指紋を登録することの可能なる隔地識別法に類似せる一方式を編成することに成功した。

固よりこの方式は極めて容易なものではない。そしてかくのとき帳簿の編成、維持及び使用は、實際に於て、極度に練熟せる専門家を要求することになるであらうか、しかし苟くもそれか實現されるかきり、この事業は疑ひもなく有益に利用され得るものであらうと私は確信する、蓋し、多くの地方に於て現にそうであるかように、そこに送附されるものは、確かに累犯者若しくは一つの職業の遂行として罪を犯す疑ひある者、或ひはまた單に破壊竊盜犯人の指紋に限られるであらうからである。

第一の點も——作業か實行困難とされる——また拒否されねはならないかに見える。

この作業の可なり困難たるへきは、固よりこれを認ねはならない。そしてそれか利用可能であるか否かの問題は、多少とも、この制度か實際生活に於て有つべき效用に關係するものである。

一人の助手か、日々爲し得るこの作業の分量を検することによりて、我々はこの作業の有つべき大きさに就きて一つのより良き印象を獲得するであらう。ここには先づこの作業か極めて骨の折れるものである

ことを注意せねはならぬ。そして一人の助手をして一日三時間以上この作業に就かしめることは、絶対に不當とされるであらう。残りの勤務時間中、彼れはより容易なる作業に使用されねはならない。

一熟練助手は、その助けとして一謄寫生を有する場合、三時間に、平均一五〇の指紋を登録し得る。従つて問題の助手は毎日十五人の指紋を登録し得ることになる譯けてある。これに次いで、これ等の原紙を分類するために、更らに約三時間を要するであらう。

かようにして、一日の作業に於て、一人の熟練助手か完全に整理し得る指紋の分量は十五人分である。若しもこの制度によりて良好なる成績か擧げられるといふことになれば、かくのとき識別課は恐らく五名の熟練助手と、その外三名の謄寫生とを有ち得るであらう。そしてこの場合、そこには、毎日七十五人の指紋か、言ひ換へれば一年間に（作業日數三〇〇日と假定して）二二、五〇〇人の指紋か、そして十年間には二二五、〇〇〇人の指紋か、即ちスコットランド・ヤード（ロンドン警視廳）の二十五年間の指紋集成の二分の一に相當する數の指紋か指紋簿に登録され得ることになるであらう。

かようにして、我々は、かくのとき指紋簿の編成か一つの顯著なる日課を要求するものたることを見るであらう。しかしそれにも拘らず、我々は更らにその原理の正確なることを注意すると共に、またこの方法によりて、比較的多數ならざる若干部類に制限せられ得べき犯罪地に於ける指紋の調査か爲されるに當りて、この大なる日々の作業は、識別課に當然多くの時と多くの勞力とを節約させることになるべきこ

とを注意せねばならない。

しかしながら、この問題は尙ほ實驗中の時期に屬するのであるから、我々はここに進んでこの制度の實際的施行の提案にまで這入る譯けには行かない。

この制度の技術に關しては上記方法に關する拙著のデンマーク版及び英國版を參看されむことを希望する。

## VI

報告者 Le Dr. Jean Stross,

Professeur de l'État, à Uh. Hradisté (Tchécoslovaquie).

實際生活に於ける二つの事情が主として所謂國際的犯罪人に對する防遏を妨げて居ることは確かである。そしてそれは、實際、彼等の識別の確定が困難にして緩慢なることと、國家間の協力が不圓滿であり且つ特定の諸國家内に於ける國際的犯罪人に對する處分が不充分なることに存する。問題は、諸國に於て様々の方法に於て活躍し、且つ往々にしてまた或る組織を有する所謂國際的犯罪人に關するものであつ

て見れば、そこに第一に必要なことは、相互に一定の義務を負担せしめる「條約」の形の下に、世界の凡ての文明國を連結する一つの組織を、國際的犯罪人の組織に對抗せしめることである。

I、犯人の識別をより容易く確立するかために、内國人たる犯人を處刑する凡ての條約國の裁判所は、起訴官府の請求に基きて、受刑者か、その犯罪の性質上、また先きに犯されたる犯罪と彼れの凡ての犯罪生活とから見て、國際的見地に於て一般的に危険なる者なるか否かを宣言し、そしてこの決定は凡ての條約國を拘束し、且つこの宣言を爲したる裁判所か、或る年限の後に、當該受刑者の爾後の生活に於て實證されたる改善を理由として、彼れに對する「國際的犯罪人」としての宣言を取消すに至るまで、この宣言は效力を有するものとなすことか望まじきこととされるであらう。この場合、條約國は、國際的犯罪人として宣言せられたるその管轄内の犯人を一定の帳簿（國際的犯罪人名簿）に登録する。そしてこの帳簿には、各犯人毎に、彼れの寫眞、彼れの番號、彼れの指紋原紙、彼れの犯罪的諸傾向の概要及び彼れの原居住地の表示が附せられる。凡ての條約國はこれ等の名簿を凡ての主要なる保安官署に配備し、且つ個々の條約國と毎年若しくは更らにより短き期間内に、これを交換する。各條約國は國際的犯罪人として宣言せられたる自國內犯罪人に文身を施行する、言換へれば、犯人の肉體に、彼れの氏名、上記名簿に登録せられたる番號及び彼れの國籍を記入せしめる。

文身は脊部に施行することを適當とするであらう、何故なれば、脊部に施されたる文身は犯人自から抹

消することか出来ないであらうし、また脊部の文身は衣服によりて掩蔽され、従つて彼れか犯人として敢て公衆の前に曝される懼れを存せないであらうからである。要するに、この處分は識別を確立する唯一の確實なる手段であらう、何故なれば、寫眞と指紋とは、實際生活に於て、決して充分に確實なるものではないからである。

Ⅳ、司法共助に關しては、各條約國の保安官廳及び裁判所か所謂國際的犯罪人の訴追を爲し且つこれを處置するに當りて、その相互の間に直接協議する權限か與へられ且つ相互に補助する義務か負はされ、その通信には料金が免除され、そして緊急を要する場合、上記諸官憲は電信及び電話を無料にて利用する權限を附與されることか必要とされる。

國際的犯罪人として宣言せられたる者の訴追に任する犯罪捜査官、就中、保安官廳によりて指定せられ且つ或る特別徽章を帶有する人々は、無制限に他の條約國に赴き、その領土内に於て自由に活動し、且つ緊急を要する場合には、無料にてその國の交通、電話及び電信の凡ての手段を利用する權限を有すべく、またその國の凡ての保安官憲は彼等に援助を與へる義務を有すへきてあらう。

Ⅲ、最後に、各國家は、國際的犯罪人の企圖の實行を不可能ならしめるために、その固有の領土内に於て、最大の活動を爲すことか必要とされるであらう。

自國內の國際的犯罪人に絶へず注意を拂ひ且つ不斷に彼等を監視することは、確かに極めて有效なるこ

とてあらう。國際的犯罪人は、嚴格なる刑罰の豫定の下に、警察の許可なしに退去するを得ざる一定の地に、彼れの永久的居住を強制せらるへきてあらう。そして彼れか彼れの強制住所に於て勞働を見出さなかつた場合には、警察は彼れを強制勞働に就かしめる權限を有すへきてあらう。

國際的犯罪人か許可なくしてその指定されたる住所を去りたるときは、關係條約國は、他の凡ての條約當事國に、この事實を通知する義務を有するであらう。

條約國は、國際的犯罪人として宣言せられたる如何なる外國人にも、國內居住を認容すへきてはない。反對に、條約國は凡て二十四時間内にこれを追放し、且つその本國にこれを發遣する義務を有するであらう。

各國家は、凡ての内國人に、苟くも彼等か裁判所によりて専ら一つの犯罪的犯罪の傾向を有するものと認定されたるかきり、爾後特別の許可なくしてその領土を去ることを禁止すへきてあらう。そして保安官廳は自國國際的犯罪人の逮捕、拘禁期間及び釋放の日を常に通報する義務を有するであらう。

國際的犯罪人として宣言せられたる或る者を情を知りて隠匿し、若しくは彼れに衣食及び救助を與へる凡ての市民は、彼れの逮捕若しくは彼れの所在の發覺をより困難ならしめるために何等かの方法によりて彼れを援助する者と同様に、一つの極めて重き刑を科せらるへきものとする一つの法律規定によりて、國際的犯罪人の所在はより明確にされることになるであらう。



國際的犯罪人の企圖を抑壓するためにもまた極めて有效なる一つの手段は、彼等にその公民權を剝奪することであらう。

國際的犯罪人には、電信又は電話を以て通信する權利並びに自動車及び飛行機によりて交通を爲す權利か、極めて正當に剝奪され得るであらう。

或る兇器を帶有する國際的犯罪人は、その兇器の使用によりて惹起され得る害惡を理由として、一つの罪に問はれるであらう。國際的犯罪人は武器携帯の許可を受けることを得ない。そして何人も彼れにこれ等の兇器を販賣することを許されない。

國際的犯罪人は、彼れか彼れの犯罪の實行に供せられる器具を所持して逮捕せられたる場合には、罪に問はれるであらう。

被供給者か國際的犯罪人として宣言せられたる者たることを知りて、國際的犯罪人に彼れによりて犯されたる罪の實行に供せられる器具（鎗、鋸、螺錐、毒物及び爆發物）を販賣し若しくは供給する市民もまた罪に問はれるであらう。

國際的犯罪人の通信は信書秘密の保護を剝奪される。そして保安官廳は何時にてもこれ等犯罪人の住居若しくは身體に就きて搜索若しくは檢索を爲すことを得るであらう。

國際的犯罪人は保安官廳の許可なしに物品の販賣を爲すことを許されない。また何人たるを問はず、これ等を知らずして購買したる場合はこの限りでない。

市民は國際的犯罪人として宣言せられたる者の或る企圖を保安官署に告發する義務を有する。その義務の不履行は、假令それか不注意に出づるにもせよ、處罰されるであらう。

新聞紙は、國際的犯罪人の發見に役立ち若しくは彼等の犯罪的企圖を不可能ならしむべき、國際的犯罪人に關する裁判所及び保安官廳の種々の告示を無料にて公示し、且つこれ等の記事を紙面中最も見安き場所に掲載することを一つの義務と看做すことか望まじきこととされるであらう。

これに反して、新聞紙は、國際的犯罪人逮捕の困難を加重し、若しくは彼れの犯罪的企圖を容易ならしむべき諸般の事實を報道することを許さないであらう。

人々を捕縛する事や、刑罰を科すことなどは、法律によつて定められた。
   
 一、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 二、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 三、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 四、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 五、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 六、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 七、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 八、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 九、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。
   
 十、この法律によつて、刑罰を科す事や、刑罰を執行する事などは、法律によつて定められた。

### 第三部 第三 問

繪畫、殊に犯罪若しくは不道德的事實を煽動する活動寫眞の映畫より受ける悪影響から、就中、年少者を防護する最良の方法如何。

報告者 J. de Lannoy,

Membre de l'Association Internationale de la Protection de l'Enfance, Paris.

凡ての國の刑事學者と教育家とは、恰かも柔かい蟬のような少年の腦裡に刻み附けられる有害なる第一印象の危険を、繰返し警告した。

他の多數の諸會同の後に、一九一二年パリに於て開會せられたる猥褻文學に對する第二回國際會議はこの危険を詳細に、且つ科學的に論證した。

精神病學者達は殺人魔襲 (Obsessions Homicides) か一部青年者の間に於てしはしは、或る急激なる道德的衝動、或る著明なる暗殺事件、或る犯罪の詳細なる物語若しくは或る死刑執行の見物の結果として生れるものであることを、確實に考察した (Revue scientifique, 2 decembre 1893)。十二歳より往々にして二十五歳まで延長される成熟期は、單純なる恐怖病から犯罪の執着及びその實行にまで及ぶこれ等の衝動的魔襲の形成に常に最も都合よき時期と認められた〔註一〕。

〔註一〕 Voir Travaux du Docteur Régis, Professeur de clinique psychiatrique à la Faculté de Médecine de Bordeaux,

不健全なる讀み物や貼札類か少年に對して現出する諸般の危険を、一個の確實なる論證の方法によりて證明せむかために、ハムブルグの文學協會 "Deutsche Dichter-Gedächtnisstiftung" は、一九一〇年に一つの珍らしい巡回展覽會を開催した。この展覽會に於ては、不良なる安價出版物、就中血腥き種類のものか公衆の眼前に展示された。尙ほこれと同時に、特に年少者に對してこれ等の不祥なる讀物や圖畫の齎す結果は、刑事統計と諸新聞紙の記事から拔萃されたる具體的事實との形の下に説明された。かようにして、この領域に於ける因果關係は參觀者の眼前に明瞭に展示されたのである。

血に塗れたる被害者と共に殺害者を書けるもの、將にその兇行を終らむとする殺害者の姿を書けるもの、そして就中彩色されたるこれ等の圖畫は、餘りにしはしは、先天的に、病的、情緒的感受性を有する者

の間に、一種の殺害妄想を誘發して居る。そしてこれに就きては、オーブライ氏によりて、『殺人の傳染』に關する彼れの著書中に多數の例か與へられて居る (Le Docteur Aubry, Contagion du Meurtre, Paris, Alcan 1896)。私は敢て雜報を讀む必要を有たなかつた、何故なれば、往來の小供たちによりて私はその日の日の犯罪を知つたからである。私の窓から、私は現に犯されたばかりの悲劇を小供たちの繰り返して居るのを見たさへも、或る新聞記事は主張したてはないか！

既に一八三三年に、ラードクリツフ氏は、犯罪及び狂氣沙汰を報道する記事に對して『モーニング・ヘラルド』の紙面を完全に閉鎖した。『背德的文學と犯罪事實公示の危険』に對する國際會議 "Congrès international contre la littérature immorale et le danger de la publicité des faits criminels" (一八九三年九月ローザンス開會) は、犯罪及び死刑執行の詳細なる報道並びに犯人の寫真掲載の禁止を要求した。蓋し、『新聞紙の記事及びその複製によりて、犯罪の例は傳染的となる。表象は、凡ての鬭争を不可能ならしめる一種の宿命として、薄弱なる精神若しくは萎微せる精神を支配するからである』 (Maudsley, Le Crime et la Folie)。

それ故にそこに回避の必要を存するものは、現今汎い範圍に於て組織せられたる惡徳と犯罪との暗示である。

現實的若しくは想定的犯罪を表現する繪畫に對して、我々は尙ほ我かフランスに於て如何なる立法上の

制裁をも有つて居ない。一九一〇年二月十一日に下院に於て可決せられたるこの種文獻の禁止を目的としたるヴィオレット法律案 (Projet Violette) は上院の審議を経るに至らなかつた。

ヴィオレット草案に於ては、一八八一年七月二九日の出版物に關する法律第三十八條か次きの形に於て補充された。

「刑法第二九五條、第二九六條、第二九七條、第二九八條、第二九九條、第三〇〇條に豫定せられたる犯罪の一つに就き、情況の全部若しくは一部の表現を目的とする寫眞、圖畫若しくは肖像の展覽若しくは定期刊行物又は引札による刊行は等しく五十フラン以上一千フラン以下の罰金を以て處罰せらるべし。」

「公けの方法に於て無償にて交付されたる貼札若しくは引札により、刑法第二九五條、第二九六條、第二九七條、第二九八條、第二九九條及び第三〇〇條に該當し得べき或る罪の全部若しくは一部の表現は、假令それが想定的のものにもせよ、また同一の刑の下に禁止される。」

卑猥なる繪入新聞、畫報及び貼札の類と共に到るところに侵入する猥褻文學 (Pornographie) は、同様に少年の間に、彼等を絶へす「一つの泥の浴槽中に」浸すことによりて救治すべからざる方法に於て彼等を墮落に導く危険ある一つの絶へざる魔襲を創り出して居るのである。

少年の健康はこれによりて永久に危害され得る。ローマから我々に達したる報道によれば、就中年少者

の健康保存の目的のために、イタリア醫師會は、一般的に不道德に對する一法律案を準備すべく政府に要求した。

一九二三年九月には一大收穫が獲得された。猥褻なる刊行物の頒布及び賣買の抑壓を目的とする一つの國際的交渉會議が一九二三年八月三十一日より九月十二日までジュネーブに於て開催された。三十五箇國がこれに参加した。凡ての條約當事國は、その賣買若しくは頒布を爲し、又はそれを展覽せしめる目的に於てする讀み物、繪畫、デッサン、版畫、寓意畫、貼札類、寫眞、活動寫眞のフィルム又はその他の猥褻なる物件の製造又は貯藏、輸入輸出及び運送を處罰するために、凡ての處分を取ることの協定に達した。

#### 繪 畫

ジュネーブの交渉會議の經過中、今後上記條約を有效ならしめるために充分なる立法を有せざる條約當事諸國は、この點に就きて必要なる處分を取り若しくはそれを各自の立法部に提案することを約定した(條約第四條)。

この約定は特に繪畫の徳性破壊の影響から年少者を防護することを目的とする凡ての事業に満足なる効果を齎し得るものであるかに考へられる。しかしながら、不幸にして、諸國の全權委員たちは、この會議に於て猥褻の定義に就きて一致に達することを得なかつた。かようにして、ジュネーブの外交文書の署名

にも拘らず、そこには尙ほ、少年の放縦若しくは墮落を挑發するに適したる風俗に取りて有害なるデッサン、貼札等か公衆の前に展示されるの危険を免かれないのである。蓋し、そこには、若干立法の目から見て猥褻を構成するまでの不道德の程度に達せずして、而かも一般的に、少年の徳性に取りて危険なる事物の多くを存するてあらうからである。

それ故に、そこには『國際少年保護協會』(Association Internationale de la Protection de l'Enfance)の第二回通常會議(一九二三年七月ジュネーブ開會)に提出せられたる要請に従ひて、年少者に對して一つの道德的危険を構成する凡ての挿畫、貼札、畫報等を公衆の觀覽に供することか禁止されることを必要とする。

リポー氏か一八九四年三月二十日の上院に於てそれを認めたかように、『そこには、法律を以て處罰する譯には行かないか、しかし往來に於て通りかかりの者の眼前に展示せしめることを遺憾とする事物の多くを存する。街路は老幼男女の別なく凡ての人々に開放されて居る。そしてそこには婦人と少年とか保護されねばならない』。

かようにして、世論は、公衆若しくは通行人に對する陳列及び展覽か特別の方法を以て取締られることを必要とするの結論に到達した。

道德、善良なる風俗及び公の禮儀を害する繪畫、意匠及び書籍の撤去及び押收を命する保安警察法第六

十四條の嚴正なる厲行を遂行する一個の命令的訓令を、一九二三年二月十九日、イタリヤ警保局長ドラ・ボノー氏か全國知事に發送したのは、即ちこの趣旨に出づるものである〔註一〕。

〔註一〕 この訓令は、それから法律上期待され得た凡ての効果を實現したとは思はれない、

ペロッチ (Belotti) 法案は、その第四條に於て次ぎのこゝく明定する、『猥褻なるか、若しくは何等かの形に於て個人の道德、公私の風俗及び禮儀に有害なる意匠、圖案、書き物、寫眞、繪畫、又はその他の物件は、これを公けの觀覽に供することを得ず。上記諸物件は保安警察官及び保安警察吏の手によりて公衆の觀覽より撤去せらるべきものとする…』。

フランスに於ては、これに就き行政諸官廳に特別の諸權能か附與されて居るにも拘らず、これ等の官憲は充分にこの權能を使用して居ない。帯封若しくは開封にて發送せられたる猥褻なるか若しくは良俗に反する印刷物、繪報、繪畫の類竝ひに無封にて流通する同一種類の郵便端書に關して、郵便官署の有する權能のこゝき特にそれてある。これ等の郵便物は、受附局に於てこれを地方遞信監督官に回送することを要するものとされる(一九〇七年十二月の訓令)。

同様に、間接税監督局は烟草小賣店の名義人又は管理者に、良俗に反する繪端書又は繪入新聞の陳列を爲すことをしはしは禁止した。

セーヌの知事(巴里に對して)及び一大多數の市長は、公道に賣店又は陳列場を設けるに就き彼等の與

へる許可の條件中に、公けの風儀に反する物品の販賣又は展覽を被許可人に禁止する權利を留保して居る。

多くの地方長官はその縣内市町村長に對して、學校の壁に暴力的及び激情的光景を表はす畫面の揭示より生ずる弊害を彼等に注意するために、しばしば訓令を發した。

しばしば各種の國際會議及び多數の父兄會の強烈なる抗議の對象であつた事態の現状を救済するかためには——尠くとも部分的に——單に幾分の果斷を用ひるだけ足りてあらうと考へられる。準備中の我が一法律案は良俗に反する出版物、圖案、物件その他を公衆に觀覽せしめることを禁止する。

多數の國に於ては、市民自から、乃至青年たち自身か公けの不道德に對して作動した。かようにして、ドイツの若干地方に於ては、公けの淫靡に對して一種のファシズムの形に於て、『青年聯盟』(Jugendring)が組織された。この聯盟は風俗を害する書肆と活動寫真とに對して挑戰するために、あらゆる政治的色彩の青年を糾合するものであつて、而かもまたこの聯盟は直接行動をすら使用するのである。

『青年聯盟』は自今不道德的生産品を展覽せしめ又は販賣せざるよう商人に警告する。この警告に聽従する者は『青年聯盟』より楯の紋章を交付され、然らざるものは不買同盟の制裁を受ける。

この例は敢て獨逸にのみ止まるものではない〔註二〕。

無遠慮に跋扈する猥褻文學に對する諸政府の余りに一般的なる無氣力に當面して、我々はそこに追行す

へき何等かの手段を存せないとあらうかを考へ得る。蓋し世界に於ける輿論の躍動は、諸國家かしはしは現に所有しながらも、而かも不使用のままに保存しつつある武器を使用すべく、遂に諸國家を誘導することになるであらう〔註三〕。

〔註二〕 ホルトガル、ベルギー、ジュネーブ及びフランスに於てもまた類似の活動を生ずるに至つた。

〔註三〕 私はウイennaから、猥褻文學に對する防遏かオーストリアに於て遽かに現實的となつたことを立證する最近の——一九二四年三月——情報を接受した。オーストリア政府の司法大臣にして、基督教的社會黨の主領ザイヘル氏は、特に青年保護の目的に於て、『猥褻文學』の潮を徹底的に粉碎すべく、警察に命令するに至つた。

#### 映 畫

想像力を力強く刺激する活動寫眞の現出し得る危険に就きて力説することは無用でない。或る舞台監督の手中に、示威運動、感受性の病的激發、眞の社會的中毒の危険なる一能因を存することは、争ふへからざることである。

公けの權力はこれに對して發動した。そして一つの廣汎なる調査を経たる後、上院議員エチエンヌ・フランダン氏 (Etienne Flaudin) は『活動寫眞取締及び改善委員會』の名に於て、文部大臣に一つの報告(非

公刊)を提出した。

二六〇

これに就きては、知事、検事長、大學總長に諮問された。そして殆ど凡てか探偵的、犯罪的若しくは背德的活動寫眞の觀覽によりて與へられたる不祥なる影響を力説することに於て一致した。多くの検事長、殊に、エー、ベザンソン、デイジョン、グルノーブル、レンヌ及びツールーズの検事長たちは、何れも、行人を襲撃し、商店を掠奪する十四歳乃至十八歳の少年強盜團の組織を報告し、且つ彼等の犯行は、彼等自身の自白する通り、彼等か『活動に於て學ひたる』かまの或る覆面の下に行はれて居る事實を指摘した。

ツールーズの検事長は、少年犯罪に對する活動寫眞の有害なる影響か憂慮すへき重大なる事態に於て現はれて居るところは、就中アルビーであると報告した。彼等かその間斷なき見物人であつた活動寫眞の畫面から暗示を受け、且つ毎晩彼等の前に再演されたる探偵劇の俳優たちの使用せる手順を正確に模倣して、十五人の少年かタルンの主都に會合し、そして重罪裁判所若しくは輕罪裁判所の審理に附せられたる尠くも七十件の重罪又は輕罪を犯した。彼等自から『黒襟組』と名附けたる強盜團を組織せる彼等の中の數人は拳銃と黒衣とを持つて居た……彼等の犯行は、一般的に、活動寫眞の打出し後間もなき時間内に行はれた。これ等の不幸なる者共か、夫婦暮しの二人の老人に對して、彼等の計畫したる殺人罪を實行するに至らなかつたのは、全く一個の偶然的障蔽の結果であつた。彼等は凡て、活動寫眞の影響の下に行動し

たものであることを自白した〔註四〕。

〔註四〕 スペインの教育新聞 "El Magisterio español" (Barcelona) の一九二三年十一月二十六日の紙上には次きの記事を存した。

ラ・ローリーナの警察は『惡魔團』と名乗る怖るへき兇徒團を檢舉するに至つた。……この兇徒團は強奪又は殺人を常習とする惡漢等によりててはなしに、精々十二歳位の少年たちによりて組織されて居た……彼等の供述によれば、彼等の殆ど凡てか孤兒であるか若しくは被遺棄少年であり、そしてスペインの諸方の警察によりて逮捕せられたる他の諸兇徒團の年少者達と全く同様に、活動寫眞の映畫から彼等の竊盜の方法と彼等の兇徒組織とを學びたものであつた。これ等の早熟なる竊盜犯人たちは、何れも年に似合はない一個の決斷と一個の冷酷さを示した。そして彼等は彼等を訊問する官憲の前に、彼等の技術と彼等の豪膽とを誇示せむと欲するものであるかにすら見えた。この事實は活動寫眞(所謂人氣寫眞)の影響か如何に甚大なるか、また慎重に選定せられたる映畫の提供と學校及び家庭に於ける少年の徹底的德育とを以て少年に蒞むことの如何に肝要なるかを示すものである。

大學總長たちは、更らに、兒童たちの遊戯に直ちにその反響を見るまでに、探偵的若しくは冒險的映畫は彼等に深い印象を與へて居ることを確認する。彼等は往々にして匕首、小刀、或ひは拳銃をさへも携帯する。彼等の會話は活動寫眞に於て受けたる印象を反響する。精神は全然誤られて居るのである。

一九二〇年、彼等か審判せねはならなかつた年少犯人の夥しき數によりて衝動されたる北部陪審員たちは、『眞の犯罪養成所』たる殺人事件と強盜事件との活動寫真に對して一個の抗儀の決議を提出するに至つた。

ここに於てそこには二重の決論が引出される。

一方に於て、そこには十六歳以下の未成年者に公開活動寫真の觀覽を有効に禁止すへき多數諸國家によりて既に採用せられたる處分を普く一般化することか適當とされる。

しかしながら、他方に於て、少年及び青年から、大部分に於て彼等のために作られたる一つの娛樂を剝奪する必要はないのであるから、一つの特別委員會によりて、『年少者のために』に許可せられたる道德的、教育的若しくは教訓的映畫は特に獎勵されねはならないであらう。ニューシヤートル(スウィツル)に於ては、少年の觀覽に供する興行は午後の時間に於てのみ許可せられ、且つ興行時間は一時間半を超ゆへからざるものとされる。類似の規則はまたストラースブルに於て制定された(一九二一年四月二十五日)。

フランスに於て、文部省の所管に屬する一つのフィルム檢閲委員會か一九一九年七月二十五日の命令によりて設置された。しかしながら、この委員會は明かに一つの充分なる活動を爲して居ないかに見える。しはしは上院に於て、この委員會は、特に道德性の擁護に關して激しき批判の對象となつた。

しかしながら、上記命令は、その第五條に於て、檢閲委員會の與へたる查證は、一八八四年四月五日の法律及び巴里に於ては一七九〇年八月十六日及び二十四日の法律の規定に依り、公の秩序を理由として取られ得る地方警察の處分を妨ぐるものに非ざることを明定する用意を怠らなかつた。

最近の參事院の一审判决(一九二四年一月二十五日)は、凡ての活動寫真の興行に先ちて、市町村長及び知事は、寫真番組の通告若しくはフィルムの試映を要求し、且つその映寫か、映寫されたる場面の性質上、殊にそれ等の場面か一個の不道德的性質を有するてあらう場合に於て、良序及び公安に有害たり得べきフィルム若しくはフィルムの一部の興行を禁止する權能を有するものと認められた。

實際、知事及び多數の市町村長は、假令フィルムか檢閲委員會の查證を有するものであつても、尙ほ一般的に探偵物若しくは刑事物のフィルムに對して、禁止の處分を取つた。

參事院によりて確認されたる判例たけてはなく、尙ほ大審院の判例もまた、『公序及び公安の利益のために』市町村長及び知事のこの權利を承認した〔註五〕。

〔註五〕カナダに於ては、濫用を取締るために、地方政廳によりて設置せられたる活動寫真檢閲課は、敢て刑事法の機能を取つたものではなく、従つて凡ての市民は、苟くも彼等か或るフィルムを不道德的と思料するに於ては、またこれに干渉する權利を有するものであつたことか、首相タッシュエロによりて宣言された(一九二四年一月十五日の“Canada”紙)。



背德的活動寫眞の危険から少年を擁護すべき命令的必要は、殊に、検閲課によりて拒絶せられたるフィルムを、この検閲制度を存せざる諸國に輸出することに存する實際上の慣行を匡正する目的に於て、一個の國際的協定に達し得べき方法を考究せしめることになつた。

この國際的協定の實現は一九二一年ブルユツセル開會の第二回國際少年保護會議に於て提案された。そして一九二三年七月ジュネーブに於て開催せられたる『國際少年保護協會』の第二回通常會議に際して、検事長代理ドウ・カザビアンカ氏はこの問題に關して一つの注意すべき報告を提出した。彼れはこの報告に於て、この重大なる害惡に對する少年の保護には普遍的社會利益を存するの故を以て、これに對する一つの世界的活動の必要を承認したのである。

彼れは、同時に、ブルユツセルにその本部を有する國際少年保護協會の一附屬機關たり得べき活動寫眞監督の一中央事務局の組織を提案した。

締約諸國の凡ての政府は一つの豫防的検閲機關を設置し、若しくは既にそれを存するとすれば、更らにその必要あるかきりこれを完成するの義務を約定すべきであらう。

かようにして、この協定の第一條は次きのごとく型成され得るであらう。——『各政府は何れも、年少者の利益に於て、活動寫眞に對する一つの監督制度を設け且つこれに對する違反を存する場合、違反者に科せらるべき刑事的若しくは行政的制裁を制定するの義務を約定する』。

要するに、これは、三十五箇國が代表されたるジュネーブの外交會議（八月三十一日より九月十二日に至る）によりて採用されたる約定、即ち『猥褻なる』……活動寫眞の……フィルムの製造、保藏、輸入、輸出及び運送に就きて規定する正條の補充及び擴張を意味するものであらう。

そこには、特にその文學の翻譯に於て曖昧と不明瞭を免かれかたき所謂『猥褻なる』(“obscene”)フィルムを禁止のみ必要とするはかりてはなく、尙ほその禁止は、更らに公序及び良俗を害する懼れあるもの、背德的、犯罪的所行を演出するもの及び一般的に、年少者の想像力を荼毒し、意識を攪亂し、公衆衛生と道徳的保健とを危害し得る凡てのフィルムに及はねはならないであらう。

禁止せられたるフィルムに關する凡ての報告、諸國の凡ての關係法令はこの國際監督局に集中せらるべく、かようにして、この國際事務局は、請求に基きて締約諸國及び個人に供給せらるべき一つの完全なる資料を有することになるであらう。就中、國際事務局は、出版者若しくは貸主か一國より他國に轉帳せしむべく試みるであらう不良なる禁止フィルムに就きて注意を與ふべきであらう。

一九二二年九月、國際聯盟第三回總會の經過中、英國政府は不道徳的出版物の取引に關して、次きの意見を發表した。『この忌はしき取引は、婦女及び小兒の賣買と等しく、一個の國際的性質を有し、且つ國際的協力によりてのみ有効に鎮壓され得るものである。婦女賣買と同様に、この取引は、凡ての文明國が等しくその回避を希望すべき一個の真正なる道徳的災害を構成するであらう』。

この主張は一般に了解され得た。そしてこの見解は活動寫眞のフィルムに關する爾かく重要な問題にそのまま適用されるものである。

### 結 論

この研究の結論として、次きの二つの要請が型成されるであらう。

(1)、繪入新聞、畫報、繪本、貼札等にして、風俗を素す悞れあるもの、放縱若しくは少年の墮落を誘導するに適したるもの及び一般的に少年の徳性に對して危険なるものは、凡てこれを公衆の觀覽に供することの禁止。

(2)、背徳的活動寫眞の危険より年少者を保護することを目的とする一つの國際的協定の實現。

## II

報告者 Pierre de Casablanca

Docteur en droit, Premier Président de la Cour d'appel de Besançon, Vice-Président de la Société générale des prisons et de l'Union des Sociétés de Patronage de France.

ここに型成せられたる問題は同時に繪畫と活動寫眞のフィルムとに關する。

フィルムは生活により接近せる一つの活動畫にすぎないものであつて見れば、繪畫とフィルムとは結局同じ種類のものであるにしても、またこの兩者は何れも眼といふ腦の門戸を通して觀念を照明し、これに一つのより正確なる輪廓を與へ且つそれのより持續的なる一つの追憶を残すものであるにしても、また最後に、兩者は何れも主として少年の上にもその強き暗示力を及ぼすものであるにしても、しかし、この兩者が徳性悪化の要素となることの妨止を目的とする諸々の處分に關して、我々はこの兩者を全然同一に取扱ふ譯には行かないかに考へられる。

かようにして、否應なしに行人の眼に觸れ且つ街路の純潔を穢す路傍展示の背徳的繪畫は、單に觀覽せむと欲する人々のみ公開されたる活動寫眞の映畫といふ自のつから相違する。而かもまた、法律的觀點から見て、繪畫は一つの出版と看做され、活動寫眞は一つの興行と看做され得る。それ故に、この兩者は別個の豫防方法を必要とする不類同性のものである。

### I 繪 畫

繪畫の文字はそれの最も廣き意味に於て理解されねばならぬ。従つてこの概念の下には、畫報、寫眞、繪葉書、寓意畫等凡ての視覺的複寫物が包攝される。

凡ての猥褻なる繪畫——假令それか單に羞耻心を毀ける程度のものであつても——の公示は禁止されね

はならないであらう。卑猥なる觀念を暗示し、且つ往々にして嫌忌すべき細密の表現を伴ふ放縱の最終程度としての猥褻の定義を與へることは敢て必要でない。加之、かくのとき劃義は恐らく困難であらう。その公示を禁止すべき物件の範疇内に包攝されるかためには、たゞ繪畫か風儀若しくは良俗を害し、且つ不健全なる情慾を挑發するものたることを以て充分とする。

明白に不道徳的なる一部の繪畫は何れの點に於ても敢て論争の餘地を存し得ないにしても、他の一部のものは、その美術的若しくは學術的性質を理由として一つの疑ひを生せしめ得る。しかしながら、それは、要するに裁量の問題であり、タクトの問題である。そこには決して正確なる準繩か與へられ得るものではない。判別は一個の主觀的検査に一任されるの外はない、何故なれば、年少者に取りて危険であり、且つ彼等の墮落を助成するかとき淫靡なる繪畫も熟成せる成人に對しては毫も有害なる影響を有し得ないであらうからである。

望まじきことは、凡ての立法に於て、これ等の繪畫の流布に對する鎮壓的規定を存し、且つこの流布を助成する種々の行爲か未成年者に對して犯されたる場合に向てより嚴しき制裁か豫定され、且つ適用されることである。

フランスの勸請に基きて一九一〇年四月十八日に巴里に於て一國際會議か招集せられたのは、即ちこの二つの目的に出づるものであつた。この會議には十六箇國の参加を見た、そして會議は、猥褻なる出版物

の取引をより有効に取締るかために参加諸國の間に一つの協定を爲すことを目的とする一九一〇年五月四日の條約に到達したのである。

この條約の本質的諸規定によれば、何人を問はず、猥褻なる文書、圖案、繪畫若しくは物件の賣買、又は頒布を爲す目的に於て、これを製作し若しくは貯藏し、これを輸入し若しくは輸入せしめ、これを運搬し若しくは運搬せしめ、假令公けに非ざるも、これか販賣を爲し、その賃貸借を生業とし若しくは或る何等かの公示の手段によりてこの販賣の廣告を爲す者は凡て處罰されねばならぬ。——この條約に効果を與へるために充分なる立法を存せざる條約當事國は、その立法の完成を約定した。他方に於て、凡ての全權委員は、猥褻物の提供、販賣若しくは頒布か年少者に對して爲されたる場合、各國立法はこれに對して一つの刑罰加重を豫定すべき希望を表明した。

しかし、實際に於て、この條約は毫も直接的效果を齎すに至らなかつた。蓋し間もなく勃發したる世界大戰かその適用を妨げたからである。大戰より派生せる世界的擾亂の事實から、猥褻なる刊行物の普及は、數年來、一つの由々しき歩みを取つた。かようにして猥褻文學に對する鎮壓戰は一個の現實的必要となつた。そしてこの必要は恐らく普遍的と言はれ得るであらう。

一九二二年に、英國政府か不道徳的刊行物の取引に關して注意を促し、且つ講和條約第二十四條の規定に準據して、この問題の解決を國際聯盟に委託すべき希望を表明したのは、即ちこれかためである。英國

政府は、獨り一個の國際的協力のほか、『凡ての國の等しくそれから免かれむことを欲するてあらうこの災害』を有益に鎮壓するを得るてあらうことを力説した。同時に、英國政府は、フランス政府の發議によりて、婦女賣買に關する一九〇四年のそれに類似する一個の國際的協約か一九一〇年に成立したか、しかし不參加國の多數を存したるこの協約は事實上効果を有たなかつたことを注意した。

第五回委員會の有利なる報告に基きて、國際聯盟の第三回總會（一九二二年七月二十八日）は、その常設幹事會に猥褻的刊行物の鎮壓のために協力すべき權限を附與し、且つ凡ての國家に一九一〇年の協定に就きて注意を求め、一つの設問表（questionnaire）を附してそこに追求せられたる條約案を各國に回附し、且つ一つの新たな條約を締結する目的に於て、國際聯盟の後援の下に、一つの新たな會同をジュネーブに召集することをフランス政府より勸誘せしむべく、理事局に逕憑した。

フランスはこの要請に應じた。かくて會議は一九二三年八月三十一日にジュネーブに於て開會された、そして九月十二日に、圖案、畫報、印刷物、貼札の類、寓意畫、寫眞及びその他の猥褻なる物件に對する處分の適用範圍を著しく擴張したる一協約の署名に到達した。一九一〇年に於けると同様に、その立法を更らに有力ならしめる必要を存したる締約諸國は、何れもその立法を完成し、搜索、差押、沒收若しくは毀滅をその立法中に豫定すべき義務を約定した。そして最終議定書に徴するに、猥褻物の提供、交付、販賣若しくは頒布の罪は、それか未成年者に對して犯されたる場合、より重きものと看做さるへきてあらう

ことか會議の一般的意見であつた。

我々は今ここにこの條約の細目に這入る譯には行かない。たゞ我々かここに切に希望し得ることは、この條約に署名したる諸國か必要なる國內立法の公布によりて、出來得るかきり速かにこの協約の趣旨に適從するてあらうことである。國際的協力は、淫行を目的とする婦女の賣買に關して最も満足なる効果を齎した。苟くもこの協力が主動的たるかきりに於て、この協力はまた猥褻なる刊行物の傳播を有効に阻止し得るてあらう。

單純なる不道德的刊行物に就きて豫定せられたる鎮壓的若しくは豫防的各種處分を擴張することは、各國家の任意の處置に屬する問題である。

この點に於ては、街路の無紀律妨止に任する民間諸團體——濫用を避けるかためにまた一定の責任を賦課されたる——の協力を立法的活動に附加することか有益とされるてあらう。或る種の條件の下に、これ等の團體には、上記刊行物の賣買若しくは公示を爲す者に對して訴追を爲す權能か與へられ得るてあらう。これ等諸團體の援助を求めんことを適當とする所以は、第一に、この性質の犯罪はしはしはそれを檢舉することか困難であり、且つ官權の監督から逃れやすいものたからであり、第二には、我か少年たちの精神に對して爾かく危険なる淫猥文學に對するこの防遏戰に於ては、凡ての努力の聯合か必要とされるからである。

## II 活動寫真

二七二

本國際會議の組織委員會の主導觀念は、不良なる活動寫眞の徳性惡化の影響から少年を擁護することであつたかに見える。活動寫眞が現代の凡ての精神界に與へつつある眞に驚くべき影響に關しては、既に汎く論議された。興行の短時間なること、觀覽料の低廉なると及びこれを興行する施設の多數なることのため、そこには活動寫眞より更らに輕便なる何物をも存し得ない。この所謂『無言劇』は、文盲者及び精神の懶惰者に取りては、文學若しくは新聞雜誌の代りを勤めるものである。この『無言劇』は理智の何等の努力をも要求しない、そして反省若しくは推理の習性を去勢する。同一の興行物は習俗若しくは言語を異にする諸國に於て使用され得る。かようにして活動寫眞は眞に國際的である。その劇の脚色と、その環境の欺瞞手段と、その俳優の化粧とを以て、それは大衆の中に一個の『活動寫眞的』生活觀念、即ち單に空想に由來する無意識的、想像的觀念を傳播する。また公衆の精神に及ぼすその影響に至りても、最も著名なる小説若しくは戯曲よりも遙かにより深刻であり、且つより廣汎である。

この影響は、彼等の理智的諸能力の不充分なる發達の結果として、また彼等に暗示される諸觀念を、無檢討に、無批判に受け容れしめる彼等の不完全なる教養の結果として、年少者に對して更らにより顯著なるものを存する。彼等の想像は彼等の感覺を支配する。彼等に於ては、凡ての情緒を行動に變形せしめる傾向か何等の拘束にも會せない。彼等の精神は抵抗力に乏しきか故に、彼等の内に覺醒する道德的諸觀念

は、成人に於けるそれよりも、遙かに屈折し易い。また年少者たちは極めて能動的な一つの模倣本能を有つて居る。彼等は一人前の人間に見られようとする。そして彼等の中の一部のものは、彼等をして殊更奇を衒はしめる一つの病的虛榮心に冒されて居る。それ故に、若しもフィルムか不道德的なるか若しくは危険なるものであるならば、そこに少年たちの曝されて居る危険は遙かにより重大であり、そしてそれは彼等の生活の方向と彼等の將來とに反響し得るのである。

背德的活動寫眞か少年犯罪と一個の密接なる關係を有することは疑ひない。固より、そこには、犯罪のより確實なる、そしてより直接なる一原因たる酒精中毒に就きてそれか爲されたかような的確なる統計的數字を以てこれを立證する譯には行かない。しかしながら、活動寫眞の普及以來、少年犯罪に關聯してこの現象を研究したる凡ての人々の證言はこの點に於て悉く一致して居る。かようにして、一九二一年以來、フランスに於て、少年犯罪か一つの著しき減少を示して居る一部の原因は、活動寫眞に對する一つのより嚴正なる監督と、各種犯罪事件を演出する所謂探偵物のフィルムの禁止とに存するものと見られて居るのである。

また殆ど凡ての國に於て、不良なる活動寫眞か年少者に對して與へるこの危険は、一般的徳性の擁護と少年の保護とに興味を有する人々の重大なる關心事とされた。そしてそこには、これを有効に保護するため、種々の處分か適用せられ若しくは提案された。

ここに、我々は適用され若しくは示唆されたる主要なる處分に就きて一言するであらう。

A、検閲——凡ての處分中、第一にして且つ最も重要なものは、凡ての國家に於て、一つの検閲制度を組織すること、言ひ換へれば、或ひは上演の方法を、或ひは既成及び未成のフィルム並びに題號、小題號、引札及び番組を豫防的に検査する一事務課を設置することである。この事務課はこの方面に於ける權威者、少年の教育者、國家の官吏及び活動寫真工業の代表者を以て構成されねばならない。——若しも説得か有益に且つ事前に行はれ得る場合には、鎮壓よりも寧ろこの方法が擇はれねばならぬ。検閲委員に活動寫真術の權威ある代表者を加へる所以は、即ちこの點の考慮に出づるものである。しかしこの場合、これ等の代表者は、假令彼等の利益が如何に尊重すべきものであらうとも、それは一般道德のより優りたる利益に讓歩せねばならないとする原則によりて常に指導されねばならないのは言ふまでもない。——この委員會は、フィルムの映寫を禁止し、凡ての訂正若しくは禁止を課する權能を附與されねばならぬ。そして如何なるフィルムも適法にこの委員會の認可を受けたる場合の外、公けに映寫されてはならないであらう。委員會の決定は罰則によりて強制されねばならない。そしてその一部は、罰金又は禁錮（累犯の場合）のとき司法罰たるべく、他は、寫真館の閉鎖、營業停止のとき行政罰たるべきであらう。若しも制裁を存せなかつたならば、そして若しも委員會の決定が法律上の力を有たなかつたならば、その事業は無益に終る危険を有するであらう。——それ故に、委員會の事業は一個の公權力の發動たることを要す

る。——加之、この機構をその國內法制に調和せしめ、且つその諸要素及び諸般の態様、殊に抗告の方法及び防禦の保障を決定することは、それぞれ各國家の權限に屬することであらう。

この検閲委員會の使命は、第二回國際少年保護會議（一九二一年七月十八日——廿一日、ブルユツセル開會）によりて明確に限定された。検閲委員會は、單に道德に反する凡ての興行物はかりてはなく、更らに、『犯罪行為を賞揚し、挑發し若しくは展開し、或ひは一つの不健全なる方法に於て想像を煽揚する傾きあるそれ等』をも等しく禁止せねばならない。人も知ることく、イギリスの活動寫真フィルム検閲委員會によりて行はれる検査の標準は、『フィルムが觀客の風俗を壊亂し、犯罪又は惡徳を寛容し、若しくは一部分の觀客の正しき感受性に衝動を與へるに適するものであるか否か』の鑑別に存する。

同一の國際會議が滿場一致を以てそれを決定したかように、各國監督事務課の凡てかその行動方法を結合し、且つ危険を認められたるフィルムの外國に於ける映寫を禁止し得るかごとき形に於ける一つの協定か凡ての國の監督事務課の間に實現されることを極度に望ましきこととするであらう。

しかしながら、これ等の監督委員會は單に不良フィルムをのみ禁止し得る。蓋し監督はこれを以て充分とする。そこに必要なことは活動寫真興行物の水準を高上せしめることに努力することである。即ちそこには、新聞雜誌によりて、個人的指導によりて、各種文藝協會の影響によりて、この工業企業者たちの覺醒によりて、活動寫真を専ら大衆の教育、教化及び道德的向上に資する有意義なる一事業たらしむべく

誘導することか肝要である。何故なれば活動寫眞は最も靈妙なる普及手段だからである。

一九二三年九月のジュネーブ條約か、參加諸國によりてその制定を約定せられたる豫防的及び鎮壓的諸規定の適用を受くべき猥褻物件の中に活動寫眞のフィルムを包含せしめて居るのは、固より言ふまでもない。そしてこの活動寫眞の場合に在りては、寧ろ豫防處分か擇はるべきである。蓋し往々にして回復すへからざる結果を伴隨する一つの道徳的惡疫傳播の責任者を處罰するよりも、危険なるか若しくは不純なる一つのフィルムを禁止することか、より有益であるからである。

B、年少者に對する特別活動寫眞興行の組織——活動寫眞は教師の授業を補足し、それによりて分解される事物の詳細を子供たちの記憶に印刻し、且つ書物の上での漠然たる觀念をしか有たないであらう時代や國に彼等を運ひ行く優れた長所を有するの故を以て、毎日に發達しつつある學用活動寫眞 (cinéma scolaire) の外に、多數の國の立法者は未成年者のために特別興行の制度を認め、そして普通活動寫眞興行の觀覽をこれ等の未成年者に禁止した。かようにして、これ等の特別興行の使用に供せられるフィルムの選定はより嚴格である。殊にベルギー及びスイツツルに於て適用せられたるこの處分は良好なる成績を挙げた。普通興行の觀覽を禁止されたる未成年者の年齢は多く十六歳から十八歳である。群集か凡ての有益なる審査の障害をなす大中心地に於ける以外では、未成年者の年齢を決定するために著しき困難に逢着することはなかつたかに見える。彼等か父母に同伴されることを條件として未成年者に凡ての興行の觀覽

を許可する制度もまた拋棄されねはならない、何故なれば、その同伴者か父母なるか否かを識別することは必ずしも常に容易でないのみならず、また假りにそれか可能であつたにしても、これ等の父母は極めてしはしはその子女を同伴する興行か如何なる種類のものなるかを知らず、また彼等は往々にして道徳的感覺を缺如し且つ彼等の負擔せる保護の義務を絶対に忘却せるものであつて見れば、官憲はこれ等の父母そのものに對して少年を保護する義務を有することになるからである。

ここに於て、私は國際行刑會議に次ぎの希望を提出せむとする。

- (1)、その中に活動寫眞のフィルムをも包含したる猥褻なる刊行物に關する一九二三年九月のジュネーブ國際條約か出來得るかきり速かに適用せられるに至ること。
- (2)、徳性壞亂の危険を有するフィルムの公映を禁止する目的に於て、その與へる決定か一定の刑罰によりて強制せらるべき一つの監督若しくは檢閲機關か凡ての國に於て設置せられること。
- (3)、年少者に對して危険なるものと認められたるフィルムの外國に於ける映寫を禁止する目的に於て、各國監督機關の間に一つの國際的協定を成立せしめること。
- (4)、十六歳 (若しくは十八歳) 以下の未成年者のために活動寫眞の特別興行制度か組織せられ、且つ他の活動寫眞興行の觀覽か彼等に禁止せられること。

報告者 G. E. Troup, M. A.

Secrétaire du Conseil national écossais des organisations pour adolescents, Edinburgh.

(一) 我か國に於ては、一般に、社會的活動の發現は、先づ些細な端緒に根を下してやかて漸時に發展し行くものであるといふ事實に、専ら考慮を拂ふ習慣を存する。然るに、それにも拘らず、活動寫眞は一つの事物が取り得る速度の驚くべき一例を我々に供給した。一方に於て、活動寫眞館なるものは絶對的に近代的起原を有するものであり、他方に於て、一九一七年に『活動寫眞興行者協會』(Cinematograph Exhibitors Association) 會頭の確認するところによれば〔註一〕、上記年間にブリテン諸島に於ける活動寫眞の顧客總數は實に、一、〇七五、八七五、〇〇〇の多數を示して居るのである。

〔註一〕 "The Cinema, its present position and future possibilities" (『活動寫眞、その現状及び將來の可能性』), Williams and Norgate, London, 1917, p. 3,

(二) 我々は、ここに活動寫眞の價值とそれか社會生活に於て占める地位とに就きて一言せむとする。活

動寫眞は大多數の少年に利用されるに極めて恰好なる娛樂の一形式を供給するものである。それは公衆娛樂の適當なる一形式であり、且つ公教育に於ける確定的一要素たり得るものである。活動寫眞館は隨所に存在し、その入場料は極めて低廉であり、そしてその興行を觀覽する少年及び青年の數は極めて多數である。それ故に、そこに映寫されるフィルムが批難なきものたることを保障するかためには、あらゆる注意を拂ふことを必要とするであらう。永久的に人間の腦裡に止る印象は、或ひは視官、或ひは聽官の助けを藉りて、活動寫眞に於ては、最も容易に與へられ、また吸收されるものであり、そしてこの二つの感官は人間の精神に取りて最も大なる役目を演ずるものであるといふ一語に要約され得べき一理由のために、フィルムの嚴密なる吟味は益々重要性を有つことになるのである。しかし、これは決して一個の近代的發見ではない。既に二十二世紀以前に、プラトンは、尠くとも、部分的に、この意味を捉へて居た。即ち彼れは言ふ、『若しも我か美術家たちか寧ろ美と典雅との眞の性質を識別する天分を有つ人々であるならば、この場合我か少年たちは一つの健康なる國に、即ち美しき情景と樂しき音響との環境内に住むことになり、そして凡ての事物の利益を受けることになるであらう』と〔註二〕

〔註二〕 Platon, "Republie" (『共和國』). III. p. 401.

(三) 『英國フィルム檢閲委員會』(British Board of Film Censors) は他の諸國から頻繁に檢閲の方法及び技術に關する報告の請求を受けて居る。しかしながら、若しも我々かこの報告に於て我々に課せられたる



問題に返るとすれば、我々は我々の考察を現にイギリスに於て爲されつつあるものにのみ限定することを適當とするかに考へられる。何故なれば、他の諸國に於て取られたる各種處分は、疑ひもなく他の諸報告に於て語られるてあらうからである。それ故に、我々はアメリカ合衆國及びヨーロッパ大陸に於て、フィルムに於て語られる他に關して取られたる各種の處分、文部省の管下に置かれ且つ美術局長を委員長とするフランス活動寫真委員會の構成(一九二三年)及び我々が随時に受領する極めて興味ある文献、例へばニューヨーク市にその本部を有する『フィルム改善國民委員會』(National Committee for Better Films)並びにアメリカ合衆國の諸州に存する一つの類似目的を有する諸制度のそれから我々の學ぶところは極めて甚大であつたことを言ふ以外に於て、我々は他國に於て爲されたる事柄に就きて語ることを避けるてあらう。しかしそれにも拘らず、一九二二年に國際聯盟の後援の下に實現され且つ一大多數の國家によりて署名されたる一個の重要な條約に就きて、若しも私かここに語ることを敢てしなかつたならば、私の報告のこの部分は完全といふ譯に行かないてあらう。蓋しこの條約のお蔭で、繪畫と活動寫真のフィルムとを含む猥褻なる刊行物の取引は、若しもこの條約かそれに署名せる各國によりて嚴正に適用されたならば、殆ど不可能になつたてあらう。従つて、ここに、猥褻なる繪畫若しくはフィルムの詳細に就きて論ずることを我々は敢て有益と考へない。

(四)、前述したかように、活動寫真は我國に於て急速なる發展を遂げ、且つ多數の觀客を吸収した。初め

番組は、大部分、或る海岸の岩撃つ大浪、消防隊の練習等のとききものを實寫せるフィルムによりて構成されて居たか、このフィルムの種類は漸時に變つて來た。そして輿論は、そこに映寫される幾多のフィルムの疑はきし道徳性に就きて不安を感じ出した〔註三〕。また活動寫真工業の當事者たちは、若しもそこに撮影されたるフィルムの種類を監督する處分か取られなかつたならば、結局彼等の事業並ひに彼等の個人的聲望かそれによりて打撃を受けることになるてあらうことを理解するに至つた。かようにして彼等は一九一〇年の初めに一つの檢閲に關する問題の研究に着手した。そして一九一二年に、彼等は『英國フィルム檢閲委員會』なるものを創設するに至つた。この委員會は、その經費か活動寫真組合によりて支辨されるものであるにも拘らず、絶對的に獨立たるべきことを彼等は約定した。この委員會の議長の地位は、この地位を彼れに委託するものか活動寫真組合であつて見れば、他の類似制度に於けるそれとは幾分趣きを異にするものである。他方に於て、この委員長に推されたる國會議員オ'Connor (T.P. O'Connor) 氏は、一九一七年に於ける彼れの就任後間もなく、彼れの地位は獨立であり、フィルムの種類の如何を問はず、これか採否に就きて彼れは絶對に自由であり、そして彼れは一つの絶對的獨立の態度を採用すべく活動寫真組合の激勵を受けたものであることを宣言した〔註四〕。

〔註三〕 "The Cinema, its present position and future possibilities," p.245-6.

〔註四〕 T.P. O'Connor, "The Principles of Film Censorship," (『活動寫真檢閲の諸原則』), British Board

新たに一九二二年に委員長は宣言した(三頁)、上の理由により、我々は一つの細心の注意を以て我か検閲の獨立を充分に保持せむことを希望するてあらうと。そして彼れは更らに附言した、『委員會』の決定は『一つの異常なる誠實を以て』活動寫真組合員によりて受諾された。

(五)、先づ、檢閲委員會はフィルムを二階級に分ちて二種の證明書を交付することを決した、即ちその一は何人に對しても一般的に映寫され得るものと認められたるフィルムに對する證明書『U』であり、他は成年の觀客に對してのみ映寫さるべきものと認められたるフィルムに對する證明書『A』である。これ等の證明書に就きては、第一節に於てまたこの研究の隨所に於て更らに説明されるてあらう。しかし事態を明瞭ならしめる目的に於て、ここに我々の附言せねばならないことは、この委員會は何等法律上の權力を有つて居るものでなく、そして證明書『A』を附せられたるフィルムか或る活動寫真館に於て映寫される場合、これに少年の入場を禁止することはこの委員會の權限に屬するものでないことである。

(六)、大ブリテン國に於ては、凡て活動寫真の映畫は、一九〇九年の所謂『活動寫真法』(Cinematograph Act) 及びこの法律によりてイングランド及びウェールズの場合には内務大臣によりて、スコットランドの場合にはスコットランド大臣によりて制定せられたる取締規則とに従ひて映寫される。我々は次に一九〇九年の所謂『活動寫真法』の規定の二三を引用するてあらう。

第一條、可燃性フィルムの使用によりて行はれる一つの活動寫真機又はその他類似の装置によりて爲される繪畫若しくはその他視覺上の効果を伴ふものの映寫は、公安を保障するために國務大臣の定めたる取締規則か遵守される場合、若しくは本法に於て明らかに別段の規定を存せざるかきり、本法の諸規定に準據して、このために一つの許可を受けたる場所に於てのみ許さるべきものとする。

第二條(1)、州參事會(County Council)は上記の目的に於ける許可書に於て特定せられたる場所を使用する許可を、國務大臣の定むる規則を留保して、當該許可書により參事會の確定し得る期間、條件及び制限の下に、參事會の適格と思料する者に與へることを得る。

(2)、許可は一年若しくはその許可を與へるに當りて參事局の確定し得る一年以下の期間に就き有效なるものとする、但しこの許可か後に定むるところによりその期間滿了前に取消されたるときはこの限りでない。

この法律の目的は、『活動寫真及びその他の映寫に安全を保障するためにより良き處分を取る』ものとして説明されて居る。そして上記の諸規定に就きてこれを見るべき、この法律の主たる目的か火災の危險を妨止することに存したの明白である。しかしながら、この法律か公布されて後間もなく、イギリスの地方諸官憲は、許可に、『フィルム檢閲委員會』によりて承認されたるフィルムに限り映寫を許可する條件を附するようになった。多年間、この條件の效力に就きては或る不確かさを存するかに見えた。そして若干

の重要な官憲は、或る他の團體、即ち『フィルム検閲委員會』に、言はば彼等の権限を委任する権能を有つたかの疑ひを理由として、その行動を躊躇した。一九一一年に、『許可権を有する』官憲は、それ等の條件が不合理的のものてなかつたかきり、フィルムの性質に関する諸條件を許可書の中に挿入する権利を有することか、一個の裁判上の判決によりて確認された〔註五〕。しかしながら、フィルム検閲の問題が裁判所に於て眞に論議されたのは、漸くその後十年、即ち一九二一年のことであつた。事件は重要な性質のものてあつた〔註六〕。即ちこの事案に於ては、許可権を有する一地方官憲か、上記法律によりて一つの許可を與へるに際し、その許可書に、『英國フィルム検閲所』によりて公けの興行に適するものとして證明せられたるフィルム以外の映寫を禁止する』條件を附して居たのである。これに對して、高等法院刑事部 (King's Bench) は、法律上この條件は合理的てはなかつたか、しかし次きの條件は法律上有效であつたと決定した。

『英國フィルム検閲委員會』によりて承認せられざるフィルムは凡て許可権を有する官憲の明示の許可なくしてこれを映寫することを得ず』

この裁判によりて、苟くも許可官憲か『英國フィルム検閲所』の證明なきフィルムの検査をなす権利を留保したるかきり、許可権を有する諸官憲は、許可書に、映寫せらるべきフィルムの性質に関する一條件を附し得るものてあつたことか明らかにされたのである。

〔註五〕 London County Council 對 The Bernoldsey Bioscope Company 事件——1 K. B. (高等法院判例), 1911, p. 445.

〔註六〕 Ellis 對 Dubrowski 事件——3 K. B. 1921, p. 621.

(七)、その後間もなく、ロンドン參事會は許可に次きの條件を附した。

時報寫眞を除く外、『英國フィルム検閲委員會』によりて與へられたる一般若しくは公けの觀覽に適するものとしての證明なきフィルムは、凡て參事會の明示の許可を得るに非さればこれを映寫することを得ず。

上記の條件並ひに他の若干の條件は一九二二年以來ロンドンに於て課せられ、またイギリスに於て許可権を有するその他の諸官憲も等しく許可に一つの類似條件を附して居る。

(八)、第五節に於て述べたかように、『英國フィルム検閲委員會』は、フィルムを二つの階級に、即ち一つの一般的觀覽に適するものとして證明書『U』を附せられたるフィルムと、成年の觀衆に對してのみ映寫せらるべきものとして證明書『A』を附せられたるフィルムとに區別した。この検閲委員會の創設以來、參事會は引續きこの區別を採用した。しかしながら、最近數年間、特に少年に對する活動寫眞の興行は著しく放任されて居たかために、成年者と少年者とを混合せる觀衆の前に同時に二種のフィルムが映寫されるかとき結果に立ち至つた。要するに、『検閲委員會』によりて爲されたるフィルムの分類は實際的效果

を有たないことになつたのである。ここに於て、例へば、ロンドン參事會は許可に次ぎの條件を附することになつた。そしてこの條件は一九二三年一月一日から實施されて居る。

時報寫眞を除く外、『一般的』觀覽に適するものとして『英國フィルム檢閲委員會』によりて與へられたる證明なき凡てのフィルムは、觀衆中に假令一人たりとも、十六歳未滿なるか若しくは十六歳未滿と思想される少年を存する時間中、參事會の明示の許可を得るに非ざれば、これを映寫することを許さず、但し凡ての少年かその父母の一人若しくは實際その少年の法定後見人たる或る成年者によりて同伴せられたる場合には、この條件は適用せられざるへし。

公式の諸報告の證明するところによれば、この新條件は満足なる結果を齎した、そしてこれによりて別に行政上重大なる困難を生ずるようなことはなかつたのである。

(九)、しかしながら、地方に於ては、許可權を有する諸官廳の側に幾分統一を缺く嫌ひを存した。かようにして、一方に於ては、『フィルム檢閲委員會』の承認を得たる或るフィルムか往々にして地方官憲によりて拒絕され、また他方に於ては、『檢閲委員會』によりて證明書の交付を拒絕せられたるフィルムか往々にして若干の都市に於て映寫されたかとき事態を生じた。この結果、一九二三年六月、内務省に於て許可權を有する主要なる官廳の一會議が開かれることになつた。この會議に次いで、内務大臣は、イングラント及ヒウエールズの許可權ある凡ての官廳に向て、若干の新たな標準條件か一般的に承認せらるべきこと

どの希望を表明したる一通牒を發した。讀者の便利のために、我々は次ぎに、一九一七年に内務省の懲懲したる標準條件と新たな標準條件とを併せて記載するであらう。

#### 一九一七年に懲懲せられたる標準條件

(1)、徳性を毀け、又は犯罪を奨励し若しくは煽動し、又は無秩序を誘發し、若しくは公けの感情を害する惧れを存し、或ひは現存せる人物を傷害する映寫を包含するフィルムは、凡てこれを映寫せざること。若しも許可權を有する官廳か、上記諸理由の一つによりて或るフィルムの映寫に反對するものなることを許可を受けたる者に通告するときは、そのフィルムは映寫すへからざるものとする。

(2)、フィルムの映寫は、そのフィルムの特名及ヒ主題を示し、且つそのフィルムに關して使用せられ若しくは公刊せられたる凡ての梗概又は凡ての記述の一部冊を附したる通知狀によりて、許可權を有する官廳か滿三日前に、その計畫されたる映寫に就きて豫告を受けたることを條件としてのみ許され得るものとする。そして許可を受けたる者は、許可權を有する官廳の請求を受けたるとき、その官廳の指定する者の前に於てフィルムの試寫を爲す義務を有する。

(3)、この目的のために許可權を有する官廳によりて指定せられたる凡ての者の検査を経たるフィルムは、何等の改修又は補足を爲すことなく、正確に、その映寫を許可せられたる形式に於て映寫せらるべきものとする。但しかくのことき改修又は補足に就き、豫しめ許可權を有する官廳の承諾を得たるときはこ

の限りでない。

(4)、徳性を毀け、又は犯罪を奨励し若しくは煽動し、又は無秩序を誘發し、若しくは公けの感情を害する惧れを存し、或ひは現存せる人物を傷害する映寫を包含する凡ての引札又は廣告並ひに凡ての梗概、略圖若しくは番組は、映寫場の内外を問はず、これを公示し、販賣し若しくは供給することを得ず。

(5)、観衆を收容する映寫場凡ての部分は、それか観衆のために開かれたる時間の全部を通して、場の全面に於て事物か観識され得る方法に於て照明されることを要する。

新たな標準條件

(6)、時報寫眞を除く外、「一般」若しくは、「公け」の観覽に適するものとして、「英國フィルム檢閲委員會」によりて與へられたる證明なきフィルムは、凡て州參事會の明示の許可を得るに非されは、これを映寫することを許さず。

(7)、時報寫眞を除く外、「一般的」観覽に適するものとして、「英國フィルム檢閲委員會」によりて與へられたる證明なき凡てのフィルムは、観衆中に、假令一人たりとも、十六歳未満なるか若しくは十六歳未満と思料される少年を存する時間中、州參事會の明示の許可を得るに非されはこれを映寫することを許さず。但し凡ての少年かその父母の一人若しくは實際その少年の法定後見人たる或る成年者によりて同伴せられたる場合には、この條件は適用せられざるへし。

(一〇)、一九二四年七月一日現在に於て、新しき標準條件か既に極めて廣く採用されて居たことは、この問題に關する内務省の報告によりて明白である。即ちイングランド及びウェールズに於て、標準條件(6)は十三の州參事會、四十八の市參事會及び許可を與へる權限を委任せられたる二百四十八の地方官憲によりて採用されて居たし、またこれに對して、標準條件(7)は十三の州參事會、四十一の市參事會及び二百三十九のその他の官憲によりて採用されて居たのである〔註七〕。

〔註六〕 'Home Office, Second Report on the Work of the Children's Branch,' H. M. Stationery Office, 1924 p. 61-62.

(一)、次に、我々は「U」若しくは「A」の證明を與へられたるフィルムの問題に移るであらう。そこには、最近數年間に於て、證明「A」を與へられたるもの、言ひ換へれば成年の観衆にのみ適するフィルムの數の著しき減少と、證明「U」を與へられたるもの、言ひ換へれば一般的観覽に適するフィルムの數の等しく顯著なる増加とを存したことか「檢閲委員會」の最新年度報告によりて明確に立證される。そしてこれは少年と青年との關係に於て一つの満足すべき結果である。即ち最近四年の統計は次きの數字を示して居る〔註八〕。

「U」の證明を與へられたるフィルム

一九二〇年 一、一六〇

「A」の證明を與へられたるフィルム

九七九

一九二一年	九七七	九六七
一九二二年	一、五四六	五六〇
一九二三年	一、六五九	二五四

〔註八〕 British Board of Film Censors, Report for 1923, p. 5.

『検閲委員会』の公式に説明するところによれば、『この不権衡は、検閲委員会がその定めたる検閲の諸原則を適用するに當りて或る手心を加へたかごとき事實に原因するものではなかつた』のである。成年の観衆にのみ適するものと認められたるフィルムは、或る程度に於て、フィルムを我國に輸出する諸國に於ける見解の現状によりて説明され得るものである。この點に於て、我々はニューヨークの『活動寫真委員会』(Moving Picture Commission)の一九二二年の報告から次きの一節を引用するであらう。『しかしながら、活動寫真が特に少年を目當てとするものであり、また事實上少年が活動寫真觀覽者の一つの著しき部分を占めて居るものたることを理由として、寫真生産者の間に、多く少年に適するフィルムを製作する一つの傾向を存する事實を注意するのは、我々の幸福とするところである』。尙ほここには同時に、英國に於て課せられたる標準條件のために、英國の活動寫真業者は證明『U』を得るに適したるフィルムの豊富なる供給を求めつつあることと、更らに外國の企業家たちは英國が彼等に取りて重要な一市場たることを決して看過するものではないこととの二つの事情が援用されねはならないのである。

(一二、一九二三年度に於て、『フィルム検閲委員会』かその全體を拒絶したるフィルムは十件であつた。我々の知るかきりに於て、『検閲委員会』によりて拒絶せられたるフィルムは決して映寫されなかつた。そして我々は生産の約九十七パーセントが検閲に合格して居ることを附言し得る。同一年度内に、『検閲委員会』はその年度報告に於て與へられたる四十二の理由によりて二三七のフィルムに反對した。『検閲委員会』か、その見解に従ひて、犯罪若しくは不道德を煽動する恐れありと思量したる場面の若干を明確に拒絶したるものであることを断定するかためには、これ等の詳細なる拒絶理由を一讀するだけで充分である。

(一三、我々は、フィルム生産の水準を高めるために、『検閲委員会』の爲したる多くの貢獻を承認しなければならぬ。しかしながら、假令それか如何に公正なるものにもせよ、検閲は決して輿論以上に出づる譯には行かない。そこには、恐らく、一般的に公開され得るものと認められたるフィルムであつても、尙ほ、教育家及び各種社會事業に従事する人々をも含めたる一部の思想家によりて、尠くとも部分的に、少年及び青年には不適當と断定される場合を生せねはならぬ。然るに、我々かここに引用するフィルムの大多數は決して犯罪若しくは不道德を煽動すべく批難され得るものではないであらうか故に、この點に就きて敢て詳細を語る必要はないか、しかし、兎も角もそこには二重の困難を存することか認められ得る。眞に少年たちに適切なるフィルムのみか提供せらるべき少年に對する特別興行は今日最早一つの商賣を構成

するものてなかつたことを、活動寫眞業者たちは高らかに叫んで居る。他方に於て、『檢閲委員會』を批判する人達の中で、英國で映寫されたフィルムに恐らく九〇パーセントは輸入品であることを知り、且つこれ等のフィルムに檢閲に具有せる困難を常に理解して居るものは、極めて少數である。例へば、或る人口に膾炙せる書物を基礎とせる一フィルムに映寫か承認せらるべきか否かの問題は、實際に於て、多くの異論を生し得るものである、また現に生して居るのである。しかし何れにしても活動寫眞の當業者は觀衆の奴隸であると言はれ得る。彼等の顧客の氣に入るフィルムの種類を發見し且供給することか、活動館經營者の仕事である。我々かここに檢討した問題の困難かそこに認められねばならない。そしてその解決は、啓明されたる氣品ある一つの輿論の創造に不可避的に結合されて居るのである。

(一四) この報告の第六節の末段、及び中央官憲並びに地方諸官憲の活動に就いて説明する第七節乃至第十節はイングラント及びウエールズの地位に關するものであつて、スコットランドに關するものではないことを、明瞭に斷つて置かねばならぬ。一九〇九年の所謂『活動寫眞法』は固よりスコットランドに適用される。そして特に火災の豫防等を目的とする取締規則は時々スコットランド大臣によりて制定された。しかしながら、スコットランド高等法院に於ては、第六節に引用されたエリス對デューブロウスキ事件に於て生じたる諸問題を審理したる判決は毫も與へられて居ない。イギリス高等法院刑事部の判決が固よりスコットランド法院に對して或る重みを有つたであらうことは疑ひないにしても、しかしこれかために敢て

スコットランドに於ても類似の判決か與へられるであらうことを主張する譯けには行かない。そこには、まさしく、一九〇九年の所謂『活動寫眞法』は『活動寫眞及びその他の映寫に安全を保障するために、より良き處分を』取ることにのみ限定されたのであり、そして認可書中に定められたる諸條件は敢て映寫フィルムに性質の全般を覆ひ盡すまでに擴充され得るものてはなかつたと考へられ得る餘地を存するであらう。或る辯護士は、疑ひもなく、上記法律の第一條及び第二條(1)に従ひて、一つの許可並びにその許可書に掲げられたる諸條件は、單に『その實行のために可燃性フィルムか使用される繪畫……を映寫する』場合にのみ適用されるものであることを、これを別言すれば、不燃性フィルムの使用は——若しもそれが將來に於て可能となつたとすれば——許可とそれに附せられる諸條件とを無效果たらしめたであらうことを主張し得るであらう(註九)。他方に於て、凡て一個の商業的見地に於て問題を考察せねばならぬと考へて居るスコットランドの主要なる興行者たちは、彼等か少年の生活に對して活動寫眞の及ぼす影響を極めて克く理解して居るものであり、且つ彼等は何れも、この影響の多幸なることを希望したであらうことを、しはしは聲明した。それ故に、それかイギリスに於て満足なる結果を齎したものであるかきり、スコットランド活動寫眞界に於て、少年の入場に關する或る條件の設定に、スコットランドの活動寫眞業者たちは恐らく反對するものてはなかつたであらう。またかくすることによりて、彼等は今日スコットランドに於ける啓明せられたる輿論を代表する多數の人々を満足せしむることになるであらう。

〔註九〕『教育に於ける活動寫眞の利用』に關する委員會の報告中に、『不燃性フィルム』の性質に關する一つの注意が見出されるであらう。("The Use of the Cinematograph in Education," Report of the Committee, Appendix, III, p. 23, H. M. Stationery Office, 1924.)

(一五) 假令スコットランドの裁判所に於ては、エリス對デブロウスキ事件に類する如何なる事件も審理されなかつたとしても、しかし、スコットランドの市邑 (burghs) に於ては、許可權を有する官憲は、一九〇三年の『スコットランド市邑警察法』(Burgh Police Act) に依りて、活動寫眞の許可に映寫フィルムの性質に關する諸條件を附加する權能を有するものたることか、恐らく主張され得るであらう。この法律の第八〇條は規定する、『市參事會は、隨時に、劇場及びその他の娛樂場に適當なる認可を與へることに關する特別の規則を制定し得へし……』。しかしながら、この法律の制定當時追求せられたる本來の目的は、公共の安全と凡ての不規則なる行爲を禁止する權能とであつた。加之、スコットランドの一二の大都市に於ては、地方議會法が施行されて居る。かようにして、例へば、一八九二年の所謂『グラスゴー警察法』(Glasgow Police (Further Powers) Act) 第五條の規定するところによれば、娛樂場の開設には、凡て認可を受けることか必要とされ、そして『市參事會はその與へる許可に隨時適當と思料する諸條件を附することを得る』のである。同様に、一八七九年の所謂『エジンバラ市制及び警察法』(Edinburgh Municipal and Police Act) 第二八七條は、エジンバラ市參事會に、公けの娛樂場に對して許可を與へ、且つ『各認可

に市參事會の適當と思料し得る諸條件を附する』權能を留保して居る。尙ほ、スコットランド大都市の多數に於ては、許可權を有する諸官憲と同様に、市參事會は『フィルム檢閲委員會』の合格證明なきフィルムはその許可なしに映寫すへからざることを條件の一つとして採用したことを附言し得る。

(一六) スコットランドの事態の現状に關する報告を徵するため、この報告の執筆者は、スコットランドの大都會に於ける十四の警察署長に宛てて、次きの諸點に就き知ることなきかを照會した。(a) 刑罰法に觸れるフィルムの映寫、(b) 犯罪を煽動し得へき強盜事件に關するフィルムの映寫、(c) 『暗示的』フィルムの映寫。接受したる回答の中十二は、この種の如何なるフィルムも未だ警察の目に止まつて居ないことを報告した。残りの二つの回答に於ては、たゞ數年前暗示的フィルムの一二の場合か警察の注意を惹いたことを報告して居るに止まるすれば、これまた殆ど前者と選ぶところなきものと解せられた。しかしながら、一つの補足的處分——立法的若しくはその他の——を設定することの可否に關する一質問に對する回答に於て、一部の警察署長によりて次きの點が示唆されたことをここに附言せねばならぬ。

少年に取りて適當ならざるフィルムの映寫を少年に觀覽せしめざることを保障する手段の合目的性、即ち所謂『隣接的』取材のフィルムに關する問題とこの種フィルムに關する一つの嚴正なる檢閲の必要。

(一七) イングランド及びウェールズに於て許可權を有する諸官憲によりて、標準條件(6)が極めて汎く採



用され、そしてこの條件が、『時報寫眞を除くの外、「一般」若しくは「公け」の觀覽に供するに適當なるものとして、「英國フィルム檢閲委員會」によりて與へられたる證明なき凡てのフィルムは、州參事會の明示の許可なしに映寫すべからざるもの』とする形に於て構成されることは上述するかごとくである。若しもこの條件が嚴密に遵守されたならば、それは映寫フィルムに對して一つの絶對に確定的なる効果を及ぼさねはならなかつたであらう。特に、成年の觀衆にのみ適するものとして承認せられたるフィルムの數は一つの著しき減少を示すべく續けねはならなかつたであらう。スコットランドに於て映寫されるフィルムは、概して先づイングランドに於て映寫されたものであるかきり、イングランドに於て與へられたるフィルムの一つのより高き水準は常にスコットランドに對して一つの顯著なる効果を有つことになるであらう。この點に於て、我々は、スコットランドに於けるフィルムの賃貸料總收入は大ブリテン國に對する總額の七乃至一〇パーセントに止まることを附言し得る。言ひ換へれば、若しもそれがスコットランドに於けると等しくまたイングランドに於て映寫されなかつたならば、一つのフィルムの有つ商業價值は殆ど皆無なるか、若しくは極めて僅少に止まることになるであらう。

(一八) 我々は言つた、一九二二年、國際聯盟の後援の下に、一つの重要な條約が締結された、そして若しもこの條約の諸規定が凡ての締約諸國によりて嚴正に適用されたならば、これ等の諸規定は猥褻なるフィルムの傳播を著しく困難ならしめたであらうと(第二節參照)。しかしながら、そこには、猥褻とまでは

行かすとも、尙ほ或る一國に於ける檢閲の要求を滿し得なかつたフィルムであつて、而かもその檢閲が等しく嚴正ならざるか若しくは全く檢閲の制度を存せざる或る他國に於て映寫を許可されるものを存する。本國際會議の議題としてのこの問題を取扱ふ最良の方法は、フィルムの檢閲に關するイギリスの現状を詳細に説明することであつたと我々が考へたのは、即ちこの理由及びその他のためである。

(一九) 若しも我々がイギリスに於て追行されたる歩みをここに充分明確に説明したとするならば、そこには『英國フィルム檢閲委員會』の地位が實質的に極めて鞏固なものであつたことか恐らく明認されるであらう。固より『檢閲委員會』は一個の嚴密なる法律上の地位を有するものでないにしても、しかしそれは尠くとも汎く承認されたる一つの地位を占めて居る。『檢閲委員會』の決定は認可權を有する諸官廳の法律上の權能によりて實際上の効果を保障されて居る。そしてイングランドに於けるこれ等の諸官憲は、その最大多數に於て『檢閲委員會』の決定を承認して居るものである。ここに於て、若しも我々が現時(一九二四年十月)我々が英國に於て最も有益に我々の追求し得べき活動の綱領の何たるかを定言的に言明することを要求されたとするならば、我々は、同時に次きの諸點の實現を追求しなから、現行のフィルム檢閲方法を承認することか明かに望ましきことであると回答するであらう。

(a) 活動寫眞の影響と其の將來とに就きて一つの地方的輿論を喚起し、且つ少年及び青年の道德的幸福か、從つてまた彼等の觀覽するフィルムの種類が極めて重大なる問題として考へられる一般的傾

向を助成すること。

二九八

- (b) 許可権を有する諸官廳に次きの諸點を切望すること。
- (1) 活動寫眞の凡ての認可に標準條件(6)及び(7)を挿入すること(第九節參照)。
  - (2) 『U』又は『A』の種別證明の寫しを各フィルムの前に極めて見安き文字に於て映出せしめる處分を取ること。
  - (3) 有效なる手段によりてこれ等の條件の勵行を期すること。

今日、各國に於て、少年及び青年の生活か我々に課する諸問題は、一つのより力強き輿論、一つのより鋭き公民感念、この世界に於て我々の後に來るべき人々に對する一つのより深甚なる興味の喚起によりてのみ解決されるであらう。フィルムの問題は、またフィルムか凡ての他の商品と等しく輸出され且つ輸入されることの事實によりて創出されたる一個の國際的問題であることは、極めて確實に明言され得る。一つの國際的協力を組織することによりて、活動寫眞は今日極めて廣汎なる意義を有する一つの社會的要素たることを明瞭に認識することによりて、凡ての國に於て一つの有效なる檢閲を確保するために一大努力を傾倒することによりて、また彼等に害惡を爲し得べき何物をも少年の眼に觸れしめざるべき固き決心を共同に取ることによりて、そこには一つの顯著なる進歩か實現され得ることになるであらう。これ等の要請か實現されるに至るとき、我等の少年か『一つの健康なる國に、美しき情景と樂しき交響との環境の中

に住ひて、凡ての事物の幸福を受けるであらう』日か初めてその黎明の光を投することになるであらう。

#### IV

報告者 P. Pece-Maineri,

Docteur en droit, avocat à Gènes (Italie).

一定の害惡を免れむとする考へは、我々をして必然的に、その害惡の原因と結果とに考慮を拂はしめる。言ひ換へれば、それを除去するかために原因の研究を、それを防止し若しくは制限するかために結果の検討を必要ならしめる。

一般に道德律及び成法の侵犯は——生理的、精神的、病理的の場合とは別として——その侵犯者自身の個人的教育と習慣的環境との影響の下に形成され且つ作用する道德的束縛の欠缺若しくは不充分の結果である。それ故に、一つの賢明にして且つ廣汎なる豫防的活動の精神に立脚するかきり、そこには、教育、即ち個人の陶冶とその者の生活する環境の改善とに最大の注意が取られねばならないことになるのである。

る。

我々は特に少年に關してこの問題を取扱ふことか指定されて居る。しかし私の信するところによれば、年少者の陶冶は一つの道德的環境の中に達成されねばならない。そして成年者の背徳性は、直接若しくは間接に、意識的に若しくは無意識的に、遅かれ若しくは早かれ、常に少年の精神に反影するものである。何故なれば、少年を頹廢に導きつつある多數の斷續的原因の中にてその主位を占めるものは、少年かその生理的、知力的及び道德的生活を送る環境から派生するそれであるのは極めて確實だと考へられるからである。それ故に、不良なる萌芽の第一原因は、少年の精神か害惡の持續的引力を通して、頹廢を招來する根本的諸印象を受取りたるところに於てのみ發見されるものであることは否定されかたい。従つてまた、新しきゼネレーションに、善性と徳性との有效なる範例を供給せむかためには、國家の周到にして敏速なる活動と市民の熱誠にして慇懃なる協力とが必要とされる。かようにしてのみ、我々の後繼者たちはここに彼等の正しき生活様式を形成すべく誘導されることになるであらう。

最も廣汎にして且つ最良なる諸結果を得るために最も適切なるものとして理性と經驗との教へる無數の豫防處分によりて、公けの権力が賢明に且つ力強く發動せねばならないのは、即ちこの領域に於てである。

これかためには假令何程の注意を用ひようとも、決して過度に失する氣遣いはないであらう、何故なれば、

は、公教育より派生する諸利益は社會全體の安寧と繁榮とに取りて到底量るへからざるものを存するからである。蓋し環境を陶冶し、匡正し、純化することは、一般的に——就中既にその傾向を有する人々を——害惡に誘導する外在的諸原因の大部分を除去することを意味し、そして本來、保護、監督、誘導の凡ての必要を有する人々に對する感化の事業を、常に、而かも極めてしはしは一つの決定的態容に於て助成することを意味する。そしてかくのとき必要を有するものは、殊に全體の少年なのである。

それ故に、感染の有害なる諸結果、擬態能 (mimicry) の現象、機會的犯罪の特性的諸形態及び年少者を彼等自身に放任することより來る悲しむべき諸結果を、果して何人か看過し得るであらう。殊にこの年少者の放任は、不良なる個人的諸傾向に、墮落せる伴侶たちに、外的諸印象に、そして生理的心理的に害惡への先天的素因を有する有機體の中に常に潜在せる萌芽を培養し且つ助長することによりて、新聞雜誌、書籍、凡ての種類 of 卑猥なる演藝、その他無數の破廉耻なる表現か彼等に生せしめる不祥なる心理的動搖に彼等を放任することを意味するものに外ならない。そして最も危險に、外部的諸原因、即ち環境の影響に曝されたるものか、幼年者であり、外來的刺激に對して過度の感受性を有する精神的變則者であり、そして就中、有機的諸原因をも含める雜多なる機會的諸原因のために、犯罪的習性か外的環境の影響の下に常住的となる頹廢犯人であることは、殊更贅言する必要を存せないであらう。

それ故に、單に風習と聰明なる法律とからのみ害惡に對する一つの匡正か期待され得る倫理學的及び社

會學的領域に於ける國家の豫防的活動は、——市民の熱心なる協力の下に——専ら諸原因の淘汰を追求することに存せねばならない、何故なれば、一つの善良なる政治組織に於て絶對的に必要なるものと認められたる所謂『大教育』のために國家の有つべき凡ての用意は、實際に於て、この大目的に還元されることになるからである。

しかしながら、政府の義務は、假令それが如何なる性質のものにもせよ各種の集合的發現の取締にのみ制限され得るものではないのは明白である。政府はまた各個人の人格と社會的諸集團——そして特に家族——との發達を助成する義務を有する。何故なれば、若しも部分かその相互の間に於て良好に陶冶され且つ調和化されて居るならば、社會體の最大の幸福に向つて、全體もまた等しく良好に規正されることになるであらうからである。

それ故に、國家は、國家の保護の最も多くの必要を有する人々に對して、凡ゆる保護手段を講ずることか正當とされるであらう。そしてこの場合、若しもその必要を存するならば、彼等の行爲によりて國家の保護的活動を妨げる者に對して、これを詳言すれば、或ひは保護若しくは一つの特別な豫戒處遇の必要を有する本人自身に對して、或ひは彼等の父母若しくは彼等の後見人かその負擔せる義務を果さないであらう場合にはこれ等の父母若しくは後見人に對して、國家は各種の強制手段をすら使用せねばならないであらう。

そしてこの目的を實現するかためには、國家は極めて多様な社會的諸制度の協力に待たねばならないであらう。即ち先づ第一に、物質的若しくは道徳的に遺棄せられたる未成年者及び人生の行路を誤りたる犯罪的少年者を識別するかためには、懶惰者及び浮浪者——大小に拘らずしはは犯罪人の團結を構成する——を識別し且つこれを淘汰することを目的とする、特に周到なる一制度が要求されるであらう。またそこには、救濟、慈善、輔成、避隱、家庭附托、教育、感化等に關する無數の社會事業を豫定されるであらう。そして害惡の感染を妨止するかためには——就中青少年者に關聯しての豫防的活動の領域に於て——假りにその害惡か成年者及びその環境との接觸より來るものにもせよ、または有害なる諸種の常習的淵源——新聞雜誌、演藝、見世物、猥褻文學、博戲、淫靡なる流行、飲酒癖等——に發するものにもせよ、或ひはまた青少年者の精神的無垢に對する特殊の衝撃から來るものにもせよ、常に最も嚴正なる諸般の豫防手段が必要とされるであらう。これを要するに、理性と經驗とが、教育的使命の最善の堡壘であり、且つ最大の力であることを我々に教へて居るかの神的要素——即ち『凡ての徳かその上に築かれ行くかの常住的勝利の姿に於ける美はしくもまた惠ましくも不滅の愛』(“bella, immortale, benefica Fede ai trionfi avvezza, sopra la quale ogni virtù si fonda”——Dante, *Paradiso* XXIV) を等閑に附することなく、否寧ろこれを培ふことによりて、施政者か個人と環境との陶冶のために利用せねばならないものは、直接若しくは間接に可能なるあらゆる種類の豫防手段であらう。

この凡てによりて、國家は、一つの豫防的、間接的、一般的方法に於て、その保護の最も多くの必要を有し、従つてまたそれを求むる最大の権限を有する者、即ち年少者を過誤の内在的、恒存的危険から救済すべく賢明に準備されたものであらう。

かようにして、彼れの道德的及び知力的陶冶に於て、危険なる接觸の除去に於て、彼れの中に包藏されたる美と善との洞見に於て、範例の善用に於て、私は常に、有害なる凡ての外部的印象の改惡的影響から彼れを救済する第一の而かも最も確實なる手段を認めるものである。

未成年者及び被拘禁者保護會の第二回イタリヤ全國大會（一九一二年トリノ開會）及び第二回國際少年保護會議（一九二二年ブルユツセル開會）に於て既に私の發表したる一提案、即ち未成年者にして尙ほ未だ自權者（*sui juris*）となるに適せざるかに思料せられる者に對して、彼等に後見制度の利益をより長く保存する目的に於て、未成年者に固有なる後見制度を未成年の通常法定期間以上に擴張することの合目的性を主張する提案を、私はここに改めて提出せむと欲するものである。それは後見解除の反對であり、各場合毎に、地方次第にて或ひは少年審判官、或ひは豫審判事、或ひは普通裁判所長、或ひはまた特別裁判所によりて決定せらるべき成年期の延長であり、未成年者か民事生活の凡ての行爲を爲すに不適當と思料される間繼續すべき無能力の通常法定期間に附加せられたる一つの期間であるといふことになるであらう。この場合、一方に於ては民事の領域に於て、また他方に於ては、これと相關的に、刑事の領域に於ても、

社會防衛の諸利益を等閑に附せさらむかために、犯罪の種類に關聯して、これ等の例外的場合を處置する特別なる諸規定を必要とするであらうことは、固より言ふまでもない。

\*

\*

\*

\*

造形美術が最も暗示力に富むものに屬すること、従つてまた、若しもその目的か不良であるならば、就中最も年若き、最も印象をけ易き觀衆の精神に向つて最も危険であることは確實である。従つて、ポルノグラフィ（*pornographie*）——私の意味するものは卑猥なる美術——と活動寫真——極めてしはしは卑猥にして無秩序なる——とは今日年少者を過誤に導く最も有力にして、且つ最も怖るべき特殊の諸原因中に數へられねはならないことになるのである。

我々は、卑猥美術の投機及び不道德なる刊行物の餘りに放任されたる跋扈と或ひは一つの有益なる教育的目的に資し或ひは悲しむべくも一つの有害なる目的を追求する活動寫真の驚くべき暗示力を認識する。繪畫、新聞雜誌、活動寫真若しくは演劇は、不幸にして、國家か疑ひもなくその取締のために干渉する權利と義務とを有する一つの傳染的害惡の媒介手段たり得るのである。

卑猥文學（*pornographie*）に關するかきり、それか社會に與へる危険と損害とは、一八九三年、ロンドンに於てこれに關する一つの重要な國際會議が開催され、その結果不道德的文學を鎮壓する目的に於て、

ジュネーブに一個の國際事務局の設置を見るに至つたまでに、爾かく一般に認識され、また爾かく文明諸國政府の關心事とされたのである。これに次いで、更らに、リオン、ライプチヒ、ケルン及びホルドーに於ても等しく同一目的の會議が開かれた。しかしながら、前記諸會同よりも、より結論的なるものは、十七箇國の公式代表者の間に於て行はれたる一九一〇年の國際的協商を準備したる一九〇八年バーリ開會の國際會同であつた。現今、それに參加し若しくは加入したる諸國の現行立法が依て準據する一つの國際協約の基礎は、即ちこの會同に於て決定されたのである。

同しく一九一〇年に、フランスは、『猥褻的刊行物の傳播及び取引を防遏する手段を研究する目的に於ける』一つの新たななる、而かもより重要な國際會議を提案した。そしてこの極めて重要な會議は、一九二二年九月二十八日の第三回總會に於て、この發議に滿腔の賛意を表したる國際聯盟の後援の下に、一九二三年九月十二日にジュネーブに於て開會されることになつたのである。

最も重大なる意義を有する一個の道德的、社會的及び法律的問題に對して一つの顯著なる輿論の覺醒を見たることと、ジュネーブ會議に於て起草せられたる『猥褻なる刊行物の傳播及び取引の鎮壓を目的とする一つの國際條約』によりて、『この條約中に列擧せられたる行爲の一つに就き有罪と認めらるべき凡ての者を檢舉し、訴追し且つ處罰するために』既に具體的結果の獲得せられたることとに就きて、我々は衷心満足を感じねはならない。

我々の特に満足するものは次きの諸點である。(1)、條約第一條の列擧事項中に、活動寫眞のフィルムが挿入せられたること——この挿入は一九一〇年の條約案中には存せなかつたものである。(2)、猥褻物の取引は『假令公けならずとも』尙ほこれを處罰すること(第十條第九號)。(3)、未成年者の損害に於て犯されたる罪に關して、この重要な會議の表明したる要請。蓋しこの會議の最終記録中に次きの一節が見出される、『猥褻なる刊行物の提供、賃貸、販賣若しくは頒布を爲す罪は、それか未成年者に對して犯される場合、より重きものと看做さるべきことは、會議の一般的意見である。』『猥褻的刊行物の提供、賃貸、販賣若しくは頒布か年少者に對して行はれたるとき、各國立法はこれに就き或る刑の加重を豫定せられむことを、本會議は要望する。』

ここに於て、専ら少年の名譽と幸福とを念とする凡ての國の政府は、苟くも良俗に對して一個の侵害を構成する凡ての發現を、毫末の假借もなしに極めて嚴正に鎮壓するの義務を感せねはならないことを私は敢て斷言するであらう。實際、害惡のために害惡を爲す純粹なる惡性から、若しくは不純なる財利欲から、市民の良心と、習俗と廉耻とによりて代表せられたる祖國の精神的遺産を侵害する者に對して、我々は如何なる憐憫をも、また如何なる寛容をも有ち得ないのである。展覽、販賣、頒布、交換、その他如何なる形の下にもせよ、また如何なる方法によるにもせよ、苟くもそれを取引し、若しくはそれを取引せしめる目的のために、文書、繪草紙、圖案、繪畫、彫刻、寫眞、寓意畫、又はその他の物件を準備し、製造

し、印刷し、複製し、寄藏し、輸入し、輸出し、若しくは單純にこれを運送することによりて、善良なる風俗を害する者は、何人たるを問はず、凡ての刑法典が極めて峻嚴なる刑罰制裁を以てこれを處罰するであらうことを私は希望する。また私は、背徳を辯護し且つ如何なる方法によるにもせよ、他人をこれに誘導する者も等しく處罰されるであらうことを希望する。そして背徳的出版物——最も有害なる諸本能を追求し且つ昂奮せしめる書籍、雜誌、分冊類——は不健全なる視慾をそそる造形的表現と等しく危険なるものと看做されねばならないか故に、私はまた、公の道徳を害する罪を犯す者に對して行動する權利が單純なる市民にまで擴張されるであらうことを希望する。何れにしても、道徳の權威のために爾かく本質的な一事に於て、法律の權威とその嚴格なる制裁の有つべき威嚇力を減殺するの結果を來すべき裁判上の不確實と犯人に對して適用される刑の不等とを避けるかために、これか訴追に關する法律は單に嚴格なるたけてはなく、また極めて精細なる規定を必要とするであらう。そして所謂『藝術權』なるものか公益の要求を全然無視して、適法に確認され得るものとは考へられない。論者か藝術に附與せむとする目的と機能とか假令何であらうとも、社會的諸關係に於て、藝術か社會自體の權利を害してならないことは極めて確實である。私は、マックス・ノルドウと共に、所謂藝術の神聖は犯人か制裁を免れるかために逃避する最後の避難所となり得るものではないことを、再言する。

この凡てによりて、少年は墮落の最も有力なる——而かもそれか穩微なものであるだけに殊に有力なる諸原因の一つたる猥褻の害毒から救済され得るであらうと私は確信する。

活動寫眞は教育、文化及び文明の一要素て在り得るものであり、また在らねばならないものである。然るに活動寫眞は、それか産業化されることによりて、反對に、その本來の品位を失ふことになつた。しかし國家は、市民のために寄與することの代りに却てこれに害毒を與へるかことき藝術の發表を防止する權利と義務とを有するものであるか故に、爾かく著しき程度に於て輿論に衝動を與へる他の凡てのものご等しく、國家はまたこの新しき文化手段（活動寫眞）の濫用と逸脱とを防止する權利と義務とを有する。實際、活動寫眞興行は、若しもそれか民間の諸機關と國家との相互的活動によりて嚴格に監督されなかつたならば、この種興行に獨特なる暗示と普及との力によりて、人民の健全なる道徳的及び肉體的精力に對する一つの頽廢要素を構成し、そして殊に年少者の有機的發達と教育とに取りて極めて有害なるものごなり得ることは否定しかたい。しかしながら、若しも反對に活動寫眞興行か生活の向上に適切なる諸觀念や各種範例の普及に貢獻するものであるならば、それか精神的均衡、教育及び文化を助成する一つの有益なる手段を構成し得るであらうことも、また否定しかたい。

然しなから、凡ての近代的發明の中にて、活動寫眞のそれか、視官に、神經系統に、そして外的及び內的感受性の凡ての部門に與へられる重大なる混亂に對して、また心的生活に於て惹き起される根強き疾患に對して最も重大なる關係を有つて居るものであることを我々に教へる實驗科學の與件を、この場合我々

は等閑に附する譯けには行かない。印象の媒介物として爾かく大なる力を賦與されたる書籍の影響ですらも、活動寫眞の映寫幕の與へる影響に比するときは、殆ど物の數ではないのである。實在に次いで、活動寫眞は情緒の最も忠實にして且つ最も有效なる淵源を成して居る。精神病理學と關聯して活動寫眞の効果を研究する人々の考察するところによれば、殊に年少者の群れを活動寫眞館に吸引して居るものは性的動機なのである。既に正則なる年少者が反覆されたる性的興奮の事實から一つの大きな損害を受けるものがあるとするならば、一つの異常なる早熟性を有する年少者に對して活動寫眞が特に危険なものとなるのは極めて明白である。この點に於て、活動寫眞が年少者に取りて一つの重大なる危険を意味するものたることを確認する科學者たちは結論する。

『活動寫眞興行物の大部分から例外なく彼等を遠けることか一つの優れたる豫防手段をなすてあらうし、またこの方法は、神経系統の障礙若しくは疾患の遺傳的若しくは習得的諸傾向を有する凡ての者に對しても等しく一つの良好なる豫防處分をなすてあらう』と。しかしながら、活動寫眞興行物の有害なる影響は、犯罪の領域に於て就中明確なる形に於て現はれるものである。犯罪の動機及びその實行が活動寫眞の影響と密接なる關係を有するものとして法醫學の文献及び凡ての國の社會記事によりて報告せられたる事例は無數である。そこには、全然病的要素の認むべきもなく、單に暗示と模倣との影響にのみ支配されて居る犯罪者及び背徳者の一範疇を存する。これ等の者は活動寫眞に感激の一淵源を見出すものであり、

そして彼等はそれの誘惑の虜となつて居るものである。即ち「最もしはしは活動寫眞によりて彼等の意識内に犯罪への素質を呼び醒されることによりて彼等の犯罪傾向を顯勢する年少犯人は皆それである」。かようにして、未成年者の犯罪に及ぼす活動寫眞の影響は極めて重大であるかに見える。『活動寫眞に於て演出されたる犯罪の模倣によりて犯されたる罪の極めて多數であることは、最も確實なる方法によりて證明された。これ等の考察は、かくのごとき興行物かまさしく犯罪、就中少年犯罪の増加に貢献するものたることこの結論に到達する。これ等の興行物は、年齢の如何を問はず、犯罪的素質を有するものに對して、彼等を行動に決意せしめ得るまでに爾かく強大なる一個の煽動であり、かくして遂に活動寫眞は一個の眞正なる職業犯人の養成所となるのである。』活動寫眞の觀覽料を得むかために、彼等かそこに於て學びたる醜惡なる事物によりて彼等の不健全なる欲望を滿さむかために竊盜を爲し若しくは詐欺を働きたる年少者の事例は無數であり、そして犯罪、惡徳及び墮落を活動寫眞に學むた者の多數なることは殆ど計量以上に出るのである。未決及び既決の年少犯人の一大多數に就きて私の爲したる調査は、犯罪行爲の明白なる、而かも犯人自身の自白せる直接の原因としての活動寫眞興行の影響を疑ふことを私に許さない。多くの司法官の經驗と、私かそれの報告を所有せる兒童精神病理學の専門醫たちの研究とはまた同一の結論に到達する。精神的非正則者の本能に關して爲されたる或る興味ある科學的研究は、この部類の者に於ける最も低劣なる諸傾向の覺醒か大部分活動寫眞のお蔭であつたことを結論して居る。最後に、科學はその實驗上、



活動寫真か神経病及び精神病の機會的諸原因の中に、一つの地位を、而かも輕視すべからざる一つの地位を占めて居ることを我々に教へて居る。イタリヤの著名なる一藝術批評家の深刻なる考察に従へば、「精確な、明白な、そして極めて確定的なる一興行物のことき眼から這入つて來るものは、讀み物よりも、言ひ換へれば、精神によりて表象として再現されるかために一つの知力的疲勞を要求するものよりも、精神に對して更らに更らにより大なる影響を與へるものである」〔註一〕。

〔註一〕 *Le sénateur Corrado Ricci.*

それ故に、年少者の精神に對して活動寫真の映寫幕の與へる危険なる影響を想像することは極めて容易である。

今日私かここに検討するの名稱を有するそれと類似の一問題に關して第二回國際少年會議に提出せる私の報告〔註二〕の内容中から藉り來りたるこれ等の考察によりて充分に證明され得ると考へられることは、公教育、修養及び藝術的享樂の爾かく有力なる一手段たる活動寫真か、特にその培養する犯罪性の萌芽によりて年少者の肉體的及び道德的健康を損傷し、一般道德の墮落を誘致し、且つ祖國の安全を脅威し、以て、社會に一つの眞正なる損害を與へることによりて、その文化的使命を誤るよくなことになつてはならないといふ事である。そしてこれは事態の現狀に於て益々緊要なる事柄である。

そこで、活動寫真生産の健全化は國家の豫防的及び強制的檢閲によりてのみ有効に實現され得るもので

あり、而かもそれは、教育、道德的感情及び良知の内的力かその壊滅的暴力を抑制するに無力なるとき、活動寫真かまさしく最高度にそれであるかように、外部的に發現する一つの力に我々の對抗せしめ得る唯一の救治手段であると私は信するのである。

〔註二〕 私の思想の發展を知るために、或ひは私の引證の淵源及び統計の主要なる諸要素を知るために、この報告を参照されむことを希望する (*Deuxieme Congrès international de la protection de l'Enfance, t. I, Rapports, p. 215.*)。尙は同會議の決議を參照 (*Compte-rendu Congrès t. III, p. 309 et 311.*)

しかしながら、若しも檢閲制度が悪しく運用されたとするならば、寧ろ檢閲の制度を全く存置せずして、この役目を警察若しくは民間機關に代行せしめた方が遙かに優つて居るであらう。然らば、何等惡結果を伴ふことなしに、良好なる收穫を擧げ得るかためには、檢閲制度は如何なる形の下に運用さるべきであらうか？

就中、檢閲委員會は極めて精選せられたる、そして廉直と、能力と公平との凡てか保障されたる成員によりて構成されねばならないであらう。若しも檢閲委員の選定か不適當であつたならば、假令豫防的及び強制的檢閲が行はれたとしても、またそこに嚴格なる禁止的諸規定と適用細則とを存したにしても、結局それ等の凡ては空文に歸して、不良なるフィルムへの防遏の實を擧げる譯けに行かないに決つて居る、檢閲委員として選任せらるべき人々の範圍は、就中、活動寫真檢閲制度の政治的、社會的諸目的を、而かも活動

寫眞の觀客の一大部分を構成するものか青少年たることの事實を忘れることなしに、且つ公的後見の最大必要を有するものか年少者たるの故を以て、またそれに對する最大の權利を有するこれ等年少者の利益に於て、豫防的及び鎮壓的性質を有する諸目的を考慮して決定されねばならないであらう。従つて國家の大檢閲委員會に於ける第一の地位は教育家と家庭の父母（就中母）とに與へられねばならないであらう。蓋し教育と情操との領域に於て彼等の有する權威は争ふの餘地なきものと考へられるからである。この審査に任ずる男子の委員は、慎重に全體の權衡を考へたる一公準に従ひて、教化的諸團體、兒童扶助委員會、少年及び國民保護を目的とする諸團體の會員中から選任せらるべきであらう。蓋し檢閲委員の職能は、就中、自然的若しくは社會的義務によりて、未成年者の教育及び保護の使命を遂行する人々に托せられるのか合目的であるのは明白だからである。——委員會の議長は成るべく少年審判所所屬の第一判事たるべく、また審査は藝術と産業との正當なる利益を尊重するかために二段に分たるべきであらう。そして檢閲委員會は決定と執行とに於ける錯誤及び矛盾を避けるかために單一たることを要するであらう。

私は、家庭の母か慈善的諸團體の代表者たちのそれと同數に於て檢閲委員會に採用されるであらうことを希望する。そして更らに私の希望するところは、この檢閲制度の尊き目的を擁護する意味に於て、活動寫眞フィルムに於ける賛否の意見か同數に於て代表される場合には、拒否を主張する意見か採用せられ、そして若しもこの反對意見か小數なる場合には、この反對意見を主張したる人々に抗告の權利か與

へられるであらうことである。しかしながら、檢閲委員會は、そのフィルムの選別に於ては、單に風儀を紊し、且つ良俗を害する凡てのものを禁止するのみに止まらないで、更らに現實ならざる演出に於て、年少者の未だ完全に成熟せざる意識を攪亂するに足る凡てのものにも、また等しくその拒否權を擴充すべきであらう。檢閲委員たちは、一般に、年少者には十六歳或ひはまた十四歳から自由に活動寫眞の觀覽か許されて居る事實を常に考慮の中に置かねばならない。極めて少數の國に於ては（ドイツ、スペイン及びスウィツルの若干州）、滿十七歳若しくは十八歳の年齢か要求されて居る、そして私の個人的經驗によれば、これを以ても尙ほ不充分である。最後に、檢閲委員の判定は單にフィルムにたけてはなく、また附屬的興行物に、表題及び小題目に、番附、引札、廣告及びその他公示の凡ての手段に及ばねばならないであらう。

総合的に見て、國家の活動寫眞檢閲制度の運用に必要とされる主要なる諸原則は大體かくのこときものであるとしても、尙ほこの檢閲制度を組織するに當りては、各國家の國民性、諸般の法制及び習俗の調和を計るために多くの周到なる用意を必要とするのは、固より明白である。前に引用された私の研究に於ては、これ等の用意の若干と、更らにまた反省と經驗とか私に暗示した可なり多數の豫戒處分に就きて説明を試みたのであるか、この報告に於ける私の検討は、單に私に托されたる問題と最も大なる關係を有すると考へられるもののみ制限されるであらう。

その本能的若しくは頹廢的欲情を満足せしめるものに向つて引き附けられる人間の自然的傾向、彼等の不良なる諸般の本能に呵るかごとき種類の興行物を群集に供給することに、映畫俳優及び活動寫眞興行者の有する限りなき利益、豫防的諸制度の不充實、及び取締制度の缺陷——これ等の凡ては不幸にして、最も周到なる用意と最良の考案に成りたる諸規則をしいはしは無益ならしめ若しくは不充分ならしめる。それ故に、假令フィルムを健全化する目的に於て如何なる制度か採用されたにもせよ、尙ほそこには常に、公衆、殊に年少者（彼等に對しては、假令道德的見地に於て監督されたにもせよ、一般的に彼等の自然的感動性をそそり立てる在來の興行物は不適當である）に對して不適當若しくは不穩當なる興行を存するてあらうことを信すへき充分の理由があるのである。加之、若年者の多くは疑ひもなく異常者若しくは暗示を受け易き氣質のものであることを考へねはならない。この點に於て、私は前に引用したる科學者側の一要請に就きて更らに注意を促すてあらう。——そして我々は不穩當なるフィルムを公衆の眼から遠けるために、警察吏の適宜の干渉に倚賴する譯けには行かない（就中小都會及び田舎に於て）。同様にまた、興行物の善良なる選擇のために、我々は年少者の父母若しくは後見人の聰明なる識見に信賴する譯けには行かない（殊に下層階級に於て）。實際、年少者、殊に少年か——單獨若しくは同伴にて——彼等に對して全然不適當なる興行物を觀覽して居るのは、明らかに一個の常態的事實であり、そしてこの悲しむべき無良心は、命令し若しくは處罰するために、國家が干渉の權利と義務とを有する理由の一つである。

而かも父母が同伴するの事實は決して損害と危険とを緩和するものではない。何故なれば、或るフィルムかそれ自體不適當であるとするならば、父若しくは後見人が同席するの故を以てそれか適當なるものとなるべき謂はれないであらうからである。この理由の下に、また現に、若干のスイツツル諸州に於ては——アルゴウイヤ、ヴァレー、リュセルヌ、フライブルグ、ベルン、ニューシャートル諸州、イヴエルドン、ヴヅエイ及びベツヤス諸市に於けるかように——十六歳以下の少年には、假令彼等か彼等の父母又はその他の成年者に同伴せられたる場合に於ても、尙ほ、特に彼等のために指定せられたる以外の興行物を觀覽することを禁止し、そして若干の國の立法は違反の場合に向つて刑事制裁を豫定して居るのである。

それ故に、活動寫眞の普通興行の觀覽は、尠くとも滿十八歳に達するまで、年少者には絶對的に禁止せらるべきである。私は考へるのであるか、しかし他方に於て、官憲の保護の下に、民間の篤志家若しくは團體の盡力によりて、専ら年少者のために要求される特別興行を構成しなからず、尙ほ且つ同時に成年者の嗜好をも満足せしめ得べき（私の考へては、本來成年者にのみ限られた、謂はば成年者の獨占的の興行といふようなものは許さるべきではない）學習的、家庭的、教育的性質の活動寫眞館を設置せらるべきであらう。元來そこには別に「成人」道德と「少年」道德との區別を存する譯けてはない。場所と人との如何を問はず、凡て廉恥の法則は嚴正に遵守されねはならない。そしてそこには、何人にも、また如何なる

方法に於ても、他人の、殊に、彼等の年齢若しくは彼等の生來的氣質のために特別なる注意を必要とする者の道徳的感受性を攪亂し若しくは損傷することが許さるべきものは行かないのである。

實際、そこに防遏の必要を存するものは頽廢的趣味である。そして感覺的享樂の奴隸となり易き大衆の最も悲しむべき部分の道徳的及び藝術的墮落を用捨なく濫用する人々の利得慾はこれを徹底的に鎮壓することを要する。觀衆はその意思に反しても尙ほ保護されねばならぬ。就中、それを値する觀衆の部分は是非とも保護されねばならぬ。しかしながら、その不健全なる好尚を以て淫靡なる興行物の禮讀者たるこれ等觀衆の中に於ても、尙ほ場當り興行の最も露骨なる發現に對して力強い奮激的抗議の高められることか望まじきことであらう。何れにしても、民間の連帶的協力と警戒とか官憲の仕事に對して一つの援助たり得べきことは確かである。イギリス及びウルグヰイはこの點に於て、我々に追隨すべき一つの良好なる範例を供給する。

活動寫真興行の頽廢的影響に對する年少者の保護は、若干の國に於ては、單に地方官憲か各個の場合に於て取る處分に一任されて居る。加之、豫防的檢閲かまさしくより有効にして且つより適切であることは今や一般的に承認されたる見解であるにも拘らず、この場合の警戒は、要するに一つの鎮壓的檢閲に歸著する一制度として、警察手段によりて爲される一つの監督によりて行はれて居るのである。警察によりて行はれる檢閲、即ちオーストリア及び若干のスウイツル諸州に於て現行する制度に關する私の批評は、

檢閲委員會に警察の代表者を加へることの適否に就きてブルユツセル國際會議に提出したる私の報告中に私の主張したる反對意見に於て既に盡されて居るのであるから、改めてここに再說することを避けるであらう。ここに於てはたまた、警察は、事實上、道徳的及び審美的問題を判斷するに不適任であつたと認める見解を宣明したるものは、まさしくスウイツル法曹協會——監督委員會に議長の地位を占めたるチュールヒ警保局長もそれに參加したる——であつたことを一言注意するに止める〔註三〕。

〔註三〕 第二回國際少年保護會議報告を參照 (Compte-rendu, t. I, p. 261)

しかしながら、常に、而かもまた一つの豫防的檢閲制度を存する場合に於ても、尙ほ地方警察官憲は、或ひは一つのフィルム映寫を禁止するために——假令それか既に檢閲を経たるものであつても——或ひはその他何等かの實益のために、そして一般的には、法律規則の執行を監視するために行動すべく自由で在らねばならない。

英國の制度は特別の注意を値する。イギリスには、別に政府の手によりて行はれる檢閲の制度を存せない。活動寫真の興行は一九〇九年の『活動寫真法』(Cinematograph Act)、内務大臣の制定にかかると一九一〇年及び一九一三年の行政命令並びに若干の特定事件に於ける裁判所の判例 (Case Law) によりて取締られて居る。地方官憲、即ち州參事會 (County Councils) 及び市參事會 (County Borough Councils) は最も適切と思料されたる若干の制限若しくは條件を課し又は課せずして、興行の許可を與へ又は與へざる絶對的權

力を有する。内務省は興行の許可を與へるに當りて一般にその據り所を示すために、標準條件なるものを例示した。加之、そこには、所謂『臨檢の權利』(right of entry) に基きて、法律の諸規定及び興行許可のために課せられたる諸條件か遵守されるか否かを活動寫真映寫場に於て監視する警察の行動を存する。許可を與へる地方官憲は背德的フィルム映寫を爲す者を訴追すへき如何なる權利をも有たない、但し許可書の中にこの點に就きて一つの『特別條件』を挿入したる場合はこの限りでない。内務大臣の制定したる命令は主として興行を爲す場所の安全、照明等に關するものである。そして驚くべきことは、活動寫真及び内務省令かフィルムの檢閲にも、活動寫真興行の道德的性質にも、また少年及び青年の問題にも全然觸れて居ないことである。

これ等の缺陷と同時に、英國制度の長所として指摘せねばならないものは、活動寫真業者自身か道德及び藝術の擁護に資するために創設せる一つの自發的檢閲機關としての『英國フィルム檢閲委員會』(British Board of Film Censors) の制度である。この檢閲機關は何等法律上の權能を有するものではないか、しかしこの機關は活動寫真業に對して一大勢力を獲得したと同時に、また地方官憲の側から一大尊重を受けることになつたのである〔註四〕。言ふまでもなく、それはイギリス國民の習俗そのものにその存在理由とそれの權威とを藉り來れる一制度であり、従つてまたこの種族、この國民の最も顯著なる特性に基く一制度である。この制度は感嘆を値する、しかしながら、我々はこれか模倣と考へる譯けには行かない。何故な

れば、この制度はまさしく本質的に、それを適切とする一種族に定型的のものであるからである。他方に於て、活動寫真法——而かもこの問題に於ける基礎法たる——は、活動寫真興行の道德的性質よりも寧ろその衛生と安全との諸條件を保障することを以て主要目的とするものであつて、劣悪なるフィルムの淘汰に關する方面は、専ら輿論に、自から良好と思料するものにかきりて許可を與ふへく完全なる權能を有する地方官憲に、また活動寫真の當業者自身によりて設置されたる檢閲機關に一任されて居るのである……。英國では別に年少者に指定されたるフィルムの檢閲を爲す制度は存在しないと云つて差支ない。そして市參事會の名に於て許可を與へ且つ最も高き程度に於て、英國式の聰明と謹嚴とを代表するものと評されて居るかのマンチェスターの所謂『警言委員會』(Watch Committee) すらも——英國人の爾かく誇りとしたる——その所謂『條件及び制限』中に、別に年少者の保護を目的とする如何なる特別規定をも含むては居ない。そこには單に、一つの一般的規定によりて、十六歳以下の年少者には『余りに頻繁に活動寫真を觀覽することを防止しようとする努めて居るだけのことである。』

〔註四〕 『英國フィルム檢閲委員會』はフィルムを『A』及び『U』の二種に分類する。蓋し前者の部類の下に理解されるものは、成年者の觀覽にのみ適するフィルムであり、後者の下に理解されるものは、凡ての者の觀覽に適すると思料されるフィルムである。固よりこの區別は別に法律上の價値を有するものではないとしても、しかし凡ての州參事會及び市參事會は一般にこの區別を承認する極め

て顯著なる一傾向を有つて居るのである。この點に於ては、比較上、私は寧ろ、一つの『一般的檢閱』と一つの『少年檢閱』との二種を存するドイツの現行制度を優れるものと考へる（一九二〇年五月十二日の獨逸共和國法律 Reichsrecht）。

この領域に於ける英國制度の缺陷は、イギリスの立法が、未成年者の犯罪に對して取るべき豫防處分に關して、他の諸國に先鞭を附けたものであるだけに（後に私かそれを指摘するてあらうかように）、益々目立つて感ぜられるのである。

しかしながら、かの有名なる英國フィルム檢閱委員長オコンナー氏（國會議員）か一九二三年度の報告の一つに於て確認するところのもの、即ち『一大多數のフィルムか、再版後、その藝術的利益を犠牲にすることなしに檢閱に合格せしめる目的に於て、且つ公衆の觀覽に供するに適當なるものと考へられ得るところのもの、の制限内に題材の選擇を局限するかために幾度も改修された』といふことを私は極めて有意義と考へる。凡てのフィルムに適用される鑑査の標準は、それ等のフィルムか『觀衆の徳性を損傷し、犯罪又は惡徳を寛容し、若しくは一部觀衆の正しき感受性を攪亂するに適當なるものであるか否か』である。

——爾かく功績多きこの檢閱機關に關してパーミンガムの治安判事トロート（J. W. Troughton）によりて爲されたる考察は、私の敬意を以て賛意を表するに躊躇しないものである。即ち彼れは、就中、凡ての國に對する一つの公式檢閱の原則を採用すべきことを要求してその該博なる報告を結んで居るのである。そし

てそれはまさしく私の切望するところのものである。

イギリスの諸報告に於ては、基準の或る餘りに大なる嚴正さによりて活動寫眞工業を害せさらむとする或る先入觀の痕跡を存することを、私は隨所に感知した。固より『不可侵』（non incurrere）の基本的公理は、それか社會防衛の最高利益に關する場合に於てすら、尙ほ人間の知能と有益なる活動との權利、就中合法性の範圍内に於ける自己の行爲に就きて道德的自由を享有し得べき個人の權利に擴充されねはならないのは言ふまでもないか、しかしながら、これ等の權利とこれ等の利益とが衝突する場合に於て、そこに犠牲となるべきものか前者であつて、後者でないことは明白である。しかしそれにも拘らず、この場合、苟くも工業の自由か——凡ての他の自由と凡ての他の個人利益と等しく——公益の最高法則の支配下に置かれたるものとして理解されるかきりに於て、そこには個人の權利を尊重し、併せて社會の利益を擁護する手段か敢て存在しない譯けてはないのである。

私はここに、豫備檢閱委員會によりて行はるべき『梗概』（scenario）の豫防的審査を強課するイタリヤ立法者の一處分（一九一三年六月廿五日及び一九一九年十月九日の法律の執行を目的とする一九二〇年四月二十二日の勅令を参照）を注意する。蓋しこの處分はフィルム製作者の大なる利益に於ける一種の略式審査に關するものであつて、この方法によりて、フィルム製作者は、單に彼等か、不注意若しくは欺瞞によりて、一定の指示事項若しくは豫備審査官の與へたる一般的指圖に違背する場合にのみ、極めて高價なる

撮映準備の禁止によりて與へられる重大なる損害を冒すに止まることになるであらう。この處分は明らかに公益と私益とを聰明に調和する一手段であらうと私は考へる。

私かここに取扱ふ問題はまた犯罪とそれに結合される制裁とに關聯して考察されねはならない。そしてこの場合これ等の制裁は司法的領域と行刑的領域とに於て研究する必要を存する。

風俗に關する法律を侵犯する凡ての者に對する制裁はこれ等の制裁の依つて基く一般的利益の尊き目的を理由として極めて力強きものたることを、私は要求する。猥褻なる文書及び圖畫による風紀の紊亂に對してはより重き制裁を豫定し、以て活動寫眞の公演に關する諸規則の違反を處罰する制裁の強力を期することか必要とされるであらう。何故なれば、それは年少者の保護のために最も肝要なる點だからである。刑罰は單に金錢刑たるに止らず、最も重大なる場合、累犯の場合、若しくは事犯か未成年者の損害に於て犯されたる場合には、別に警察罰を伴ふと否とに拘らず、また自由制限刑たるべきことを私は希望するであらう。ベルギーに於て（一九〇五年一月二十九日の法律及び一九二〇年九月一日の法律を以て）、ルククサンプルルに於て（一九二二年六月十三日の法律を以て）、また、スウイツツルのルユセルヌ州に於て、この意味に於ける法律の制定を見たことをここに指摘するのは、私の極めて欣快とするところである。殊にルユセルヌのそれは極めて嚴正なる處罰の一適例を示すものである。即ちそれに依れば、教育會議の承認を経て年少者のために特別に構成せられたるにあらざる活動寫眞フィルムを映寫する場所に満十八歳以下

の年少者を入場せしめる興行場所所有者は一つの罰金を以て處罰せられ、且つ裁判官の裁量に従ひて、事犯フィルムの没收、興行場の閉鎖及び營業許可の確定的取消以外に、更らに二箇月以下の禁錮を併科されるのである（一九一七年五月十五日の法律）。ルユセルヌに於ては、常にこの罰金と禁錮との併科は、活動寫眞の普通興行に上記年齢未滿の年少者を同伴する父母及び成年者に對して言渡され得るものなることを、また注意せねはならぬ（上記法律）。この眞に例外的なる制裁と共にまた我々の回想するものは、十四歳以下の少年によりて公けの場所に於て犯されたる輕微なる偶發竊盜又はその他の若干の犯罪に就き犯人の父に一つの罰金を科すべく、『少年法』(Children Act) 第一〇七條に於て英國の特別裁判官に附與せられたる權能である。

北米合衆國に於てもまた、最も嚴格なる法規によりて、一つの教育的性質を有せざる活動寫眞の映寫を觀覽することは少年に禁止されて居る。

刑罰的及び行刑的見地に於て本問を考察するために、先づ私はここに、早熟の犯罪に關する重大なる問題の研究と解決とに於て最も進歩せる諸國の立法によりて採用せられたる特別なる鎮壓制度の大體を概説する必要を感じる。

この點に於て、イギリスは、かの『少年犯罪者法』(Juvenile offenders Act of 1847) 及び『刑事略式手續法』(Summary Jurisdiction Act of 1879) から、『犯罪者保護觀察法』(Probation of Offenders Act of 19

07) 及び『少年法』("Children Act" of 1908) に至るその特殊の各種處分を以て、凡てのヨーロッパ諸國に先行した。この凡ては恐らく一つの精細なる叙説を値すべき一個の感嘆すべき機構である。蓋しこの機構によりて、豫防制度の賢明なる諸原則と慈惠的諸方針とは——家庭のそのことき健全にして朗かなる一つの雰圍氣内に於ける豫防に、教育に、また必要なるかきり治療に存する——完全に運用されることになるであらう。

この機構の下に取られたる救治手段と處分とは全然刑法典の埒外に存するものであり、そして次きの諸點に要約され得るものである。——若干の特別な制裁を以て成年犯人に對して定められたる刑に代らしめること、未成年犯人を豫審及び公判の慣行的諸形式から免れしめること、名義の如何を問はず裁判所の審理に附せられたる未成年者を刑務所及び刑務所の處遇から免れしめる目的に於て(極めて罕れなる例外を別として)、法律の制限内に於て廣汎なる自由裁量權を附與せられたる特別な司法機關を創設すること。

しかしながら、早熟的犯罪の妨遏のために組織せられたるこのイギリスの制度は容易に他の追隨を許すものではない。實際、この方面に於けるヨーロッパ諸國の立法は、イギリスのそれに比して著しき遜色を有するかに見える。固よりイギリスの組織は(イギリスかその優れたる保護觀察制度を藉り來りたる北米合衆國の組織と等しく)その基礎として、極めて鞏固なる財政的手段と單なる市民の側から期待せらるへ

き一つの熱誠なる協力の精神とを要求するものであることは言ふまでもない。従つて若しもそこに政府の財政的援助と國民的習俗の影響と市民たちの個人的熱誠とが期待され得なかつたとするならば、この凡ての複雑なる機構は、假令それか制度として組織されたにしても、結局有名無實に終つたものであらう。しかし、何れにしても、熱誠と、民間事業と現行法制の應化とは、制度の缺陷と物質的手段の不充分とを補足することになるであらう。多數の國に於ては——イギリス、イタリア、ベルギー、北米合衆國、スペイン、スウイツル、ドイツ、そして就中ウルテムベルヒ、オランダ、スウエーデン、ノールウエー、ブルガリヤ、デンマークに於けるかように——爾來、少年を保護し、殊に背德的活動寫眞の危險からそれを擁護する目的に於て、特別な立法と制度とが實現されつつある〔註五〕。諸般の立法的處分と並んで、司法官廳及びその他の國家機關の事業と市民との調和的協力を代表するものは、凡ての廣汎なる公私諸施設の全體である。かようにして、迷路に踏み入りたる少年の社會的保護は、根本的法律の特殊の諸規定とそれより派生する特別な諸制度——特別裁判官、例外的司法手續、保護監督の制度、或ひは職業的諸施設に(工業學校、農業コロニー、『強制勞働場』等のことき)、或ひは矯正若しくは監護を趣旨とする諸施設に、或ひは感化目的若しくは就中生理的心理的見地に於ける治療目的のために特に創設せられたるその他の諸施設に委託する制度のことき——との間に編み込まれて居るものである。そしてこの凡てによりて、部類の如何を問はず凡ての未成年犯人は、最も近代化せられたる鎮壓的諸制度に於て、就中最も幼少なる犯人



に取りて真正なる犯罪人養成所たる刑務所の處遇を免かれ得ることになるのである。

〔註五〕 オーストリアは現に現行制度に對する最要なる立法的諸改革に着手して居る。そしてこれ等の改革は教育家及び少年擁護者たちから熱心に要求されたるものに屬する。ドイツ及びスペインも、また我々の要求するかごとき意味と目的とに於て現行法制の重要な諸改革に向つて進んで居る。その他の諸國、即ちイタリヤを初めとして、ベルギー、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、ノールウェー、デンマルク等も、また等しく同一の道を辿つて居る。

しかしながら、これが全部ではない。豫防の領域に於ける研究と凡ての注意とが、個人若しくは環境に發祥する『變質的諸原因』の排除を目的とせねばならないかように、また鎮壓の領域に於ける用意と活動とは——就中少年犯罪人に關するかきりに於て——専ら個人に内在するか若しくは環境より派生する『決定的諸機會』の抑壓に集中されねばならない。

背德的若しくは犯罪的活動の若干の形式に於ける過誤に對する最も有力なる匡救手段か、——就中それ等の活動形式か本能的若しくは習慣的なる場合——頽廢的觀念若しくは感覺の傳達手段として活動主體に作用し得たる凡ての事物からの著しき印象若しくは單なる記憶の徹底的排除であることは、科學と生理心理學的經驗との所與に基きて舊來の教育學の確認する一原則である。そしてこの原則は、彼等の年齢若しくは彼等の體質上暗示を受け易き、また修得的知覺過敏によりて亢奮し易き弱き氣質を有する人々に對し

て、特に眞實なのである。ハムブリシ・スミス博士は『犯罪人の心理』と題する彼れの著作中に於て考案する、『行動は心的生活の結果である』<sup>3</sup> (Hamblyn Smith, Psychology of the Criminal)。實際、心理的要素が人間の諸活動に廣大なる影響を與へることは確かである。この故に、シッル・バート氏 (Cyril Bart) は斷定する、少年犯罪は一大多數の要素によりて惹起されるものであるか、しかし、『遺傳若しくは環境に由來せる心理的諸要素は、數の點から觀ても、また力の點から觀ても、他の凡ての諸要素に優れる一つの重要性を有するものである』<sup>4</sup> (British Journal of Medical Psychology, Janv. 1922)。ここに於て、様々の範疇に屬する少年犯人の處遇に當りては、法醫學と經驗的考察とが正則者そのものに對してそれ自體に危険と判斷する諸々の印象から彼等を遠けることか、心理的見地に於て常に賢明とされるであらうと、私は確信する。願くは、私か今説明したる思想か未成年者の保護及び矯正の廣汎なる活動を指揮する人々によりて採用され、且つまたこの思想か彼等の補助者たち (保護司、監督員、市町村吏、警察吏等) の深い確信にまで透徹したてであらうことを、私は希望する。そしてこの思想は、實際的には、左なきかきり常に頽廢的危険を有する繪畫 (言葉の最も廣き意味に於て)、文學——また等しく有力なる印象の媒介物たる——及び演劇、就中活動寫真映畫の影響から、無差別に被監督者の凡てを遠けることに歸著すべきものであらうと私は考へる。

ここに於て、私の意見としては、活動寫真は年少者に對して絶對的に禁止せらるべきものであらう。何

故なれば、年少者に對して、就中、彼等か非正則者であり、心理的生理的缺陷者である場合、そして殊に彼等か矯正處分乃至行刑處分に服しつつある場合、活動寫眞の映寫か有機的及び心理的觀點に於て、それ自體有害なる影響を齎すものであることは、私か既に説明した一般的論證より生ずる極めて明白なる結論だからである。

かくのとき矯正及び行刑目的の處遇制度の下に於ては、假りにそれか一個の教育目的を有するものにもせよ、尙ほ結局のところ一個の娛樂たるに止まるべき、而かもそれか餘りにも年少者の嗜好と傾向とに合致するものであるかきり、必ず何等かの形に於て彼等の心的衝動性の培養に役立つべき一個の手段は常に不適當なるものと考へられる。固より例外は許され得るであらうか、しかしそれは極めて極めて罕れな事例に屬せしむべきものであらう。兎も角、私は活動寫眞の觀覽を絶對的に年少者に禁止すべきものとなす論者（實際には極めて少數の）の一人である。そして私は單に、堅實なる檢閲機關の嚴正なる審査によりて——道德的及び社會的の凡ての觀點から普通映寫物（フィルム）に望まじき改訂を加へたる上——承認せられたる十八歳以上の年少者に對する特別興行に就きてのみ、例外を認めむとするものである。

活動寫眞か一つの教育目的に於て極めて有效なる通俗化の一手段たり得るものであり、そしてこの形の下にそれかますます一般化され、且つ到るところに於てそれか聲高く要求されて居るものなることを、固より私は知つて居る。しかしながら、私は、それ自體に於て賞讃すべきこの目的か、從來爲されたる、而か

も極めて嚴正なる科學的檢證を経たる諸要請を閑却せしめるに充分であらうとは信せない。或る鎮壓的處遇の下に置かれたる年少者に對して活動寫眞の不適當なることは既にこれを説明した。しかしながら、正則なる年少者に對してもまた、私は確信を以て消極的意見を支持するものである。そしてそれは單に彼等に對して適切なる映畫材料を見出すことの無限に困難なることをのみ理由とするのではない。この點に於て、私か更らに指摘したいことは、學校に於て映寫する活動寫眞に關して、或る教育目的を有するフィルムに凡ての税金を免除せむとする一個の修正案を提出したるイード氏に對する答辯に於て、クレトク卿か下院に於て試みたる立派な演説である。クレトク卿は、彼れが所謂學用活動寫眞の普及に賛成するものでなかつたことを、誠實に且つ率直に答辯すると同時に、これに對して精神的及び心理的方面から強い反對意見を發表したのである。そして彼れは附言した、『觀覽物は想像を悪化し、且つ個人的考察と研究とに於て正確を求める觀念の發達——明らかに教育の一部を成せる——を少年に妨げるものである。固より、一般民衆か滔々として活動寫眞興行に足を向けるのを防止する手段はない。しかしながら、學校に於てこの熱狂を獎勵するのは無用である。學校の課程は單純に止まつて、想像や娛樂によりて混雜を加へないことか寧ろ望まじきことであると私は信ずる』と。そしてイード氏の提出したる修正案は否決されたのである〔註六〕。

兎も角、背德的文學の傳播と取引とを防止するために、一大多數の國家の間に、近時、一個の協定が成立したとするならば——既に私の述べたかように——、同様に、就中年少者に對する關係に於て不良なる活動寫眞の害惡に對する防遏のために、凡ての國家の間に一個の協定を實現する手段を研究する目的に於て、出來得るかきり速かに一つの國際會議 開催すへき希望をこの行刑會議に於て表明することか望ましかうとされるであらう。

ブザンソン控訴院長ビエール・ドウ・カザビアンカ氏は、この點に就きて既に實際的諸提案を型成した「註七」そしてこの諸提案は次きの要請に歸著するものである。——世界凡て 國の背德的活動寫眞から來り得る頽廢的危險に對して少年を擁護すへき普遍的社會利益のために、そこには活動寫眞の取締を目的とする一中央事務局の組織が必要とされる。この事務局は、ブルユツセルにその本部を有する國際少年保護協會 (Association internationale pour la protection de l'enfance) に連結せらるべきであらう、何故なれば、年少者保護の一形式たる背德的活動寫眞の危險に對する少年の擁護は、その「國際報告」に使用するために、「條約」に關する凡ての資料を集中し、整頓し且つ公刊する事務を託されたるこの協會の活動範圍に直接這入ることになるからである。各條約當事國政府は、少年の利益のために活動寫眞興行の取締制度を設け、且つ——各國國內立法の制限内に於て——違反者に對して刑事的若しくは行政的制裁を規定することを約定すへきてあらう。更らにまた、各條約國政府は、取締制度に關して、自國內に於て既に實施中に屬

し若しくは近く實施されむとする凡ての法律規則を中央事務局に通告し、且つ各政府によりて禁止せられたるフィルムに關する凡ての指示——筋書、題名、篇名、挿話若しくは諸特徴——並びにその變造にも拘らずこれ等のフィルムの識別を可能ならしむべき凡ての要素を等しく通告することを相互に約定し、同時にこれ等のフィルムの輸入を禁止し、その差押を爲し且つその複製を妨止することを——常に自國立法の制限内に於て——相互に約定すへきてあらう。

〔註七〕 國際少年保護協會に於ける彼れの報告を參照 (Pierre de Casablanca dans le Bulletin de l'Association, 31, Mars 1923)

各國檢閲制度を豫定せるこの國際的協定によりて、一國に於て禁止せられたるフィルムか、檢閲制度を存せないか若しくは取締の緩漫又は不充分なる他國に流出することからしはしは實證される悲しむべき缺陷か實際的に排除され得ることになるであらう。

最後に、國家間の一つの協定は、幸福なる國內的及び國際的諸結果を伴ふ民間の諸協定と民間の諸施設を生せしめ且つ獎勵することに役立つであらうし、またかくして道德法か世界の名譽に於て終局的に凡ての文明國の成法となつた場合、一面に於ては世界的工業主義(フィルム製作の)の要求を緩和することによりて、他面に於ては、無名の藝術家たちに、無遠慮なる資本家たちに、また無節操なる藝術擁護者たちに、道德法の貴き境界を侵犯せざるべく餘儀なくすることによりて、活動寫眞界に於ける國內生産の性

質に一つの良好なる影響を及ぼすことになるであらう。……  
 私はここに私の希望を表明する次きの結論を與へるであらう。  
 彼れの道徳的純潔に對する内在的若しくは外來的の凡ての陷穽から少年を擁護することは、絶大なる政治的、社會的、普遍的利益を代表する一事業である。そこには、就中、彼れの生理心理的、自然的若しくは外生的感受性を最も危険なる態様に於て刺激する諸原因に關して彼等を保護し且つ防衛することか肝要である。

これかためには、最も周到にして且つ最も聰明なる一つの個人的及び豫防的教育事業によりて、少年の根本的免疫化を期することか肝要であると同時に、またそこには、直接的及び個人的働きを助けるために、就中、變質乃至退化の可能なる凡ての原因を排除することによりて、また司法的、行政的及び行刑的領域に於ても一般的實利と個人的利益との目的に對應する積極的態度を取ることによりて、——それぞれその國の習俗と政治的、法律的及び社會的組織とに最もよく適應せる方法と手段とによりて——環境を形成し、矯正し且つ純化することか必要とされる。

殊に重要にして且つ緊急なることは、各國家がそれぞれ、最も嚴格にして且つ最も力強き立法的及び警

察的鎮壓手段によりて、背徳的新聞雜誌及び凡ての猥褻的刊行物に對する取締を嚴重にすることである。

——從つてこの國際會議に於ては、一九二三年九月十四日のジュネーブ國際會議の決定事項か出來得るかきり速かに執行され且つ凡ての國かこの協定に参加すべきことの要請を決議すへきてあらう。

またこれと等しく重要にして且つ緊急なることは、聰明に組織せられたる豫防的及び強制的檢閲機關を各國に設置することによりて、背徳的活動寫眞の政治的社會的危険に對する確固不拔なる一つの連帶的障壁を築くことである。——從つてこの國際會議は、活動寫眞に關して、この爾かく驚異すへき教育、教化及び文明の一手段か道徳法の定言的命令 (imperative's catégoriques) を逸脱することより生ずる不祥なる結果に對して——組織及び監督に關する一中央事務局の創設と國內檢閲機關の國際的聯合との方法により——これか一般的防衛を目的とする一つの豫防的及び鎮壓的活動のために、殊に少年の利益に於て、國家間に一個の協定を實現すへき要請を決議すへきてあらう。

活動寫眞は充すべき一大使命を有つて居たし、また活動寫眞は本來教育及び道德目的に寄與することの出来るものであつた、何故なれば活動寫眞は科學的通俗化と民衆教育との賞讃すべき一手段であるからである。そして若しも活動寫眞か他の目的に使用されなかつたならば、言ひ換へれば、それか單に眞理と善とのためにのみ供用されたのであるならば、我々は、活動寫眞か日ましに普及して行くのを見て、何等の懸念もなしに、眞に悦ぶべき現象と認めたであらう。

然るに、不幸にして、活動寫眞はその使命を誤つた。何故なれば、活動寫眞か幾分民衆の啓發と娛樂とに寄與して居ることは事實であるにしても、しかし、事態の現状に於て、活動寫眞は明らかに一般的風紀紊亂の一要素となり、且つ犯罪の主要なる諸原因の一つとなつて居るからである（この點に於ては今日最早疑問の餘地はない）〔註一〕。この點に於て活動寫眞は不良なる演劇以上である、何故なればそれは演劇に比して幾百倍の觀衆を有するからである。それは三文小説以上である、何故なれば、活動寫眞は三文小説に比してまさしくより以上の信用を置かれ、且つ想像力に對してより有力なる働きをなすからである。かようにして、活動寫眞は現代を掠奪しつつあるのである〔註二〕。我々は専ら知力的及び道德的觀點に於て、これ等の危險を闡明するに止めるであらう。

〔註一〕 特に次の諸文献を參照——Ch. Collard, *Le Cinématographe et la Criminalité infantile*, Bruxelles, 1919, extrait de la *Revue de droit pénal et de Criminologie*, 1914—1919, p. 639 à 717. M. Costant, *La question des cinémas*. Bruxelles, 1919. Plas (Vital), *L'enfant et le cinéma*, Bruxelles, 1914. Béco (Emile), *La Croisade entreprise contre les mauvais cinémas pendant la guerre*, Turhout, 1919. Cellier, *La littérature Criminelle dans l'Année pédagogique*, Paris, 1913. Aubin-Aymard, *L'influence morale des lectures et du cinématographe; memoire présenté au congrès interallié d'hygiène sociale dans la Revue pédagogique*, juillet 1919. Jalabert, *Le film corrompueur dans les Etudes*, 1921, p. 16 et 50. Ibid, *La littérature Commerciale; le ciné-roman*, dans les *Etudes*, 1922. F. A. Vuillermet, *Les divertissemens permis et les divertissemens défendus*, Paris, 1924.

〔註二〕 Tome 171, p. 513 à 531 et p. 675 à 689. Le deuxième Congrès international de la Protection de l'enfance, Bruxelles, 1921, où furent présentés des rapports par M. M. de Casablanca, avocat général à la Cour d'appel de Paris, Collard ch., avocat général à la Cour d'appel de Bruxelles, Veillard, docteur en droit à Lausanne, et Pesce-Maineri, avocat à Milan.—Le 3<sup>e</sup> Congrès national contre la Pornographie, Lyon, 24 au 26 mars 1922, avec un rapport de M. Le Gouis.

## (一) 風俗に對する危険

我々の觀る活動寫眞に映けて居るものは、現時それに賦與されて居る役目、即ち單に群集を樂ませ且つ人間の低劣なる諸欲情を極度にまでも亢奮せしめることよりも、更らにまり克く劃義されたる、否寧ろより高尚なる一つの社會的使命である。

一般的に有興味であり、また教訓的ではあるか、しかし、最もしはしは觀衆には左まで尊重されない、そして凡ての場合に於て觀衆の欲望を滿すに足らない所謂「資料フィルム」(films documentaires)の外に、我々は娛樂を趣旨とするフィルム、映畫劇とを有つて居る。

觀衆に最も歡迎されて居るものの一部を成す喜劇フィルムの馬鹿らしさは眞にたわいのないものであつて、大部分は大體に於て毒にも藥にもならないものではあるか、しかし中にはその愚劣さか官能的フィルムの與へる不良なる暗示と殆ど同様に危険なるものを存する。

映畫劇は映寫されるフィルムの大多數を構成する〔註三〕。その中には若干の善良なるフィルムが見出され得る。中には脚色の巧妙な劇的興味の豊富なるものを存せないではないか、しかしまた多くの非實實在の變化と調子抜けのした極めて素朴な結果とに終始する愚劣なる冒險劇の多くを存する。

〔註三〕 實際、活動寫眞か一世を風靡するに至つたのは、全く活動寫眞興行に於て戯作物乃至映畫劇なるものに最も重要なる地位か與へられるに至つてから後のことである(映寫劇か初めて生れたのは

一九〇〇年)、そして若しも映畫番附の中から官能本位の映畫劇か全く淘汰されるの日か來たとするならば、この活動寫眞の風潮か著しく減退するであらうことは、毫末の疑ひなきところである。

猥褻の文學に與へられたる法律上の意味に於て、フィルムか露骨に猥褻である場合は罕れてある。猥褻なるフィルムの處罰は、この種の觀覽物を我々に供給しようとする不謹慎なる工業家たちを尠くとも或る程度に於て反省せしめたかに見える。

しかしながら、多少とも現代劇若しくは小説に影響を受けたる映畫劇の中には、それに對して民衆の道徳的幸福を念とする凡ての人々か極力反動する義務を有すべき極端に危険なるものの多數を存するのである。我々かここに論せむと欲するものは、或ひは單純に官能的なるか或ひは露骨に背徳的若しくは猥褻的なるこれ等フィルムの日常の映寫に關するものであつて、これ等のフィルムは、實際、觀衆の夥しき群れを活動寫眞館に引き附けて居るものであり、そして極めて速かに頹廢と腐敗との種子を人心に蒔き附けて居るのである。そこには、青春期に適せる若い人々に、而かもまた往々にして小供にまでも、或る忍びかたき實在の生きた様々の姿か、或る氣狂ひしみた想像から創り出された不可能なる種々の状態の表現か、また毫も實在的ならざる、そして教養の乏しき人々にたゞ絕對的に誤れる而かも危険なる諸觀念を印刷し得るにすぎない場面か映出されて居る。そこには、暴行、拷問、復讐、決闘、竊盜、強盜、不法監禁乃至殺人の場面か映寫されて居る。そして最後に、そこには、不自然なる情事や、激情的悲劇や、またそれか

恰かも道徳的及び社會的構造の基礎でてもあつたかのように、離婚や自由戀愛の無暗に展開される場面か映寫されて居るのである。

活動寫眞の映寫は舞臺に於ける實演と毫も違ふところはない。否寧ろその赤裸々の點に於て、映寫幕は常に舞臺より以上に出づるものである。何故なれば、フィルムは舞臺に於ては決して演出されない場面をも觀衆の前に展開することか出来るからである。實際活動寫眞は常に寢房の秘密を冒すまでも及んで居るのである。

フィルムの不道徳性は單にその題材に於てたけてはなく、またその題名や見出しに於ても等しく發現する。今假りに無雜作にその二三を引用するならば、例へば、『自由戀愛』、『惡漢の戀』、『自由貿易のホテル』、『肉林のヴェーナス』、『愛の女王』等のとき、即ちそれである。

所謂藝術的フィルムの誘惑的題號は愛欲と亂痴氣騒ぎとの場面の歴史的再構成を意味する一個の偽善的辭柄を以て假裝されて居る。我々のはかのトルストイの名著の表題『復活』か一列の妓樓の場面を表示する辭柄として使用されて居るのを見なかつたか？

表題は更らに一つの簡單なる解題によりて補足される、例へば、『一つの怖るべき實在に關するその場面の展開か人間苦惱を最高調に達せしめる痛烈骨を刺す一個の事實劇』、或ひはまた、『眞に心膽を寒からしめる奇想天外の大冒険』といふかごとき即ちそれである。

そして不道徳性は、舞臺装置に於て、裝飾に於て、演出に於て、また身振り、眼付き、態度を強調し、且つ最も不良なる手本を示唆する俳優の演技に於て完成される。

また寫眞館の入口には各種の暗示的廣告並ひにその眼付きやその不逞なる身振りか公衆の眼を惹き得るような場面の寫眞か揭示される。

そこにはまた移動廣告をすら存する。現に我々は數週間、ブルユツセル目抜きのアンスバーの並木道を、拳銃にて自殺したるまま肱掛椅子に蹲まれる一幼兒を書いた一つの活動寫眞廣告か一つの廣告車に運はれながら悠々散歩して居るのを見た。そしてこの『幼兒の自殺』は當時兒を有つ親達を活動寫眞館に吸引したのである。

そして、爾かく不安なる幾多の實物教授か大膽不逞に便する暗黒の中に、而かも豫知し若しくは豫知せざる邂逅を爾かく危険ならしめる極めて雜種なる一群集の前に與へられるものであることに想到するごき、我々はこれ等興行物の觀覽、況してその常習的觀覽か惹起し得る道徳的破滅の前に戰慄せざるを得ないのである。

## (二) 社會的觀點に於ける害惡

人々はしはしは小説、殊に通俗小説の與へる弊害を愁訴した、そして就中低級婦人界に於けるその害毒を指摘した。しかしながら、活動寫眞の社會的害惡はこれ等の讀物及び演劇のそれよりも、遙かにより

重大である。低級なる大衆は分析しないし、また推理しない。就中衝動的にして且つ感傷的なるこれ等の大衆は、好むて最も感動的なるものを求める。そして彼等は或る興行物の観覧か彼等に與へたる不祥なる諸結果を認知することに於て餘りに遅い。教養ある人々てすら繪畫の誘惑から自から防衛すべく既に或る程度の緊張を感じる。低級なる大衆は直ちに與へられたるものを信じ、與へられたるかままたに動くものである〔註三〕。

〔註二〕 Voir une excellente brochure de M. l'abbé Dechamps, curé de Bauffe, "Le Cinéma", Marcinelle, 1919, ainsi que "Les ravages du Cinéma", article paru de "la revue de la Ligue mariale contre immoralité", 1921.

『かようにして、ジャラバール (Jalabert) 氏が極めて正當にそれを指摘するかように〔註四〕、生活の觀念そのものを誤らしめ、そして現實への復歸をより悲しきものたらしめ、且つ現實的生活の共通的法則たる避けかたき蹉跌をより惱ましきものたらしめる全然架空的な樂天觀から捏ね上げられた一つの混亂せる善學か映寫幕から與へられることになるのである』。

〔註四〕 Le film corrupteur, dans les Etudes, 1921, t. 169, p. 28.

我々はこの考察を決して誇張とは考へない。活動寫眞の映寫は低級なる觀衆に於てその精神の弾力を麻痺せしめ、その活力を消耗せしめる。そして單純なる冒險的フィルムによりて宿命的に誘導される危険は

實にここに存するのである。——或る惡魔的誘惑や、悲惨なる離婚や、目醒い被廉恥やに關して、活動寫眞の與へたる罪惡かそれのあらゆる狂暴さを以て實生活に反射して居る事例は決して尠くない〔註五〕。

〔註五〕 想像力に對する活動寫眞の影響は今日まで餘り考察されて居ないか (但し Vuillemet p. 203 et s. を参照)、しかしそれにも拘らず、この影響は最も重大なるものであり、従つてそこには、周到なる用意と調節とを以て優良なる活動寫眞を導るこの目的のために利用する充分の餘地と必要とを存するのである。

### (三)、犯罪教習所

事實は否定すべくもない。實際、餘りにしはしは活動寫眞は年少者の多くに取りて、墮落から犯罪へと進み行く一個の學校であつた。

活動寫眞か少年に與へたる害毒を理解するかためには、一度少年審判所の審理を傍聽するたけて充分である。少年審判所の審理に附せられたる事件の四分の三以上に於て、活動寫眞は一つの決定的役目を演じた。凡ての少年審判官と凡ての檢察官とは、何れもこの概嘆すべき事實に悩むて居る。『活動寫眞と少年犯罪』に關する詳細なる一研究に於て〔註六〕、我々は一大多數の最も顯著なる事例を引用した。傳奇的犯罪用具の助けを以て (假面、籠燈、繩梯子、猿轡、各種兇器) 巧妙に行はれる強盜、眞の犯罪的遠征に没頭する兇徒團の組織、優れたる組織の下に堂々と實行される殺害や毒殺の活劇は、凡て活動寫眞の中毒以外



に何等の心理的原因を有つて居ないのである。即ち犯人の訊問と彼等の自白とをこれを立證し、搜索かこれを裏書し、そして事件の審理か明白にこれを證明する。

〔註六〕 *Le Cinématographe et la Criminalité infantile*, Bruxelles, Larcier, 1919, p. 90, l'extrait de la *Revue de droit Pénal et de Criminologie*, 1914, à 1919.

公権力はこれに對して何れも衝動を感じて居る。そこには調査か命せられた。そして調査を托せられたる殆ど凡ての者は、犯人の伎倆と大膽とか、余りにしはしは往々にして宣傳に近きまでの一種の好意を以て熱演されて居るだけにますます危険なる一個の煽揚か若き觀衆の想像力に對して及ぼす不祥なる影響を宣明することに於て一致して居る。かようにして活動寫眞は明らかに犯罪を教習する真正なる一個の學校なのである。

## II 救治手段

これか糾彈の名に於て、『我々の要求するてあらうものに、世論は或ひは死刑、即ち活動寫眞館の閉鎖を期待するかも知れない。しかしながら、かくのとき要求は決して成功の機會を與へるものではないであらう。活動寫眞は今や風俗の中に深くも喰ひ入つて居る。そしてこれを根絶することは到底不可能なことであらう。加之、活動寫眞は通俗化の驚異すへき一手段である。そしてまた等しく非凡なる一發明は、それを濫用する人間自身の責に歸せらるへき行き過きを理由として、毫末もその價值を失ふへきてはない。

しかしながら、濫用の害悪は、今日最早何人と雖救治手段の緊急なる必要を抗爭しないまでに、爾かく、重大であるかに見える。この害悪を芟除するかためには、我々の凡ての活動力の極度の緊張と、立法的、經濟的及び道徳的救治手段の併合的使用とか必要とされるてあらう。

### A 消極的救治手段

民間事業の道徳的影響か如何に有益であり得ようとも、しかし、法律上の處分は凡ての場合に於て必要缺くへからざるものである。

實際、少年の知力的及び道徳的養成を危険ならしめる濫用を防止すべく父母の無力なることか確認されるところならば、この社會的保護の事業をその手中に收めることは、國家の權力であり、而かもまたその義務である我々は確信する。理性的行動を爲す年齢に達したる人間か、彼れ自身の危険に於て、社會秩序と調和し得る自由の最大量を享有するのは、極めて當然のことと考へられるだけに、また我々は、一つの反省的選擇を爲すかために、尙ほ未だ充分なる成熟の程度に達して居ない年少者に對して、國家か、彼等の意思に反してさへも、尙ほ彼等の正則的發達を可能ならしめるに適當なる諸條件を確保し且つ彼等の知性と彼等の感性とを悪化すへき性質を有する諸般の娛樂を彼等に禁止することを、ますます正當と思料するのである。

この結果に到達するかためには、二つの方法か考案され得る。

## (一)、未成年者に對する活動寫眞の觀覽禁止

この制度は若干の國、殊にスイツツル及びベルギーに於て行はれるものである。この禁止の有効を期せむかためには、それは絶對的たることを要するであらう。言ひ換へれば、この禁止は少年が彼等の父母に同伴せられたる場合に於ても尙ほ適用されねばならない。蓋し父母は彼等が同伴して觀覽せむとする興行物の性質を豫しめ會得することは出来ないからである。そして實際上、彼等の子女を同伴して活動寫眞に赴く父母の大部分は、或は無思慮のために、或ひは不注意のために、彼等が觀覽せむとする興行物の何たるかを辨へて居ないのである。一度入場したかきり、彼等は退場することを敢てしない。加之、そこには、就中勞働者階級に於ける父母の大部分は、フィルムに對する道徳性若しくは不道徳性を判斷する能力を缺いて居ることか確認された。多くの父母は子女の教育と道徳的保護とに對する彼等の義務に就きて極めて平凡なる考をしか有つて居ない。フィルムに對する不道徳性を確認する父母は極めて罕れてある。而かもこれを確認するにしても——それは寧ろ例外的事態に屬するものであるか——彼等は決して、若しくは殆ど決して、これ等興行物の不健全なる効果を理解し且つ防止するために、彼等自身を彼等の子女と同一水準に置いて考へて居るのではない。若しも彼等がこれを爲したとするならば、最早、殊更不良フィルムに對する處分を考へる必要はないことになるであらう、何故なれば、フィルム製作者は、彼等の顧客を失はさむかために、爾來單に善良なるフィルムの生産にのみ努めることになるであらうからである。

凡てのフィルムを無差別に一つの公式檢閲に服せしめることを避けむと欲する一九二〇年九月一日のベルギー法律 (Moniteur 18 février 1921) の目的は、我々が排斥せむと欲し且つ我々が危懼を感じるフィルムを淘汰したる活動寫眞興行の組織に使せむとするものである。實際この法律の定むるところによれば、活動寫眞興行の觀覽は十六歳未満の男女未成年者に對して禁止されて居るにしても、しかしこの禁止は、勅令によりて組織せられたる一つの委員會によりて許可せられたるフィルムをのみ映寫する活動寫眞館には適用されないものである。

ベルギーに於ては、それ故に、少年は、或ひは單獨にて、或ひは父母と同伴にて、依然一部活動寫眞の觀覽を爲し得るのである。また彼等は、そこに映寫せむと欲するフィルムか委員會の監督の下に置かれたことを條件として、或る時間と或る日とに組織され得る普通活動寫眞館の特別興行にも入場し得る。

## (二)、豫防檢閲

背徳的若しくは公序に對して危険なるフィルムの禁壓に及ばないこの制度には、一つの眞劍なる批難か向けられて居る。實際、ベルギーの法律は、苟くもフィルムか公けに善良なる風俗を壞亂しないかきり、活動寫眞企業に對して自由を認めて居るのである。外國立法の多くはこの點を救治した。一定の年齢以下の未成年者に凡て活動寫眞の觀覽を禁止することによりて、若しくは彼等に對して特別興行を留保することによりて、これ等外國立法は、それぞれ其の態様に從ひて、不良なるフィルムの映寫を妨止する目的に於

て一つの監督制度を組織して居る。これ即ち不良なる活動寫眞を防遏するために考案されたる第二の方法である。

犯罪行為を暗示し、挑發し若しくは説明し、或ひは不健全なる方法に於て想像力を刺激する性質を有つた道徳及び公序に反する活動寫眞フィルムは、數か著しく増加する事實に徴して、フィルムが凡て一つの特別委員會に於て豫防的に檢閲されるのは——憲法上それか許される諸國に於て——望まじきことである。我々は、實際、一つの豫防的檢閲制度の創設のみが有効であることを認めねはならない。この制度のみが全的に公衆を保護するものである。若しも我々が單に或るフィルムの映寫の繼續を禁止することだけで満足するならば、そのフィルムは、官憲が禁止を言渡し得た以前に、觀衆に對して既にその効果を生ずることになつたであらう。

フィルムの檢閲は是非とも必要である。許可し若しくは禁止すへきフィルムを一つの條文中に明定せむとする一つの法律は、假りに不可能でないまでも、その構成を極めて困難ならしめるであらう。實際、殺人、竊盜、動物の虐殺等の場面を表現する凡てのフィルムの製作を禁止することは困難である。歴史的フィルムに於ては、暴行的場面、血腥き場面は決して窄れてない。それにも拘らず、これ等の場面を公衆に紹介するために、またそこに含まれたる凡ての教訓を公衆に學はしめるために、これ等の場面を再構成し若しくはそれに血脈を與へることは教化的であり、またしはしは道徳的てさへもあるのである。

ここに於て、我々が解決を見出すものはこの豫先的檢閲に於てである。論者は、成年者に留保せられたる興行に對して、この監督の必要を個人自由の名に於て抗爭した。若しも成年か二十五歳を以て初まるものとするに於て承認されるならば、成年者に對する活動寫眞の危険か年少者に對するほど爾かく重大でないことは固より明白である。しかしながら、我々の少年には一般に滿十六歳から觀覽か許されるものであつて見れば、就中ここに考慮の必要を存するものは、これ等の年少者なのである。

豫先的檢閲は、單にフィルムに對してたけてはなく、また引札、廣告及び番附に對しても等しく行はねばならない。

### (三) 檢閲機關

ここに肝要なることは、監督委員會はこれを如何にして組織すへきかである。少年問題又は公德問題に従事する相當年配の經驗家若しくは少年保護委員の中から周到に選任せられたる一委員會は、その道の一官吏よりも寧ろより適任であらうし、また公平のより多くの保障を與へるものであらう。またこの委員會には注意深い分別のある家庭の母を加へねはならない、何故なれば、何人と雖も少年を識ることに於て彼等以上に出づるものはないからである。次に教育團體の會員乃至教師も等しく委員たるへきてある。尙ほまた一方に於てフィルムの藝術的性質を高めることも必要なことであるか故に——余りにしはしは我々は平凡なる興行物に食傷されて居る——この委員會はまた文藝協會の會員をも包含せねはならぬ。加之、

我々は更らにまた活動寫真工業の代表者たるをも等しくこの委員會に参加せしむべきものと考へる。蓋し彼等は、實際、一つのフィルムのために往々にして莫大なる費用を掛けて居るものであつて見れば、必要なる場合自からその立場を辯護することか出來、また巧みなるフィルムの部分の切り取りによりてそのフィルムを批難なきものたらしめ得る所以を釋明することか出來ねはならないからである。

この委員會を組織する政府は、少年保護を目的とする諸團體の會員かこの委員會に多數を占めるかように常に注意すべきであるのは、固より言ふまでもない。

#### (四)、再審を求める権利

しかしながら、專斷を避ける目的に於て、そこには一つの再審手續乃至再審機關か豫定されねはならない。再審委員會は、必然的に、下級審とは異りたる委員によりて構成されねはならない。

固より、再審は同一範疇の人々によりて爲されることか適當とされる。しかしながら、これ等の人々は、同僚か彼等の間に伍することを避けるかために、且つ事實上委員會のより穩健なる一部か、より正當なる諸原則と我か少年の道德的將來に就きてのより大なる、より周密なる關心とを要求するこの審級の仕事を處理するの結果に至ることを避けるかために、全く虚心な一つの囚はれざる階級 (une classe abstraite) を形成することか必要とされる。

#### (五)、許可

少年に關するこれ等の處分の外に、そこにはまた活動寫真興行者に關する處分を必要とする。

大多數の國に於ては、活動寫真の營業には豫め一つの許可を受けることか必要とされる。それ故に、政府はこれ等の營業者から個人的德義に關する諸般の保障を要求し得る。また政府は、許可を與ふるに際して、必要な場合、活動寫真の嚴正なる監督を可能ならしめる諸條件を課し得る。この場合、そこには、若干の國に於けるかように、活動寫真の映寫場はこれを寺院、慈善病院の近傍に、又は幼稚園、學校若しくは教育施設の附近に設置し得るものとする規則か必要とされるであらう。またそこには、若干の國に於けるかように、映寫中完全なる消燈は決して必要でないか故に、監督を容易ならしめるために、場内に一つの散光の設備を存すべきものとする規則か必要とされるであらう。

#### (六)、課税

大多數の國に於て、活動寫真に課する租税は、或ひは映寫場の大きさに對應して、或ひは正當に確認されたる収益に對應して、著しき割合に於て増加する理由を存する。加之、そこには、フィルムの出版者及び賃貸人並びに寫真館の營業者に租税の負擔を適當に分擔せしめる一制度か見出されねはならないであらう。

教育的、歴史的、科學的及び藝術的フィルムの製作を助成する目的に於て、我々は活動寫真の家族的興行に減税の特典を附與することを適當と認めてあらう。

## (七) 罰 則

我々は、道徳の諸準則に明白に違反する諸場合に對して嚴格なる制裁を豫定することを必要と考へる。これ等の制裁は決して苛酷に失する氣遣いはないであらう、何故なればその害悪は常に無限であるからである。威嚇の効果を期するために、累犯の場合には、充分に長期なる一つの禁錮刑と共に、更らに一つの重き罰金刑か併科されねばならぬ。またこの處分は、必然的に、或ひは一時的に、或ひは重き場合に於ては確定的に、活動寫真館の閉鎖をも含まねばならないであらう。

少年の觀覽禁止に關するかきり、その刑罰は或る未成年者を或る活動寫真興行場に誘導し、入場せしめ且つ觀覽を默認したる者に對して言渡され得るものたることを要する。また禁止を犯したる未成年者に對しては特別の處分か取られねばならない。そしてこの違反少年はこれを少年審判所の審理に附することを適當とするであらう。

## B 積極的救治手段

少年の觀覽禁止の制度より期待され得る結果の如何に拘らず、また不良フィルムに對する防遏のために爲される立法上の努力の如何に拘らず、これ等の消極的處分は尙ほ映寫幕を道徳化するために不充分である。民間活動はこの防遏に於て貴重なる貢獻を爲し得る。蓋し民間活動は柔軟であつて如何なる自由にも危害を與へるものでなく、そして法律の究屈なる一正條によりて縛られることなしに、その凡ての形態の

下に害惡排除の目的を追求し得るのである。

## (一) 公衆教育

第一の手段は公衆の教育である。

ブレイジイ氏かそれを正當に指摘するかように〔註八〕、活動寫真の限りなき危険か家庭の父母たちや教育家たちに果して充分に理解されて居るかは極めて疑はしい、否寧ろ我々は敢てそれを肯定する譯けには行かないであらう。實際、彼等は、極めてしはしは少年の精神に最良の教訓と徳性の最も美はしき模範との多くを注入することに努めて居る。そしてそれにも拘らず、彼等はその收穫か極めて慘目なものであり、極めて罕れてあり、而かも往々にして彼等の努力か絶對的に徒勞であるかに見えることに就いて驚いて居る。蓋し彼等は、彼等か充分なる知識を有つて居ないことこの理由のために、敵かツイ眼の前に居て、彼等か精々培養し、助成すべく努力しつつある善や、眞や、正義やの環境に、彼等よりも更らにより以上の科學力と、より以上の大膽さを以て、不善、不徳及び不純の種を播き附けて居る事實を看破することか出来ないのである。

それ故に、我々の義務は彼等に危険の重大性を認識せしめることである。我々は家庭の父母たちに、彼等の子女及び彼等自身か冒しつつある危険を知らしめねばならない。我々は彼等かその犠牲となつて居る不祥なる擄取を彼等に明認せしめねばならない。我々は、或ひは講演會の開催によりて、或ひは小冊子

の頒布によりて、或ひは雑誌の發行によりて、或ひは良好なる活動寫真興行の組織によりて、この目的を追求する諸團體を奨勵せねはならない。

今日まで官憲の力によりて達成されたものか極めて不充分であつて見れば、そこには、結局、少年及び青年をして、就中彼等のために爲される一つの娛樂を何等の不都合もなく享樂せしめ得べき眞に有效なる處分が取られるに至るまで、新たなる戦線を張ることか肝要とされるのである。

〔註八〕 Poursey, La dénormalisation de la Jeunesse par la littérature et l'imagerie Criminelle. Bordeaux, 1912, p. 38.

## (二) 學 校

次に必要缺くへからざるものは、凡ての種類、また凡ての程度の學校の協力である。教員及び教授たちが背德的フィルムへの防遏事業に、何等かの、否むしろ極めて多大の貢献を爲し得るであらうことに、恐らく何人も異論を有するものはないであらう。しかしながら、最もしはしは、初等乃至中等の學校は、少年との關係に於て、活動寫真を、單に少年の個性に就ての心理學的研究の方法としてしか、若しくは教授上有效なる直觀の利用に寄與し得る手段としてしか考へて居ない。學校が少年の道德的教化の方法として活動寫真を利用して居る例は極めて罕れにしか見られないのである。

しかしながら、學校は更らにより多くを爲さねはならないであらう。學務官憲、即ち學務委員、視學、

校長、教員は僧侶たる俗人たるを問はず、それかしはしは爲されるかように、教室に於ける活動寫真の利用を助成する代りに、寧ろ父母及び少年に活動寫真を警戒せしめることに盡力すへきてあらう。學校教育に對する父兄の協力か到るところに高調されて居る今日に於て、活動寫真の觀覽か彼等の子女に冒さしめつつある危險を充分に理解せしめる目的のために、子弟の父兄の會合を利用することは、教員たちに取りては極めて容易なことである。

## (三) 新聞紙

少年の教育者と並んで、我か近代社會に於ては、更らに成年者に對する他の教育者を存する。新聞紙と演説とによりて彼等の讀者と聽衆との無限の大衆に向つて教説する凡ての方面の論客と操觚者とか即ちそれである。一管の筆を取り若しくは公けの集會に於て辯舌を試み得る名譽を有する凡ての人々は、それによりて一個の大なる教育事業を遂行する機會を有する。固より、各方面の新聞紙は活動寫真の不祥なる影響に就きて攻撃して居る。しかしながら、その努力は何であらうとも、そこに得られたる結果は尙ほ不充分である。新聞紙はその熱心と精力とを倍加し、毫末の假借するところなく不良なる活動寫真に對して絶へず挑戦し、少年の活動寫真觀覽を用捨なく攻撃し、若干の射利的廣告を失ふのを懼れることなしに、背德的興行物を勇敢に批議すへきてあらう。これかためには時たまの論文を以て足れりとしなない。これ等の論文はその時かきりて、直きに忘れられてしまふ。そこに必要とされるものは、一つの眞正なる持續的戰

線であり、日々の戦闘である。

三五六

#### (四)、教育的フィルム

授業に於ける活動寫眞の合理的適用は學校に取りて極めて幸福なる諸結果を有ち得る。固より、活動寫眞か書物なり、教師なり、また黑板の上にて説明される課業なりに代り得るものではないことは言ふまでもない。しかしながら、活動寫眞は、今日、これ等凡ての教育手段の必要なる補足手段たり得るものである。蓋し活動寫眞は、まさしくこれ等の手段を補足し、知力的課程の促進を助け、口頭による説明をより克く理解せしめ且つその疑ひを除去する助けとなり、最後に現に活動する姿に於て事實を見ることから生ずる有力なる印象を生徒の腦裡により克く印刻することにならねばならぬ〔註九〕。かようにして、教師の授業はより生氣あるものとなり、またより有效なるものとなるであらう。

〔註九〕 Jacques Ducom, *Le cinématographe scientifique et industriel, son evolution intellectuelle, sa puissance éducative et morale* (『科學的及び工業的活動寫眞、その知力的進化、その教育的及び道德的力』, 2<sup>e</sup> édition, Paris, Michel, 1925, p. 131 et s.—“Le cinéma dans l'enseignement” dans “Le Mouvement Communiste” décembre, 1922, et dans le *Bulletin international de la protection de l'enfance*, 1923, p. 145 et s. 今日までに爲されたる經驗は既に結論的である。しかしながら、そこには、この教育方法の適用のために、尙ほ爲すべき多くのものか残されて居る。またそこに肝要なることは、各種の教授部門に互りて活動

寫眞の利用を一般化する最良の手段を研究することである。

また、公開の活動寫眞に於て、教育的及び教化的性質を有つた興味あるフィルムへ觀衆の嗜好を向はしめるように試みることも等しく肝要なことである。そこには有興味にして良好なるフィルムを存する。我々は況くこれ等のフィルムの紹介に努めねばならない。そこには成るべくこれ等のフィルムの映寫を奨励し、且つこれに財政的援助を與へることか必要とされるであらう、何故なれば眞面目なる活動寫眞は全然そのみでは立ち行き得ないからである。それ故に、彼等の番組のこの部分には課税を全然免除する若しくは著しく減税することか、まさしく活動寫眞興行者をして我々の要求に追従せしめ得る所以であらう。而かもまた、映畫劇の舞臺監督や演出者たちは、若干のフィルム、殊に方外な出費を要する歴史的フィルムの完成のために、常に多大の苦心を拂つて居るのであるから、この場合、彼等は彼等のフィルムにより切實なる實在に従ひて、より大なる眞實と歴史的價值とを與へる工夫を爲すことを敢て困難とするものではないであらう。

#### (五)、良好なる活動寫眞

我々はたつた消滅すべきものをのみ消滅せしめむとするに過ぎない。かようにして、良新聞によりて不良新聞か、良書によりて悪書か淘汰されるのと同様に、我々はまた道德的フィルムを以て熱心に不健全なるフィルムに對抗せしめむとするものである。我々は我々の少年達に、我々の青年たちに、また我々の勞働

三五七

者たちに、願くは道徳的、教育的フィルムを多くを供給したい。かようにして、我々は、彼等かこれ等の活動寫眞の觀覽に、彼等のために貴重なる教化の源泉を見出すてあらうことを希望し得るのである〔註一〇〕。

〔註一〇〕 *Le cinématographe, rapport présenté par M. B. Le Gonis, au 3<sup>e</sup> Congrès national contre la Pornographie.* Lyon, 24, 25 et 26 mars 1922, p. 55.

しかしそれにも拘らず、我々は先づ第一に、生理的危険と知力的危険とは、謂はば、活動寫眞映寫の性質自體に具存するものでありそして常にフィルムの道徳性とは無關係に存續するものであらうことを注意しなければならぬ。フィルムの與へる過度の神經的興奮はたゞ映寫時間と映寫の度數とに嚴密なる制限を課することによりてのみ緩和され得るものであらう。

かようにして神經的疲勞か一個の減弱的意識状態を惹き起すことによりて、常に暗示をより容易ならしめるにしても、尙ほ道徳的危険はよりたやすく除去され得る。そしてこの場合、凡てはフィルムの選擇に歸する必要なものは淘汰である。

一つの道徳的活動寫眞の興行に於て映寫するに適當なるフィルムの選擇に於ては、第一、少年に觀覽せしめるものに就きて嚴正なる監督を必要とするてあらう。セルリエ氏か犯罪文學に關する彼れの注目すべき研究に於ていみしくもそれを指摘するかように〔註一一〕、この監督は常に一個の選別を意味するもので

ある。そしてそこには二つの態度を存する。

〔註一一〕 *M. Cellerier, Etude sur la littérature Criminelle, L'année pédagogique, Paris, 1913, p. 75.*

第一には一つの豫防的態度であり、そしてそれは、一つの興行物が、或ひは少年の知力に對して、或ひは彼等の多感的性質に對して一つの危険なる影響を與へ得る凡てのものを排除する目的に於て、これを鑑別することに存するのである。

第一に、そこに排斥されねばならないものは、害惡の傳道を爲す凡てのもの、言ひ換へれば、直接に、若しくは婉曲に——寧ろこれを以てより危険とする——、道徳法を組織的に、意識的に破壊する凡ての興行物であらう。第二に排斥されねばならないものは、背徳的行爲が、恰かも模範として示さるるかように、鄭重に表現され、展開されるかごときフィルムであらう。假令それか如何なる點に役立ち得るものにもせよ、奸策を弄し、詐欺を爲し、殺人を犯す手順を展開する場面は、凡て少年の眼に觸れしめてはならない。それか養成する生徒（犯人）の數から見ても、凡ての他のものよりも恐らくより不祥なる竊盜の暗示は少年に對して絶對に避けられねばならない、何故なれば、竊盜の機會は、日毎の情況に應じて何人にも捉へられ得るからである。また如何なる形の下にもせよ、或る不用意なる行動によりて容易く成功の榮冠を贏ち得るかような種類の挿話は決して少年に見せてはならないであらう。惡事を善事として通用させることや、欺瞞を以て難關を切り抜けて行くことを少年に教へるのは、暗示の最も危険なるものである。こ



れを要するに、犯罪の描寫を爲すのは犯罪を教へることである。或る犯罪を展開するフィルムは一つの犯罪の課程である。

極めて頻繁に犯される一つの誤りは、勸善懲惡を表現する凡ての場面を、充分なる監督なしに許可することに存する。罪惡は、假令それか結末に於て處罰されることになつて居る場合に於ても、尙ほ決して少年に觀覽せしむべきものではない。蓋し、少年の場合には、單に罪惡そのものの印象のみか殘されて、この道徳的制裁の要素は多く閉却される危険を存するからである。若しも罪惡か是非とも場面に現はれねばならないとすれば、それは常に特別な諸條件に於てのみ許さるべきであらう。そして罪惡は常に醜き屈辱的狀態に於てのみ表現され、且つ假令一時的にもせよ、罪惡が勝利の狀態に置かれてはならないであらう。

上述するところは、専ら少年の知力に對して與へられる影響に關するものであるか、豫防的態度は、また少年の感情的諸要素を閉却してはならないであらう。教育事業の妨げとなるべき諸々の本能、慾望乃至情念を刺激し若しくは觸發せしめ得る凡てのものは、假令これ等の諸本能かそれ自體に於て不良とは見えな場合にも、尙ほ疑はしきものとされる。第一に避けられねばならないものは、卑猥であり、愛慾的暗示である。これに次いで、また教育者の目的に反する諸般の願望、本能等を觸發せしめ得る凡てのもの並びにそれか既に存する場合、それ等の願望乃至本能を激成する性質を有すべき凡てのものも等しく排斥されねばならない。

フィルムの選擇に於て必要なる第二の態度は、保護目的のためにはなしに、建設目的のために適用される一つの積極的若しくは構成的態度である。この事業は確かに困難である。そこには、殊に、徳性の傳道を爲すことによりて、人心に、健全にして且つ教育者の目的に合致せる諸觀念を注入し得るものか要求されることになるであらう。また等しくそこに考へらるべきことは、活動寫眞を教育に應用することによりて、直接少年の知力の開發に努めることであらう。例へば、地理及び博物學の教授に於て、それか優良なる一教師の手を以て應用される場合、活動寫眞か如何に優秀なる教育手段であるかは、恐らく何人に於ても異論なきことであらう。

この種の事業に志す人々は背徳的フィルムに對する防遏戰に於て一つの道徳的活動寫眞の與へ得た凡ての影響を理解した。この目的の下に、アメリカ、イギリス、オランダ、フランス及びベルギーに於て、多數の民間事業が生れた。ルイ・ジャラベル氏 (Louis Jalabert) は "L'Indes" 誌に於てその多數を、そして殊にリオン市に於ける『星』の會 ("L'Étoile") の創設を紹介した。この會は興行の利益をも、また興行物の技術的完成をも、犠牲にすることなしに、小人と成人との別なく、觀衆に對して毫も危険なき愉快なる娛樂的興行を組織し得るよう適當に改修されたるフィルムを提供することによりて、危険なる活動寫眞を防遏することを目的とするものである。この會は、その盡力によりて購入し且つ改修したるフィルムの

外に更に最良の映畫と競争することか出來て、而かも大活動寫真館の觀衆を惹附けるに値する一つの敎化的及び藝術的價值を有つた一列の封切物を加へて、興行番組の編成に資することにして居るのである。

しかしながら、散在して相互に關知するところなきこれ等の企ては、必要の無限性にも、また一つの共同動作の目的に於てこれ等の企ての間に聯絡を生し得べき可能性にも應ずるものではない。そこには、これ等の廓清事業か、良好なる活動寫真の普及を目的とする一個の國民的期成會若しくは一個の國際的協會に集成され、且つ統一され得る必要を存するてあらう。我々は、良好なる活動寫真の期成組合に既にしはしは企てられたことを知つて居る。しかしながら、その規約は大概の場合、餘りに漠然すぎるものであつて單に名義上の参加以上の實績を擧げて居ないのである。理想は、美と善とに對する高尚なる思想に立脚せる主腦者によりて經營される國內凡ての活動寫真館の間に一個の大同團結が確立され得ることであらう。そしてこの場合必要なる條件は、第一に、この大同團結の目的の遂行を充分に保障し得るだけの一個の財政計畫が確立されることであり、第二には、活動寫真の廓清を目的とするこの十字軍を支持せむと欲する凡ての家族の協力である。而かもこの協力は單にこれか支持のみに止まらないて、更らに彼等の觀覽を専ら善良なる活動寫真にのみかきることによりて、また上記廓清事業に加盟せる某々活動寫真館の經營に彼等自から金銭上の出資を爲すことによりて、初めて有効に實現されることになるてあらう〔註一二〕。

〔註一二〕 Voir notre "Étude sur le cinématographe et la criminalité infantile, p. 53. Comp. Wvrien, Le

cinéma et l'oeuvre des bons films, Anvers, 1920.

ルイ・ジャラペール氏かそれを注意するかように〔註一三〕、道德的活動寫真は一つの『業務』として考察され、且つ一つの企業として經營されねばならないものであらう。かくて、得意先を集團化し、注文を集中することによりて、この企業の大同團結は、フィルム製作者のトラストに向つて一つの重要な購買者トラストを以て對抗し、且つフィルムの世界的歩みの上にその要求を反影せしめ得ることになるてあらうし、また爾かく大なる華客の機嫌を損せないことに凡ての利益を見出すべき撮影監督者たちに勢ひその要求を尊重せしめることになるてあらう。

〔註一三〕 三八頁、ウルセルの公爵もまた『カトリック諸協會聯合』(Fédération des associations et cercles catholiques)の會議に於て(一九二〇年五月二日)、同一の意見を發表した。

かようにして、活動寫真フィルム工業の聰明なる資本家たちは、恐らくこれ等の要求に順應して、漸時彼等の企業に、その取るべき正しき進路を與へることになるてあらう。

### III ベルギーの經驗〔註一四〕

一九二〇年九月一日の法律第一條の名文によりて、活動寫真興行場に於ては、十六歳未満の未成年者の入場が禁止されて居る。しかしながら、この禁止は絶對的ではない。この禁止は、勅令によりてその組織とその職能を定められた一つの特別委員會によりて許可されたるフィルムをのみ映寫する場合の活動

寫真興行場には適用されないのである。

一九二二年一月一日以來、フィルム検定委員會はその托されたる任務の遂行に着手した。しかしながら、そこに期待されねばならなかつたであらうかように、この委員會は、この法律の運用を妨げ且つ彼等のフィルムに検閲を受けることを強て回避せむとするフィルム賃貸主たちの組織反對に遭遇した。彼等は主張した、フィルム所有者の負擔に歸する検閲料は方外に高率である、そして検閲されたるフィルムのみを上映する興行は、殆どこれを顧るものかないであらうまでに爾かく退屈なものであらう。何故なれば、彼等の觀るところによれば、若干の少年保護委員たちを以て構成せられたる委員會は恐らく餘りに嚴格に存するものであらうからである。

〔註一四〕 Gombault, *La loi belge protégeant l'enfance contre les dangers du cinéma; son application, ses résultats* (『活動寫真の危險に對する少年の保護を目的とするベルギー法律、その適用、その成績』), dans le *Bulletin international de la protection de l'enfance*, 1922, p. 329 et s. — 本項に於ける我々の報告はこの研究に負ふところが多い。

政府側の委員とフィルム賃貸者側のそれとの數次の會合の結果、政府は、フィルムの検閲を爾後無償たらしむべきことを決定した。蓋し、検閲事務より生ずる費用は觀覽税の若干の増徴によりてか、若しくは活動寫真興行に課せられたる税率の些少なる引上によりて補填されることにしたのである。かようにし

て、賃貸者たちは彼等のフィルムを監督委員會の検閲に附することに同意したが、しかし彼等は尙ほ、或る期間中、委員會は單にセナリオ(筋書)の素讀に基きてフィルムの検閲を爲し得べきことを要求した。そして政府は、この讓歩によりて、一方に於てはフィルム賃貸者側から生じたる紛議を一掃し、また他方に於ては、検閲されたるフィルムの映寫を希望するてもあらう活動寫真興行者たちに取りての或る著しき不安を除去せむとする考へからして、この要求に同意した。かようにして、一九二二年七月三十一日を以て終りたる四箇月の殘存期間中に、委員會は單なるセナリオの素讀によりて結局四〇〇〇の許可を與へることになつたのである。

この手續には明白なる缺陷を存した〔註一五〕。蓋しセナリオは極めてしはしは、フィルムに就きて或る極めて不正確なる觀念をしか與へて居ないからである。そしてこの手續は、事實上、凡ての検閲を無効ならしめた。何故なればフィルム賃貸者たちは、結局、大急ぎでセナリオの梗概を編纂することになつたからである。かようにして、また拒絶されたるフィルムは改修されたるセナリオを附して、或る別個の題號の下に再提出される結果を生じたのである。

〔註一五〕 司法大臣は、一九二二年一月三十一日の下院に於て、この事實を認めた (*Annuaire parlementaire*, p. 73)

そのセナリオを委員會によりて認容せられたる或るフィルムは——『ボツカス物語』——リエージュに於

て、風俗紊亂を構成するものとして検事局の手に差押へられた。犯罪を認知したる警察の報告は、このフィルムが観客に對して與へたる危険なる影響を明らかにせしめた。そしてリエージュ控訴院の一判決は、このフィルムが検定委員會の承認を経たるものであつたにも拘らず、尙ほ風俗紊亂の罪名の下に、このフィルムの貸貸者に有罪を言渡したのである。

一九二一年八月一日以來、事態は正常に復した、言ひ換へれば、爾來、フィルムそのものが検定委員會によりて實見された上でなければ、最早許可を受ける譯けには行かなくなつたからである。

委員會の使命はこれを果すに困難である。各委員は彼等自身の主觀から離れて、彼等の検査に附せられたるフィルムが十六歳未満の少年の全部若しくは一部に對して或る不祥なる影響を與へる性質を有するものであるかを決定せねばならないのであるか、しかし、事實に於ては、一部の委員たちが過度に嚴格なる態度を固執するの過ちを犯したのに對して、他の一部の委員たちは、反對に、また余りに寛大なる考へを持つたかために、そこにはしはしは極めて顯著なる判断の相違を生じたことか、直ちに明瞭になつて來た〔註一六〕。また委員會に凡ての疑惑を避けしめるために、検定に附せられたるフィルムは、凡て毎朝、抽籤によりて各部會の間に分布されることに定められたのである。

〔註一六〕代議士ヴァンデルヴェルド氏は、下院に於て、『全體に於ては優秀であるか、しかしその中の若干の場面は決して少年に見せる譯けに行かなかつたような若干のフィルムが委員會の検定に合格

して居た一事實を指摘した（一九二二年一月三十一日の會議、Ann. Parl. p. 73）。上院議員ハイスマン氏もまた同一の事實を確認した（一九二二年一月二十四日の會議、Ann. Parl. p. 31）。

次に、そこには、諸決定の間に現出されたる餘りに著しき意見の相違を救済すべき一つの再審部が設置された。先づ第一に、凡ての部長は交互に抗告委員會に参加すべきものとされた、但し彼等の何れも、自から原審に於て検査したるフィルムに對する再審に加はるを得ないのは固より言ふまでもない。しかしその後、この再審委員會の構成は變更された。今日、再審委員會は原審の各部委員とは別個の人々によりてのみ構成されることになつて居る。

原審部會によりてそのフィルムを拒否せられたるフィルム貸貸者は再審を求める権利を有する、但し決定が満場一致を以て與へられたるものなるときは、この限りでない。しかしながら、かくのとき例は罕である、何故なれば、活動寫眞工業の代表者たちは、審判者としての彼等の役目を忘却して、言はは組織的に、フィルム許可の表決を爲すのか常例だからである。

委員長は凡ての決定に對して再審を求める権利を有する。

検定委員會は新法と活動寫眞工業の利益との調和を計ることを決して閑却しなかつた。かようにして、或る期間の間、フィルムが提出されたる現状のままにて、或ひはそれを拒否し若しくは許可することにして居た委員會は、その後、検査に當りてフィルムがそれにより許可され得べき切り取り若しくは改修を貸

貸者に指示することに定めた。加之、更らにこの目的をより克く達成するために、貸貨者は彼等のフィルム  
の試寫に自から立會して、これ等のフィルムの許可を受けるに適當なるものたらしむべき性質の凡ての  
提案を爲し得るものとされた〔註一七〕。

〔註一七〕 一九二二年一月三十一日の下院に於て、司法大臣がそれを指摘したかように (Am. Parl. p.  
12) そこに必要なことは、フィルム所有者の利益を考慮することである。何故なれば拒否されたる  
フィルムは全く無價値のものとなるからである。

一つの優れたる法律の制定は決してそれ自體に於て充分なものではない。そこには、單に大都會に於て  
たけてはなく、また等しく活動寫眞の輸入されたる小市邑に於ても、更らにこの法律の完全なる施行が確  
保されることを必要としたであらう。少年の入場を許されたる興行は、果して絶對的に檢定フィルムを以  
てのみ構成されて居るか？ そこに映寫されるフィルムは、果して委員會によりて許可されたままのもの  
であるか？ 活動寫眞興行者は果して必要な書類、言ひ換へれば許可書及び適法に檢閲されたるセナリ  
オその他を所持して居るか？ 法律の嚴正なる勵行を證明するものは、これ等の設問に對する一つの積極  
的解答であらう。立法者はかくのとき監督の實行を地方警察に要求する譯けには行かないと考へた。そ  
して彼れは、少年保護に専任する特志の人々に、この監督の任務を托することを寧ろ適當と考へたのであ  
る。

かくて、少年審判官によりて推薦せられたる數百の委員がこの目的のために任命された。一九二二年に  
は六五七名であつたこれ等委員の數は、一九二四年には最早三一六名に止まつた〔註一八〕。しかしなか  
ら、その數に於て著しく減少したる委員たちは、反對に、一つのより大なる活動を實證した、蓋し一九二  
二年に、彼等か檢定委員長の手許に提出したる報告は一四三であつたのに對して、一九二四年に於けるそ  
の報告數は實に三五〇に達したからである。

〔註一八〕 檢定委員長は、それか彼等に要求されたにも拘らず、委員會に最小の報告をも送附するこ  
とをしなかつた委員たちへの委託を更新せねはならないとは信せなかつた。  
次きの表は初審各部の活動状態を示すものである。

年 度	許可されたるフ イルムの數	切り取りなく許 可されたるフイ ルムの數	切り取りにより て許可されたる フィルムの數	拒否されたるフ イルムの數
一九二二	三、二八〇	一、八一五	三五四	一、二一一
一九二三	一、五七六	九四八	一九八	四三〇
一九二四	一、二三〇	七七〇	一三三	三一九

\* 檢定に附せられたるフィルムの總數と許可され若しくは拒否せられたるフィルム

ム總數との間に認められたる相違は、部會かその決定を留保したるフィルム  
若干數か尙ほここに表示されて居ない事實に基くものである。

この表によりて明らかなるかごとく、一九二二年に三、二二二であつた檢定委員會に提出せられたるフィルム總數は一九二四年には一、二三〇に減少して居る。この減少は、檢閲制度の創設せられたる當初、フィルム賃貸者たちか彼等の貯藏した凡てのフィルムに許可を受けようと努めたのに反して、最近に於ては最早フィルムのストックを存せないことから來て居るのである。今日では、最早委員會に提出されるものは、新しいフィルムのみに限られて居る。一九二四年に提出せられたるフィルム總數一、二三〇に對して、七七〇か完全に、一三三か切り取りによりて許可され、そして三一九か拒否された。

一九二二年に二四四のフィルムを檢査したる再審部は一九二四年には最早その一七二をしか檢査しなかつた、そしてこれに對して原審確認の決定を與へられたるもの八七を算し、残りの八五は一部又は全部の改修を必要とするものと決定された。

一九二二年に監視委員の關與によりて檢舉されたる違反數は僅かに二三件に止まつたか、凡ての大都會に於ける警察の協力の下に爲されたる一つのより嚴格なる監視事務のお蔭で、監視委員たちの一つのより大なる活動のお蔭で、一九二三年には九六、そして一九二四年には一〇四の違反か確認された。一九二四年の違反事故一〇四件の中、三九件か有罪、一五件か無罪であつて、残り五十件は尙ほ未決に屬す

る。

これ等の統計から留意すべき點は不合格フィルムの可なり高い數字である。そしてそれは、檢閲制度のお蔭で、不良のフィルムの影響の下に我か少年たちの精神を茶毒する機會かそれだけ多く除かれたことを意味するものである。固より成年觀衆の好奇心か今日「無檢閲」フィルムの提供によりて刺激されて居るのは疑ひないか、されはとてこれ以上の積極的干渉は我か憲法の許さざるところである。しかしながら、そこには確認すべく他の幸福なる一事實を存する。蓋し「無檢閲」フィルムを映寫し得る活動寫眞館は極めて小數なることか即ちそれである。活動寫眞興行者たちは寧ろ家族的觀客を目當ての興行を欲して居る。そして勞働者地帯の小寫眞館は——苟くもこれ等の寫眞館か、大部分少年によりて構成される彼等の顧客を保存せむと欲するかきり——専ら檢閲済みフィルムをのみ映寫すべく餘儀なくされて居るのである。而かもまたブルジョワ階級目當ての活動寫眞館、即ち有産者地帯の高級寫眞館にしても、午後少年の見物を吸集するために、等しく檢閲済みフィルムを求めて居るのである。かようにして、無檢閲フィルムの映寫される機會は、事實上、極めて乏しいことになるのである。

フィルム賃貸者たちは彼等の所有するフィルムの殆ど凡てを檢定委員會に提出する。彼等はこれを以て利益とする。そしてそれは彼等に取りて少しの費用をも與へない、何故なれば、檢閲の費用は提出されたフィルムによりてはなしに、一つの一般課税によりて支辨されるものであるからである。檢定に不合

格の場合には、貸貸者たちは、再審委員會にフィルムを再提出する前に、しはしは適當なる切取り若しくは改修を爲すのか例である。

かようにして、そこには、少年の顧客を保存し得るかために、検定済みフィルムを上映することを以て、結局、活動寫真興行者の財政的利益とする所以か一般的に理解されて居ることか明らかにされるのである。

#### IV 國際的豫防手段

一九二一年の第二回國際少年保護會議の經過に於て、總會は特に次の要請を可決した。

『國際少年保護局は、その設置後、背德的活動寫真の危険から少年及び青年を保護する目的に於ける一つの國際的協約の實現を要求することか望まじきこととされる』。

大審院判事兼活動寫真フィルム検定委員長たるゴムポール氏かそれを指摘するかように『この協約は恐らく重大なる困難に逢着することなしには實現され得ないであらう。實際、國によりて著しく相違せる習俗と、個人自由に課せられ得る諸般の制限に就きて諸國民の有する異りたる諸觀念とは、特に、凡ての國家に全然同一なる各種處分を採用せしめることを往々にして困難ならしむべき重大なる要素である。たまた我々は、毫末の臆断もなしに、何等の先入観もなしに、これ等の處分を研究することによりてのみ、且つまたこれ等の處分の與へる影響の正當なる部分を認識することによりてのみ、凡てにか若しくは最大多數

によりて受け入れらるべき諸解決を見出すことに成功するであらう』。

國際協會は、この問題に關する各種の立法を公刊することによりて、またこれ等の立法によりて實施せられたる各種處分と今日までに達成せられたる諸般の成績とを報告することによりて、この希望に答へた〔註一九〕。

〔註一九〕 これ等各種立法例は一九二二年及び一九二三年の『國際少年保護協會會報』(Bulletin international de la protection de l'enfance) に掲載された。

國際少年保護協會の通常會議の日程中には、背德的活動寫真から少年を保護する目的に於ける一つの國際協約を成立せしめ得べき方法か議題として掲げられて居た。そこには多數の報告か提出された、そしてその中特に重要なものはブザンソン控訴院長カザビアンカ (Casabianca) 氏のそれであつた〔註二〇〕しかしながら、國際聯盟の後援の下に一九二三年九月十二日にジュネーブに於て調印せられたる國際條約を理由として、この議題は未決のままに残されたのである。然るに、この條約はまさしく期待を裏切つた。蓋しこの條約はその第一條に於て、單に猥褻なる活動寫真フィルムの禁止を規定するに止まつた。しかしながら、凡ての國家によりて承認され得べき『猥褻』(obscene) なる語の一定義を條約中に挿入することか果して可能であつたかの問題を周到に討議したる後、猥褻なる公刊物の防遏に關するこの國際會議は一個の消極的結論に到達した、そして結局、一九一〇年の會議に於けると等しく、各自正確と思料する意義を

この語に與ふべき用意を各國に留保することを以て適當とするものと認められた(確定決議第二項)。會議の確定決議第四項は未成年者に對して犯されたる犯罪に關する一要請を包含する〔註二一〕。

〔註二〇〕 Voir Bulletin international de la protection de l'enfance, 1923, p. 191 et s.; 1924, p. 483 a 489. — 我々はこれ等の報告から多數の示唆を得た。トロート氏も等しく、活動寫真と少年の保護に關する一報告を公けにした (T. W. Trought dans le Bulletin international de la protection de l'enfance 1923, d. 647 a 668)。しかしながら、この論文に於ける著者は専らイギリスの見地に立つて居るものである。

〔註二一〕 第四項の本文の次ぎのことし、

『本會議の一般的意見として、猥褻物を提供し、交付し、販賣し若しくは頒布する罪は、それか未成年者に對して犯されたるときは、より重きものと看做さるべきものとする。しかしながら、條約中に必ずしもこの點に關して一規定を挿入する必要はないと認めらる。本會議は、猥褻物の提供、交付、販賣若しくは頒布か年少者に對して爲されたる場合、各國立法はこれに對して一つの刑罰加重を豫定するてあらうことの希望を表明する。それ以下に於て年少者が保護せらるべき正確なる年齢を一定することは、各立法の權能に屬する』。

しかしながら、或るフィルムは、別に猥褻に非らずして尙ほ少年に對して危険なるものたり得る。然る

に、それにも拘らず、この國際會議は背德的活動寫真の危険から少年を保護する目的に於ける一つの國際協約の問題を検討するに至らなかつた。しかしこの種の協約は、活動寫真の驚くべき普及とそれの國際的流行とから見て極めて必要である。それ故に、そこには、一つの外交條約を以て、未だそれを存置せざる凡ての國に一つの監督課の設置を要求することか望まじきこととされるてあらう。そしてこの監督課は固より國內法に従ひて運用さるべきものではあるか、しかしその決定は司法若しくは行政處分によりて保障されるものたることを要するてあらう。尙ほ、國際少年保護協會に附設することを以て適當とすべき一つの國際中央事務局か、各國監督課の間に一つの聯絡機關としての役目を勤めることになるべきであらう。

この國際事務局は條約の目的に關する凡ての文書を集出し、整理し且つ公刊するの任に當るべく、且つ背德的フィルムに關する有益なる指示と少年を保護するために取るべき注意とを與ふべきであらう。

しかし、それにも拘らず、我々はこの國際事務局の有效性に就きて、徒らに錯覺する譯けには行かない。そこには國々によりて著しき相違を存する習俗と、或るフィルムの危険性に就きて與へられるそれとに異なる觀念とか斟酌されねばならない。凡ての豫先的通告は、敢て各國內監督委員會に於てフィルムの直接檢閲を爲すことを妨げるものではないてあらう。

國際事務局は善良なる活動寫真の獎勵に向つて、幾多貴重なる貢獻を爲し得るてあらう。若しもフィルム



出版者よりそれを要求されたる場合には、必要に應じて、年少者の道德的及び知力的發達を助長し得る有益なるフィルムを承認し、且つこれに、公開の有利なる一要素たるべき一つの査證を與へることは、國際事務局の權限の範圍内に屬するてあらう。

しかしながら、この國際事務局の外に、そこには就中善良なる活動寫眞の普及を目的とする諸團體を聯結する一つの國際協會の創設を德憑することが必要であると我々は考へる。これかためには、凡ての地方的偏見と凡ての國粹的排他思想とから絶對的に解放されることか必要とされるてあらう。尙ほそこに肝要なることは、若干大國內に存する多數の道德的活動寫眞期成會かその組織とその資本とを共同に置くことと、購入、販賣及び賃貸の任に當る道德的及び教化的フィルムの一中央出版所か創設されることであらう。かようにして、道德的及び教化的フィルムの問題は、初めて有効に解決されることになるてあらう、何故なれば、問題の難關は常に資本と販路の保障とに存するてあらうからである。

#### 希 望

不健全なる方法に於て想像力を刺激し、放縱と卑猥とを挑發し、犯罪的行爲を暗示し、挑發し若しくは展示する性質を有つた道德若しくは公序に反する活動寫眞興行物の益々増加する實情から見ても、そこには背德的活動寫眞の不祥なる影響に對する防遏戰か極めて緊急事とされる。學校と新聞紙との協力によりて、公衆の教育に當るべき民間諸團體の各種豫防的活動には、更らに必然的に、公衆道德と殊に少年及び

青年との保護を目的とする法律上の處分が附加されねはならない。

未だ就學年齢に達せざる小供には、凡ての種類の活動寫眞興行の觀覽が完全に禁止されねはならない。

學齡兒童及び爾餘の少年に關するかきり、最も有效なる處分の一つは、普通興行の觀覽を十六歳未満の少年に禁止することに存する。そしてこの禁止は絶對的たらねはならない、この意味に於て、この禁止は、少年か彼等の父母、若しくは彼等の保護に任する其の他の者によりて同伴されたる場合に於ても、また適用されねはならない。

この禁止は、しはしは活動寫眞興行に伴隨する補助興行物、即ち實演、展覽及びその他の餘興（獨白、歌曲等）にもまたこれを擴張することか望まじきこととされる。

しかしながら、娛樂的、教育的若しくは教化的性質を有するフィルムは、特に年少者に留保され、且つこの目的に於て一つの特別檢定委員會によりて、豫しめその委員會に於て試寫（檢閲）されたる後、許可されることを要するてあらう。

委員會の檢査は單にフィルム自體にのみ止まらず、更らにフィルムの表題、引札、廣告、筋書及び映寫の番組にも及ぶものたることを要する。

この委員會を構成する委員は政府によりて任命され、且つ自然的若しくは社會的義務によりて未成年者

の教育及び保護の任務を行ふ相當年齢に達せる有經驗者の中より周到に選定されねはならない。

活動寫真工業者には、委員會に於て彼等の権利を擁護するために若干の保障が與へられねはならないであらう。

そこには、上記範疇の人々の中より政府の選任したるものによりて構成せられたる一つの再審委員會に向つて救済を求める手段が豫定されることを必要とするであらう。しかしながら、初審委員會に参加したる者を更らにこの委員中に加へることは許されないてあらう。

少年のために留保されたる興行は、引札、上映番組及び廣告中に、特にかくのときものとして表示されることを要する。これ等の興行は午後八時以後に及ぶことは出来ない。

違反は罰金を以て處罰されるであらう。そしてその多額は充分に高められることを要する。累犯の場合には、裁判所は一つの禁錮刑を適用するの権能を有すべく、而かもまた必要なるかきり假執行と共に活動寫真映寫場の一時的若しくは確定的閉鎖を命し得るものとされねはならない。

活動寫真興行者は衛生と保安とに關して公けの興行を爲す諸施設に課せられる凡ての義務に服せしめられねはならない。またそこには興行者の個人的信用に關して保證を要求することか必要とされる。

そこには、映畫俳優若しくは補助者として活動寫真撮影所に使用せられる少年のために、一つの保護的取締規則の制定を必要とする〔註二二〕。

〔註二二〕 特に、一九二四年六月三十日のベルリン市令によりて取られたる保護處分を參照 (Informations sociales, Genève, 9, Mars, 1925)

そこには、良好なるフィルムを生産と映寫とが凡ての方法によりて奨励されるであらうことか望ましかることとされる。教化的、歴史的、科學的及び藝術的フィルムの製作と普及とを助長する目的に於て、家族の觀覽に供する活動寫真興行に對しては或る減税の特典を附與することか必要である。

道徳的且つ教化的フィルムと史料される凡てのもの普及を圖り、危険なしに——一部の切取りを爲し又は爲さずして——使用され得べきフィルムの或る目錄を作成し、且つ同時に、道徳的フィルムの生産、製作及び賃貸に關する一つの組織を成立せしめ得べき、『善良なる活動寫真』の期成を目的とする各國內委員會若しくは一つの國際委員會の設置を可能ならしめる方法及び手段を研究することか必要とされる。蓋し背徳的活動寫真に對する眞に有效なる鎮壓は、偏へに、『良好なる活動寫真』の發達に待たねはならないであらうからである。

## VI

犯罪及び不道徳を奨励する傾向を有つたフィルムの映寫を根本的に妨止することを可能ならしめる場所はたた一つしかない——即ちそれはフィルムが製作される場所そのものである。

不純なる書籍及び文學の展覽、販賣爲ひ頒布を絶對的に妨止すべく、そこにはたた一つの手段をしか存せない——即ちそれは材料が印刷される場所そのものである。

我々は徒らに、檢閲委員會や監督委員會のときものを設置して見たからとて 或ひはまたそこに考案され得るかきりのその他の凡ての機關若しくは官吏を任命して見たからとて結局無駄な話であつて、苟くも滔々たる潮の大浪がその源泉に於て阻止されなかつたか、若しくは全人民の利益に於て整調されなかつたかきり、彼等の活動は何れにしても極めて制限されたものに止るの外はないであらう。

固よりかくのとき徹底的計畫を實行するかためには、時を必要とする。しかしながら、苟くも人間の完成したる凡てのものは、何れも多くの時を要した、そして常に、彼等の財政的利益を理由として、一般的にこの種の凡ての活動に障礙を成す人々の反對に遭遇して居る。

そこで先づ差し當り、學校に於て、我か兒童たちに、専ら、日常生活に於て彼等に有益たり得べきフィルム、書籍及び文學の價値を知得せしめる教育の一考案を準備し且つこれを實行することは、良好なる效果を生むことになるであらう。

我々の支持するものは、『知るは能ふなり』の金言である。ここに於て、我々は、初等及び中等の學校に於て、フィルムの製作に於て追行されたる組織を少年たちに説明することを勸告せむとする。

映畫劇に参加する男女俳優たちの經歷、素性を簡單に説明し且つ彼等の受ける給料を指摘することは有益であらう。公衆が一度この點に就きて正しき知識を有つたならば、映畫劇に呪縛されて居る若人たちの幻惑の大部分が消散するであらうことを我々は確信するものである。かようにして、フィルム工業の赤裸々の眞實が極めて賤劣なるものとして認識され、従つて我か少年たちの脳髓に専ら偽英雄たちの思想を詰め込みつつある背俗的フィルムの淘汰せらるべき所以か、自のつから理解されることになるであらう。

『アメリカの行路發見者たち』("Pathfinders of America")は、公立諸學校に於て、凡ての種族、凡ての人類及び凡ての宗教の少年たちに、所謂 "Aunau Engineering" を教へることによりて、言ひ換へれば、考へ且つ充分に考へることを彼等に教へることによりて、この目的を達成するために、一つの例外的成功を以て活動して居るのである。

我々の少年はこの條件に於て育成されることか必要である、そして同時に、不良なるフィルム及び書籍を生産する人々に、現代社會に對すると等しくまた次代の人々に對して彼等の有する義務を理解せしめることか肝要である。

報告者 Le Dr H. de Bie,

Juge des enfants au Tribunal de Rotterdam, Pays-Bas.

我々の時代の特異なる一事實は、活動寫真と呼ばれるこの技術的驚異の迅速にして絶大なる普及である。この驚異は我々の時代に於ける眞の一生産である。各發明か有つた若干の先驅者は別として、我々は、フランスに於て、活動寫真に初めて發明特許權か與へられ、そして活動寫真か世界を通してその歩みを初めたのは、一九二五年の今日を去ること正に三十年以前のことであつたと言ひ得るのである。そして如何なる歩みを！實に活動寫真はその行くところとして勝利ならざるはない。最も隔在せる諸國に至るまでも、フィルムは限なく浸入した。かようにしてこの技術の驚異は全世界に凱歌を奏したのである。加之、活動寫真は、嘗て我々の眼に掩はれて居た多くの秘密を開披した。即ち活動寫真は植物の生育から、高速なる彈丸の通過し行く彈道をまで我々に展示してくれるし、また自動車や飛行機の利用され得る現今に於てすら極めて少數の人々しか見物することの出来ない諸地方を居ながらにして我々の眼前に展開してくれるし、更らにまた往昔の様々の光景を生きた姿に於て我々の眼前に展開さしてくれるのである。……

……一つの奔流のように活動寫真映畫は世界に漲つた、そしてそれは世界到るところに一つの進路を開拓した、それ故に、我々の注意を惹くものは、その現はれの迅速なることと共に、またその大なる擴かりである。而かもまたそれか幾回も反覆映寫され得るものたるかために、活動寫真の觀覽料は、演劇を見物するだけの物質的餘裕を有たない人々をも尙ほ頻繁に入場せしめ得るまでに爾かく低廉なるものたり得るし、更にまた他方に於て、俳優たちの力に限りのある結果として劇場に於ける實演は多くも一日二回を超ゆる譯けに行かないのに反して、フィルムは何回回轉したからとて別に疲勞を感じる譯けてはないから、活動寫真は一日中の大部分繰返し興行され得ることになるのである。

これに加へて注意すべきことは、一般的に、今日まで尙ほ他に殆どその例を見なかつたまでに、異常なる形の下に専ら活動寫真か力を注いだ廣告の力である。かようにして、活動寫真映畫か單に極めて大多數の成年者のみでなくまた就中我か少年たちを征服して居る事實を我々は最早毫も異とするものではないであらう。そして更らにこれを本質的に考察するならば、近年來の給料の向上に比して著しく立後れになつて居る住宅改善の現状——そして若い人々か閑散の時間中兎角彼等の自宅に止らない事實を極めてよく説明するこの住宅の現状、並びに、勞働の八時間及び休息の八時間と共にまた教養及び娛樂のために等しく八時間を必要とする一般的に普及せる見解（そしてこの場合、殊に少年たちの求めるものは娛樂である）——この凡ては、まさしく活動寫真か、僅小なる入場料を以て、或ひは友人たちと共に、或ひは選ばれた